

標題

米国のドイツ財産処理(25.9)  
在スイスドイツ財産処理

年 月 日から

年 月 日まで



分類記号番号	類別
B. 60. 1. 1	オ / 類
完結年月	保存期間
昭 25. 9	永久
部局名	主管課
理 財 局	国立公文書館
(大蔵省製本表紙 1-B5)	

分類	大蔵省
	平成12年度
排架番号	つくば書庫5
	5-53
2912	2912

保存文書

B60.1.1  
1  
8  
永入  
2912

在外財産国際先例9

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

0000 0437

秘

20  
第  
12

昭和廿五年九月

米国 の 独乙賊產 处理

( 諸 和 事 例 , 諸 事 業 大 部 )

理財局外債課

## 目 次

### 序

### 說

第一章　對敵取引禁止法	一頁
(一)　對敵取引禁止法	六頁
(二)　敵人の觀念	七頁
(三)　敵産申告及び引渡しの義務	八頁
(四)　敵産の売却	九頁
(五)　敵人権利者の名義抹消	一二頁
(六)　工業所有權及び著作權	一三頁
(七)　敵産に対する請求權	一五頁
(八)　敵産の返還	一六頁
第二章　ウインスロー法	二一頁

## 第一節 ウインスロー法の成立まで

(一) ベルリン平和條約 ..... 二一頁

(二) 混合請求権委員会 ..... 二四頁

## 第二節 ウィンスロー法の内容

(一) 一万ドルの解放 ..... 二九頁

(二) 差押財産の分割 ..... 二九頁

(三) 売合信託財産 ..... 三二頁

(1) 有価証券 ..... 三四頁

(2) 現金資産 ..... 三六頁

(四) アメリカ会社の株式 ..... 三八頁

(五) 保険会社 ..... 三一頁

(六) 遺産の解放 ..... 三二頁

(七) 戦前所有者 ..... 三四頁

四六頁

(八) 返還最高額 ..... 四八頁

(九) 差押財産の収益 ..... 四九頁

(十) 工業所有権及著作権 ..... 五一頁

(十一) 返還手続料金 ..... 五七頁

(十二) 逃亡犯罪人 ..... 五八頁

(十三) 稽留その他の負担 ..... 五九頁

(十四) 返還手続 ..... 八〇頁

三 章 戰時請求権処理法

## 第一節 序 説

第二節 旧敵国民の請求権

(一) ドイツ人の請求権 ..... 八八頁

(2) 差押財産の損害賠償 ..... 一〇〇頁

(1) 差押財産の返還 ..... 八八頁

(2) 差押財産の損害賠償 ..... 一一〇頁

(1) 商船

(2) 無線電信局

(3) 特許及特許出願

(4) 損害賠償の仲裁審判

(5) オーストリア人及びハンガリ一人の請求権

一〇六頁

一一九頁

一五五頁

二二八頁

二二八頁

二二八頁

二二八頁

二二九頁

一目次終一

## 序 説

（講和條約と在外資産）（講和條約の研究第二部、昭和二四年五月）は、対日講和條約で日本国民の在外資産が、どのような取扱をうけるかという問題を念頭におきながら、ヴエルサイユ條約の規定を研究したのである。この問題を、いつそう深く研究するためには、ヴエルサイユ條約のもとで、実際に、各連合国がどのようにドイツ国民の在外資産を処理したかを知る必要がある。けだし、ヴエルサイユ條約は、ドイツ国民の在外資産の処理に向して、きわめて、おおまかな規率を定めたのに過ぎないのであって、實際には、各連合国の国内法令によつて、具体的な処理が行われるからである（第二九七條（四号第二項））。このことは、イタリー平和條約についてもあてはまる（第七十九條第二項）。対日講和條約においても、おそらく、同様であろうと思われる。

ところで、ヴエルサイユ條約においても、またイタリー平和條約においても、戦敗国民の財産を、賠償の担保として、留置・清算することは、戦勝国の権利であつて、これを完全に行使するか、または全然行使しないかは、もつばら、戦勝国の任意に定め得るところ

である。第一次世界大戦後の各國の実際をみると、苗置・清算権を、ヴエルサイユ條約の許す範囲において、完全に行使した国はない。この権利を全然行使しなかつた国はあったけれども、反対に完全に行使した国はなかつた。多くの連合国は、苗置・清算権を制限して行使したのである。もつとも共通な制限は、一定の少額のドイツ財産の解放または返還であつた。それは、生活困窮者の救済という社会政策的考慮にもとづくものであつた。

連合国の苗置・清算権の放棄または制限は、條約にもとづく場合と、連合国の国内法令にもとづく場合とがある。條約にもとづいて請求権の放棄または制限が行われた場合としては次の例がある。

- (1) 一九二〇年十二月三十日調印「ヴエルサイユ條約第二九七條適用に関する英独協定」(講和條約研究資料第二巻七七頁以下、資料一三)第一一條によつて、五〇〇ポンドにみたないドイツ財産が返還せられることになつた。なお第二部一九三頁参照。
- (2) 一九二〇年二月六日「ヴエルサイユ條約第二九七條適用に関する獨佛協定」(資料第二巻八八頁以下、資料一四)第八條によつて、少額の物件の返還が行われることとなつた。なお、第二部一八九一~一九〇頁参照。

なつた。なお、第二部一八九一~一九〇頁参照。

(3) 一九一九年十一月十五日「アルサス・ローレン動産解放協定」(独・佛同)へこの協定は資料第三巻で認出の予定)によつて、アルサス・ローレンのドイツ人財産は苗置・清算をまぬがれた。なお、第二部一九二頁参照)。

(4) 一九二〇年六月二十九日調印「ヴエルサイユ條約第二九七條適用に関するドイツ・テエツコスロヴアキア同協定」(資料第二巻七一頁以下、資料ヘーニー第一條によつて、ドイツ国民所有の鉄道、鉱山業、製鐵業及び鉱泉業施設のみが清算せられた。第二部二〇八一九頁参照)。

(5) 一九四七年八月十四日調印「アメリカ合衆国に在るイタリアの資産及び合衆国国民の請求権についての米伊覚書第一條によると、特別な例外をのぞき、原則としてアメリカの清算権は放棄せられた。

連合国が国内法によつて戦敗国民の財産を解放・返還した、もつとも顯著な例は、第一次大戦後におけるアメリカである。本稿は、このアメリカにおいて、第一次世界大戦中、

及びその後において、ドイツ国民その他敵國民の財産がいかに取扱われたかを観するものである。

第一章は、対敵取引禁止法のとて、ドイツ財産がいかに取扱われたかを論じたものである。これについては、第二部二三一頁以下で簡単に述べた。対敵取引禁止法は附録第二として訳出した。

第二章は、ウインスロー法の下における、ドイツ財産の一部（一万ドル以下）返還について概観した。ウインスロー法は、附録第三として訳出した。この法律が成立するまでの、特殊ある経緯を述べたものとして、ハイズの論文を訳出した（附録第一）。

第三章は、戦時請求権処理法による、大部分のドイツ財産の返還を、アメリカ国民の請求の問題とあわせて、概観した。この法律は、講和條約研究資料第三卷に「資料二八」として訳出した。この法律の計数的基礎は、附録第四を参照せられたい。

対敵取引禁止法、ウインスロー法及び戦時請求権処理法の三者は、アメリカにおける敵国財産処理法の根幹をなすもので、その内容は、複雑で難解をきわめている。アメリカの

法律専門家の間でも、異同を生むる点が多い。本稿は、左の著述を参考してかゝれたものである。

- (1) René Wormser, *Collection of International War Damage Claims*, 1944 New York.
  - (2) Krüger und Loewenfeld, in "Die Beschlagnahme, Liquidation und Freigabe deutscher Vermögen im Auslande", Erster Teil (Berlin 1924), S. 57—.
  - (3) Krüger und Grunemann, *Das amerikanische Fertigdegesetz vom 10. März 1928*, in "Die Beschlagnahme u. s. w.", Vierter Teil (Berlin 1929), S. 3—.
- なお、本稿で引用された法令と、訳出されたことのないものは、講和條約研究資料で、複数見て訳出する予定である。

# 第一章 対敵取引禁止法

六

## (一) 対敵取引禁止法

第一次世界大戦において、アメリカが敵国私有財産に対してとった処置の法的根柢をなすものは、一九一七年十月六日の「対敵取引禁止法」(Trading with the Enemy Act)（詳しくは「敵人との取引を定義し規律し处罚するため、またその他の目的のための法律」という、附録第二参考。）及びその修正法である。この法律は、合衆国大統領にて外國財産管理人し Alien Property Custodian を任命する権限をあたえた。外國財産管理人の任務及び権限は、「敵人または敵国の同盟国民に支払われ、または届する、合衆国にある現金または財産であつて、本法の規定にもとづき（外國財産）管理人に支払われ、譲渡せられ、または引渡さるべきいつさいの現金または財産を受領すること」及び「現金及び財産を「大統領の一般指令にもとづき、または本法の定めるところに依り、保管し、管理し、出納を明らかにすること」にある（第六節）。外國財産管理人は差押財産

に対して「普通法上の被執者」としての機能を有する（第一二節第四項）。

## (二) 敵人の概念

対敵取引禁止法上の「敵人」とは、敵国領土または敵国が占領する地方に住所を有するもの、または、合衆国以外の国に住所を有していて、敵国領土において事業上の活動をする者をいう（第二節）。従つて、敵人たることを決定する要素は、「住所」であつて、「国籍」ではない。たとえアメリカ国民の所有する財産であつても、その所有者の住所がドイツ国内にあるときは、「敵産」であつて、対敵取引禁止法の適用をうけることになる。これに反して、たとえドイツ国民の所有する財産であつても、その所有者の住所が合衆国内に住所を有するときは、それは敵産ではない（もつとも、この場合一応そういうことになつてゐるのであつて、尚例外がないでもない）。組合、社団、法人等の人の組織についても、自然人と同様である。

右のほか、敵国の官吏または代表者は、たとえその住所がアメリカにあつても、やはり「敵人」として取扱われる。また、敵国籍の合衆国国民または中立国民、または合衆国に

住所を有する敵国国民であつても、大統領が「合衆国の安全または戦勝のためにし必要と思ふときは、敵人とみなされることがある（第二節（ハ）項）。

一九一八年二月五日の大統領布告は、右の機種にもとづいて発せられたものであつて、ドイツ系、オーストリア系またはハンガリー系の合衆国民であつて抑留せられた者を敵人とみなすとしたのである。一九一八年五月三十一日の大統領布告は、(1) いっさいのドイツ人捕虜、オーストリア人捕虜及びハンガリー人捕虜、(2) 合衆国の同盟国が抑留している私人、(3) ブラツク・リストにのせられたドイツ人、オーストリア人及びハンガリー人を敵人とみなすこととした。

### （三）申告及び引渡しの義務

合衆国に住所を有する者であつて、敵産を保管している者、または敵人に金銭債務を負うている者は、外国財産管理人に対して、明細書を提出して申告しなければならない（第七節（ハ）項第三段）。また、合衆国にある法人、法人格をもたない社団、組合、受託者であつて、株式証券その他の持分証書を発行しているものは、敵人たる役員、理事、株主の姓

名とその所有する株式または持分の金額を完全に記載したリストを、外国財産管理人に記入せねばならない（上段第一段）。

外国財産管理人の請求があつたときは、敵人に属するいっさいの現金または財産を引渡さなければならぬ（第七節（ハ）項）。大統領が一九一八年二月二十六日の命令によつて定めた施行規則に依ると、引渡請求書の交付とともに敵産管理権は外国財産管理人に移転したものとみなされる。外国財産管理人は、この手続によつて敵産を差押える。

外国財産管理人の差押権は、一九二一年七月二日まで存続した。一九二一年七月、「」  
といふのは、議会の共同決議（ノワクス・ボーター決議）が大統領によつて署名せられた一日であつて、この日よりのちは、外国財産管理人は敵産を差押える権能をもたない、たゞし、一九二一年七月二日以前に敵産の引渡しを請求しているときは、このかぎりでない。したがつてまた、外国財産管理人は、一九二一年七月二日以前において弁済を請求しているのでなければ、ドイツ人に負うている金銭債務を取立てることはできない。

### （四）敵産の売却

一九一七年十月六日の対敵取引禁止法によると、原則として、外國財産管理人は敵産を売却することはできない。敵産の売却が許される場合は、敵産の喪失を防止するために止むを得ない場合、にかぎられる（第一二節オ四項）。たとえば、敵産がさわめて破損し易く不當な保管費用かかる場合においてのみ、売却することができる。元来、対敵取引禁止法の目的は、取引禁止の脱法行為を处罚し、敵人所有の財産を管理し、敵人に属する現金資産を、アメリカの戦争目的に利用しようというのであつたから、敵産の売却を原則としてみとめないことは、対敵取引禁止法の目的にも合致していたのである。敵人に属する現金をアメリカの戦争目的に利用するため、対敵取引禁止法オ一二節及び一九一八年五月二十六日の執行命令は、いつさいの敵人の現金が、合衆国財務省 *Treasury of Uncle Sam* に預託せらるべきこと、ならびに、財務長官が、預託せられた現金を国債に投資することができることを定めている。実際にこれらの敵人に属する現金は、大規模に今家國の戦時公債 *Safety Bonds* に投資せられた。

かよう、差押えられた敵産を売却することは、初めのうちは、原則としてみとめられ

なかつたのであるが、一九一八年三月二十八日の修正法によつて、対敵取引禁止法第一二節が改正せられ、一般に差押財産の売却が可能となつたのである。すなわち、この修正法は、外國財産管理人に対して、いつさいの差押財産を売却し得る権限、その他適當と思われる方法で処分することのできる権限をあたえた。もつとも、売却は公売でなければならぬ。また事前に公告しなければならない。しかし、一九一八年四月二日の大統領命令によつて、ある場合には公売によらず、また事前の公告を要しないことになつた。

一九一八年三月二十八日の修正法が目的としていることは、戦後に於けるドイツの大企業の活動を封することにあつた。初代の外國財産管理人であった A. Mitchell Palmer は、一九一九年二月二十二日大統領に提出した報告書のなかで、次のように述べてゐる。

売却命令權を管理人があたえる修正法を議会が採決したときに、目的とせられたことは、アメリカ領土に於けるドイツの産業軍隊を捕虜とし、それを壊滅することにあつた。この目的を達成するために、私は、できるだけ迅速に、いつさいのこととなしとげた。

私は單なる敵産保管人たるに止まることなく、敵産を合衆国の兵器とするよう努労した。

ペーマーが、外國財産管理人の職にあつた長期間において、一九一八年三月二十八日の修正法によつてあたえられた売却命令権行使した方法は、アメリカ側においても、しばしば非難せられるほど、徹底したものであつた。アメリカの著名な弁護士 Arthur Gerfield Hayes が、その著書 *Enemy Property in America*、( *Maurice Bender & Co.* ) p. 37. で指摘しているところによる。Bosch Magneto 事件において、敵産が實際の価格よりも数百万ドルも安価格で、ペーマーの友人・知己に売却せられたとすることである。

#### (五) 敵人権利者の名義の抹消

一九一八年十一月四日の修正法によつて、公の登記簿、登録簿において、敵産とくに特許、商標権、著作権の名義を外國財産管理人にかきかえることができるようになつた。さうに、外國財産管理人の請求があつたときは、いつさいの法人・会社は、株主名簿または

出資者名簿中より敵人の名を抹消し、出資を証する証書を新しく外國財産管理人に発行しなければならない。

#### (六) 工業所有権及び著作権

一九一七年の対敵取引禁止法第10條によれば、敵人は戦争中といえども、特許出願、商標登録を行うことができる(い項)。また、アメリカ市民または法人は、公益上必要と思われ、また実施の意志と能力があるときは、敵人の所有する工業所有権、著作権等について専用免許の附与を求めることができる(い項)。この専用権は、原則として、工事上有権、著作権等の存続期間の限度において効力を有する。かような専用権があたえられたときは、専用権者は、定められた期日に、専用料を外國財産管理人に支払わねばならない(第一〇節(い項))。

敵人たる工業所有権者または著作権者は、戦争終了後一年以内に衡平法訴訟を提起して、実施権者に対してその利用に対する相当なる補償金を要求することができる。裁判所が認めた実施料は、実施権者が外國財産管理人に支払った金額から控除しなければならない(

第一〇節(ヘ項)。

一四

敵國國民は、工業所有権または著作権の侵害を理由として、アメリカ國民を相手どつて戦争中といえども、訴訟を提起することができる(オ一〇節(ヘ項))。しかし、實際にはほとんど不可能なことであつた。というのは、外國財産管理人は、これらの権利を、一九一八年十一月四日の修正法によつて差押え、一九一八年三月二十八日の修正法によつて売却しているからである。實際に、當時の外國財産管理人 W. D. Farnum は、同人が社長である財團 *Chemical Foundation (CFC.)* に対して、五五〇〇件にも及ぶ工業所有権その他、とくに化学特許を、總額二五万ドルという、おどろくべき価格で売却した。ユンケル会社は、この財團を相手どつて、特許権侵害を事由として、訴訟をおこしたが、この訴訟は却下せられた。理由は、原告は特許権差押の結果として訴権を有せざるにいたつたというのであつた。化学特許売却における外國財産管理人のやり口は、いたるところで非難せられた。というのは、サルバルサン特許だけ考えてもあきらかに数百万ドルの價値のあるものであつたからである。その結果は、合衆国政府をも動かし、政府は、同財團

を相手どつて、売却無効の訴をおこした。オ一審で政府の敗訴になつて、大審院まで上訴せられた(この事件の詳細については、別稿で論ずる)。なお、この項については、オニ部「講和條約と在外資産」二三八頁、オ三部「講和條約と工業所有権」一三一ニ〇頁参考。  
(七) 敵産に対する請求権

差押えられた敵産に対して「非敵人が有する請求権は、外國財産管理人に對して主張することができる(オ九節オ一項)」。もつとも、かような請求権を満足するために、差押財産を引渡し、または差押財産より弁済するためには、檢事總長の命令がなさればならない。一九一七年の対敵取引禁止法では、このほか、敵人たる所有者の同意を必要としたのであるが、この條件は、一九一九年七月十一日の修正法によつて不要となつた。檢事總長の命令が、請求権の主張が行われてから六〇日以内に發せられなかつたときは、戰爭終了後六ヶ月以内に、衡平法上の訴によつて、この請求権を主張することができる。この期間は、その後、まず一ヵ月に、ついで三ヵ月に延長せられたが、ウインスロー法では、完全に期間を廃止した。

一 外国財産管理人が譲受け売却した敵産に対するいつさいの請求権は、一九一八年十一月

四日の修正法によつて、外国財産管理人が收受した売却純減高の範囲において認められた。非敵人は、その請求権について利息を要求することができるか、アメリカ人に対する敵国人のマルク表示債券は、いかなる換算率でドルに換算せられるか、という問題があつた。初代の外国財産管理人 Palmer は、一般に、開戦の日における為替相場でマルク債務をドルに換算したが、オニ代の外国財産管理人 Miller は、「州際貿易外國貿易委員会」 Committee on Interstate and Foreign Commerce における証言において、その就任以来セセントリーマルクの換算率によつたことを述べている。

#### (八) 敵産の開放

オ一次大戦末期から、さわめて限られた範囲において、対敵取引禁止法を修正する形式で、敵産の差押解除が行われはじめた。

一九一九年七月十一日の修正法。——この法律は、一九一七年の対敵取引禁止法オ九節を修正する形式で、敵国が占領する地方に住所を有していただけの理由で敵人とみなされ

た者が所有する差押財産に対して、差押を解除することができることを定めた。解放の申請は外国財産管理人に対して行う。

一九二〇年六月五日の修正法。——この修正法も亦、対敵取引禁止法オ九節を修正する形式をとつた。この修正法に依り、解放の範囲はさうに拡大した(オ九節四項)。新しく左の者が差押解除を申請することができる。

(1) 差押のときにおいても、解放のときにおいても、ドイツまたはオーストリア・ハンガリーの国民でなかつた者、実際に Swiss National Insurance Co. or Alien Property Custodian 事件において、原告は、中立国の「市民」であることを理由として、このオ一号の規定にもとづき、差押財産の解放を止めた。しかし裁判所は、オ六号の規定が適用せらるべきものとなし、いつさいの敵人が会社に開与していないことが立証せられたときにのみ、解放が許される、と判示した。

(2) 婚姻締結のとき中立国国民または合衆国の同盟国の国民であつた女子であつて、

イツ国またオーストリア・ハンガリー國の國民と、一九一七年四月六日へ合衆國參戰の日)以前において婚姻したる者。たゞし、解放を要求した財産が、直接にもあれ、間接にもあれ、ドイツ國またオーストリア・ハンガリー國の國民から取得せられたものでないことを要する。

(3) 出生のとき合衆國國民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前にドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の國民と婚姻したる者。たゞし、解放を要求した財産が、直接にもあれ、間接にもあれ、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の國民から取得せられたものでないことを要する。

(4) 外交關係断絶のとき外交官または領事官として合衆國に在任していたドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の國民、その妻及び未成年の子。たゞし解放を申請した財産が、その官邸に關し合衆國に持參せられたものたることを要する。

(5) 戰時中抑留せられたドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の國民であつて、戦後再び合衆國で生活する者。この場合においても、解放申請権者が、現金資産または

は完却代金が外国財産管理人の手に移つたときからのち、差押財産上の収益を請求することができるかと云う問題がある。  
たゞしは「これに対する正しい解答は、外国財産管理人は、資産を受託者たる地位において保管しているのであるから、保管資産に關して取得せられた収益がいかなる性質のものであつても、これを資産の所有者に支払うべきである」といつている(前掲書三九一四〇頁参照)。

(6) 合衆國以外に住所を有する組合、会社、法人または、人の集団であつて、その財産がもつばら、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の國民でない者に属しましたは屬したもの。

(7) ブルガリア國政府及びトルコ政府。

(8) ドイツ國政府及びオーストリア國政府。たゞし、外交機関または領事機關の財産にかざる。

なお、平和條約によつて当然に、旧敵國の国籍を失つた者は国籍選択によつて旧敵國の国籍を失つた者は、ドイツ國またはオーストリア國の國民とはみなされない。すなう

う、ダンテヒ自由市、メーメル地方、ボーランド、チエツコスロヴァキアの市民、及び  
ルサス・ローレン、オイyan・マルメディー、北シユレスウイツヒ地方に住所を有して、  
た旧ドイツ国民であつて他の国籍を当然にまたは国籍退却によつて取得した者は、すべて  
の差押財産の解放を申請することができる。解放申請権者が死亡しているときは、その法  
定代理人が申請することができる（オ九節（二）項）。

一九二一年二月二十七日の修正法、一、この修正法によつて、前記の（2）及び（3）に該当す  
る女子に属する差押財産を、一九一七年一月一日以前にドイツ国民またはオーストリア國  
民が取得したときは、解放から除外せられないことになった。

## 第二章 ウインスロー法

### 第一節 ウインスロー法成立まで

#### （一）ベルリン平和條約

アメリカ合衆国が、ケエルサイユ條約を批准しなかつたので、アメリカとドイツとは  
一九二一年八月二十五日、ベルリンで米独平和條約を締結した。批准書交換は、一九二一  
年十一月十一日ベルリンで行われた。休戦後満三年で初めて米独間に正規の平和關係が  
立したわけである。

ベルリン條約は、その前文において、合衆国が、一九二一年七月二日大統領が署名した  
西院合同決議において、一九一八年十一月十一日の休戦條約及びその補充協定にもとづい  
て、請求し得るいっさいの権利、あるいは、参戦によつて取得したいっさいの権利、ある  
いは、ケエルサイユ條約で認められたいっさいの権利、あるいは、主なる同盟・連合國の

一回として議会の法律その他にもとづいて請求し得るいつさいの権利を確保したこと

二三

持している。さらに、ドイツ帝国政府、その承継者及びドイツ国民に属するいつさいの財産は、ドイツ政府に対する合衆国国民のいつさいの請求権を満足せしめるため受諾し得る提案がドイツ政府によつてなされるまで、留置せらるべきことを定めた。前記合同決議第五節の規定をかゝげてある。

第一條において、ドイツ國が、合衆国に対して、前記合同決議にかかげられたいつさいの権利、特權、補償、賠償または利益、及び、ヴエルサイユ條約によつて合衆国のために定められ、合衆国がこの條約を批准しなかつたにもかゝわらず合衆国によつて完全に享有せらるべき、いつさいの権利及び特權を保証する義務を負うべきことを定めた。

第二條の下において、ドイツ國が合衆国に対して保証すべきヴエルサイユ條約上の権利及び利益の範囲を定めている。それは、左の條項にふくまれる権利及び利益である。

- (1) 第四編第一款（ドイツ國殖民地）
- (2) 第五編（陸軍、海軍及び航空條項）

- (3) 第六編（俘虜及び叢墓）
  - (4) 第八編（賠償）
  - (5) 第九編（財政條項）
  - (6) 第一〇編（經濟條項）
  - (7) 第一一編（航空）
  - (8) 第一二編（港、水路及び鉄道）
  - (9) 第三四編（保障）
  - (10) 第一五編（種則）
- 第二條(2)号及び(3)号において、合衆国を拘束しないヴエルサイユ條約の規定がかゝげられている。かような規定は、左の各編に属する規定である。
- (1) 第一編（國際連盟規約）
  - (2) 第二編（ドイツ國の境界）
  - (3) 第三編（歐洲政治條項）

(4) 第四編第二十八款

二四

(5) 第一三編へ傍文

第二條(4)号においては、合衆国が賠償委員会その他ヴエルサイユ條約によつて設置せられた委員に参加する権利はもつが、義務はもたないことを明示した。

第三條は批准について規定している。

(二) 混合請求権委員会

アメリカは、戦時中、対敵取引禁止法を制定し、ドイツ国民がアメリカにおいて有する財産を差押え管理した。その目的は、

- (1) 敵国国民の利益の保護、
- (2) 敵国による敵産利用の防止、
- (3) 敵産を利用する自国の戦力の增强、
- (4) 敵国に対する自国民の請求権の担保、

にあつた。しかし戦争が終つたのちにおいては、(1)-(3)の目的はおのずから消滅し、これ

うの理由で、敵産をひきつゞき差押えることは理由がないことである。したがつて、(4)の理由のみがドイツ財産差押の理由となる。このことは、ベルリン條約でも確認された。何となれば、同様條約オニ條(1)号は、ヴエルサイユ條約オ一〇編にもとづいて、アメリカに認められた権利及び利益を、ドイツ國が保証すべきことを定め、したがつて、ヴエルサイユ條約オ一〇編オ四款(「財産、権利及び利益」)の規定(オニ九七條(4)号)にもとづいて、アメリカは、アメリカにあるドイツ財産を留置し清算することができるからである。第四款附屬書オ四條によれば、アメリカ国民がドイツ國において有する財産に関する請求権もとづく賠償、及び潜水艦作戦による損害賠償(いわゆるルシタニア條項による損害賠償)、第二部「講和條約と在外資産」(八頁)、第三部「講和條約と外国財産」(ハーフ頁参照)。アメリカにあるドイツ財産の清算残高によつて行われるへなれ、オニ九七條(4)号(二)を参照)。このことは、全体としてみれば、アメリカ国民のドイツ政府に対する請求権の担保としてドイツ國民の在米財産が差押えられていることを意味する。

したがつて、ドイツ國民の差押財産が最終的処理をうけることのできる前提として、ア

メリカ国民がドイツ政府に対して有する請求権の金額が決定せられなければならない。この要求をみたすために、一九二二年八月十日ベルリンにおいて、米独間に協定が調印された。この協定は、正確には「一九二一年八月二十五日にアメリカ政府とドイツ政府との間に締結せられた條約にもとづくドイツの財政上の義務を履行するにあたつてドイツ国が支払うべき金額を決定する任務をもつた混合委員会に関する合衆国及びドイツ国間協定」とい、調印と同時に実施せられた（オ七條）。これによつて「米独混合請求権委員会」*United States-Germany Mixed Claims Commission*（以下混合委員会）（オ二）が設置せられた。

混合委員会は三名の委員より成る。合衆国政府及びドイツ国政府は、それぞれ、一名の委員 *Commissioner* を選任する。両国政府の協定で一名の委員長 *umpire* を選任する。委員長の任務は、委員の意見が一致しなかつた事件を決定すること、審理中におこつた意見の相違について決定することにある（オ二條）。委員のほかに、両国政府は一名死の書記 *secretary* を任命する。書記は各回政府の使用人ではなく、委員会の共同の

使用者である。書記の任務は、委員会の審判記録を作成保管することである（第四條第一項）。委員会は、自ら補助的取扱を任命、雇傭することができる（オ二項）。各回政府は代理人及び顧問（*agents and counsel*）を任命することができる。政府の代理人及び顧問は、委員における口頭審理または書面審理に参加することができる（オ六條第一項）。委員会の決定及び委員長の決定は終局とし、両国政府を拘束する（オ六條第二項）。委員会の所在地はワシントンとする（手続規則オニ節オ一項）。

混合委員会の管轄する事件は次の三つである（オ一條）。

- (1) ドイツ領土（一九一四年八月一日現在）において一九一四年七月三十一日以降に生じた、アメリカ国民へアメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）の財産、権利及び利益に関する損害または差押にもとづくアメリカ国民の請求事件。
- (2) 戦争の結果として、一九一四年七月三十一日以降において、アメリカ合衆国またはその国民（アメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）が、身体、財産、権利及び利益の侵害によつてうけた喪失または損害を理由とする請求事件。

(3) ドイツ政府またはドイツ国民がアメリカ回民に負うてゐる債務に關する事件。<sup>二八</sup>

なお、混合委員会の管轄は、一九二八年十二月三十一日調印の「合衆国及びドイツ國交換公文による協定－合衆国及びドイツ國間混合請求権委員会管轄の拡張」によつて拡張せられた。これは、一九二八年の戰時請求権処理法（資料二九参照）の制定に原因するものである（オ三章オ三節（三）を参照）。

ウインスロー法審議に際して行われた、「洲際貿易及び外國貿易委員会」の公聴会での証言によると、混合委員会に提起せられた、アメリカ回民の請求は、次のようなものであつた。

- (1) ルシタニア号、サセックス号及びエセックス号擧沈による「生命の喪失」に対する請求、當時申請せられていた件数は、一九〇件で、請求總額は約一、五〇〇万ドルであつた。鑑定人の証言によると、この總額は五〇〇万ドルで十分であるといわれた。
- (2) 戰争中ドイツにあるマルク預金を処分することができなかつた銀行及び個人の請求、これらの債権者は、その資金が下落したマルクで返済せられることを拒絶して、兩戰であつた。

のとき（一九一七年四月六日）の為替相場で対価をうけとることを要求した。當時の外國財産管理人であつた *Milles* は、請求總額四、〇〇〇万ドルにのぼると証言している。

- (3) 北フランス及びベルギーに於ける企業の損壊を理由とするアメリカ大公社の請求、數百万ドルにのぼると評価せられた。
- (4) 保険に関する請求、全申請額の九〇パーセントを占める重要なものである。これは、魚雷攻撃で擊沈せられた船舶及びその積荷に対する保険金支払を理由とする保険会社の請求のほかに、潜水艦作戦のために保険料が高くなつたことを理由とする所の請求がふくまれてゐる。特に後者が理由のない請求であるというのが鑑定人の証言であつた。

## 第二節 ウインスロー法の内容

(一) 一万ドルの解放。

メリカ国民がドイツ政府に対して有する請求権の金額が決定せられなければならない。  
この要求をみたすために、一九二二年八月十日ベルリンにおいて、米獨間に協定が調印された。この協定は、正確には「一九二一年八月二十五日にアメリカ政府とドイツ政府との間に締結せられた條約にもとづくドイツの財政上の義務を履行するにあたつてドイツ国が支払うべき金額を決定する任務をもつた混合委員会に関する合衆国及びドイツ国間協定」とい、調印と同時に実施せられた（オセ條）。これによつて「米獨混合請求権委員会」*United States-Germany Mixed Claims Commission*（以下混合委員会）（オセ）が設置せられた。

混合委員会は三名の委員より成る。合衆国政府及びドイツ国政府は、それぞれ、一名の委員 *Commissioner* を選任する。両国政府の協定で一名の委員長 *Chairman* を選任する。委員長の仕務は、委員の意見が一致しなかつた事件を決定すること、審理中におこつた意見の相違について決定することにある（オニ條）。委員のはかに、両国政府は一名宛の書記 *Secretary* を任命する。書記は各両政府の使用人ではなく、委員会の共同の

使用者である。書記の仕務は、委員会の審判記録を作成保管することである（第四條第一項）。委員会は、自ら補助的取扱を任命、雇用することができる（オニ条）。両国政府は代理人及び顧問（*agents and counsel*）を任命することができる。政府の代理人及び顧問は、委員における口頭審理または書面審理に参加することができる（オ六條オ一項）。委員会の決定及び委員長の決定は終局とし、両国政府を拘束する（オ六條オ三項）。委員会の所在地はワシントンとする（手続規則オニ節オ一項）。

混合委員会の管轄する事件は次の三つである（オ一條）。

- (1) ドイツ領土（一九一四年八月一日現在）において一九一四年七月三十一日以降に生じた、アメリカ国民（アメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）の財産、権利及び利益に関する損害または差押にもとづくアメリカ国民の請求事件。
- (2) 戦争の結果として、一九一四年七月三十一日以降において、アメリカ合衆国またはその国民（アメリカ国民が利害關係を有する会社及び組合をふくむ）が、身体、財産、権利及び利益の侵害によつてうけた喪失または損害を理由とする請求事件。

(3) ドイツ政府またはドイツ国民がアメリカ国民に負うてゐる債務に關する事件。  
なお、混合委員会の管轄は、一九二八年十二月三十一日調印の「合衆国及びドイツ国間交換公文による協定」合衆国及びドイツ国間混合請求権委員会管轄の拡張によつて拡張せられた。これは、一九二八年の戦時請求権処理法（資料二九参照）の制定に原因するものである（オニ章オ三節（三）を参照）。

ウインスロー法審議に際して行われた、「州際貿易及び外國貿易委員会」の公聴会での証言によると、混合委員会に提起せられた、アメリカ国民の請求は、次のようなものであつた。

- (1) ルシタニア号、サセックス号及びエセックス号擧沈による「生命の喪失」に対する請求、當時申請せられていた件数は、一九〇件で、請求額は約一、五〇〇万ドルであつた。鑑定人の証言によると、この總額は五〇〇万ドルで十分であるといわれた。
- (2) 戦争中ドイツにあるマルク預金を処分することができなかつた銀行及び個人の請求、これらの債権者は、その資金が下落したマルクで返済せられることを拒絶して、開戦であつた。

の（二）（一九一七年四月六日）の為替相場で對価をうけとることを要求した。當時の外國財産管理人であつた *Wille* は、請求額四、〇〇〇万ドルにのぼると証言している。

- (3) 北フランス及びベルギーに於ける企業の損壊を理由とするアメリカ大公社の請求、數百ドルにのぼると評価せられた。
- (4) 保険に関する請求、全申請額の九〇パーセントを占める重要なものである。これには、魚雷攻撃で撃沈せられた船舶及びその積荷に対する保険金支払を理由とする保険会社の請求のほかに、潜水艦作戦のために保険料が高くなつたことを理由とする荷主の請求がふくまれてゐる。特に後者が理由のない請求であるというのが鑑定人の証言であつた。

## 第二節 ウインスロー法の内容

### (一) 一ドルの解放

- 一九二三年三月四日、ウインスロー法 *Winslow Act* が制定せられた（附録オ三参考）。この法律も、形式のうえでは、一九一七年の対敵取引禁止法を修正するという形をとつた。まず一九二〇年六月五日の修正法で改正せられた対敵取引禁止法オ九節を修正することにも（オ一節）、それに伴つて、オニ〇節乃至オニ四節の五節を対敵取引禁止法に追加した（オニ節）・ウインスロー法成立までの経緯については、附録オ一「アメリカ合衆国における敵産」（アーサー・ガーフィールド・ヘイス）を参照。
- 一九二〇年六月五日の修正法によると、対敵取引禁止法オ九節（四号）によつて、オ一号（八号までの八種類のものについて、敵産解放が行われたのであるが（オ一章ヘ八）を参照）、ウインスロー法は、これに、次の三種類の者を追加して、その財産が返還せらるべきことを定めた。すなわち、
- (1) 差押のとき、ドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國へ以下單に敵國と略称するの國民であつたいさいの個人、ただし、差押財産の価格または売却代金が一万ドルを超えないときにかぎり解放せられる。一万ドルをこえるときは、分割し得る財産につき一万ドルの限度において返還する。外國財産管理人に譲渡、移転、引渡されたとき、または外國財産管理人によつて差押えられたとき、組合、法人格をもたない人の集団、または法人によつて所有せられていた財産につき、オ九節（四号）により返還をうける权利をもつていよいことを要する（オ九号）。
- (2) 組合、法人格をもたない人の集団または法人であつて、オ九節により他に差押財産の返還をうける权利をもたないもの。ただし、差押財産の価格または売却代金が一万ドルをこえないときにかぎり返還せられる。一万ドルをこえるときは、分割し得る財産につき一万ドルの限度において返還する。もつとも、本号が効力を発生したときから六十日以内に、アメリカ国民により請求を提起せられた（外國財産管理人を経て）保険組合または保険会社は、右請求が満足せしめられるまでは、本号の規定を援用することはできない（オ一〇号）。
- (3) 敵國以外の国に主たる営業所を有する組合、法人格なき人の集団、または敵國以外

の国で組織されまたは設立された法人、たゞし、差押のときにおいても、返還のところにおいても、敵國以外の國の國民によつて、管理せられているか、出資または表決權の五〇・パーセントが右國民によつて占められていることを要する（オーネ男）。

はに特に重要なのは、オ九男及びオ一〇男の規定、すなわち、ドイツ國民、ドイツの組合、ドイツの法人等に、一万ドルを限度として、差押財産を解放（返還）する規定である。この規定は、他の各男どもかつて、該當者の差押財産のすべてを返還するものではなく、單に一万ドルを限度としている。それは主として、ウインスロー法制定の経緯（前掲論文参照）から知られるように、困窮者救濟を目的としたものである。ウインスロー法は、それ自体、いたつて簡単なものであるが、その實際の適用について、種々な複雑な問題をふくんでいる。

## （二）差押財産の分割

一万ドル以下の差押財産は、完全に返還せられるから、この場合は、分割という問題は

あるまい。ところが一万ドル以上の差押財産については、そのうちから一万ドル以下の返還をなすことができるから、差押財産が、返還される部分と、返還されない部分とに割ることが問題となる。現金資産、有価証券、宝石類が差押えられているときは、分の問題は容易に解決できる。問題は、土地が差押えられている場合である。この場合は、一万ドルに相当するだけ土地を売却しなければならない。土地の売却には、所有者の同意を必要とするであろう。

実際に、一九二三年十二月三十一日までの活動を大統領に報告した、一九二四年一月三日の外國財産管理人の書翰で述べられたところによつても、一万ドル以上の価格をもつた土地の一部を返還するにあたつては、外國財産管理人は、ドイツ人権利者の同意を得た、ちに、土地の売却を行つてている。解放せらるべき土地を売却する場合の買主は、通常合衆國國民であろう。しかし、アメリカ國民にかぎられるわけではない、その他の外國人に売却することもできる。ただし、その外國人の本国で、合衆國國民の土地所有を許していなければならぬ。土地が所在する州の法令で、旧敵国人による土地所有を禁止していない

ときには、ドイツ国民が買主になることも可能である。所有者自らが買主になつて、買戻すことができる。所有者自らが買主となつて、全部の所有地を買戻すときは、買戻価格から一万ドルを控除した残額を現実に外國財産管理人に支払えばよいことになる。この文書残額が、所有者の差押財産としてのことになる。外國財産管理人が差押えられてしる土地を低廉として金を借入れ、借入金のなかから一万ドルを返還するといふことも、理論的には不可成ではないが、かような取引より生ずる複雑な問題を考えると、おそらく実行困難であろう。

### (三) 合同運用信託

(1) 有価証券・対敵取引禁止法第九節 四項第一〇号の規定によると、合同運用信託の場合について問題がある。すなわち、多數のドイツ国民が有価証券をドイツ銀行に預託し、そのドイツ銀行が預託せられた有価証券をさらに銀行名義でアメリカ銀行に預託し場合である。この場合、ドイツ銀行がアメリカ銀行に預託した有価証券は、財産として差押えされているわけであるが、この差押有価証券の返還につき、

(1) ドイツ銀行が、ただ一度だけ一万ドルの返還をうけるにすぎないか、それとも、(2) この合同運用信託に利害關係を有する各個のドイツ人がそれぞれ自己の持分について一万ドル宛の返還をうけることあるか、と、いうことが問題とせられる。

(2) の可能性を主張する者がある (J. A. Simon, in "Bankarchiv" No. 12, 1923, S. 157)。それによると、合衆国においては、中立国民または連合国民たるドイツ銀行の顧客の預託物及び預金の場合には、無條件に信頼的關係 *fiduciary relation*-ship が認められ、ドイツ銀行のあたえた「返還申請同意書」*Assent to allowance of claim* にもとづいて、右顧客に属する財産が直ちに返還せられる。ということを理由としている。実際に(2)の見解は、ドイツ銀行名義でアメリカ銀行に預託せられていく日本株式(登録株式)に関するかぎり、外国財産管理人がども見解でもつた。

右のような場合において、ドイツ人たる顧客が各個に一万ドル宛の返還をうけるためは、(1)、ドイツ銀行の通知書原本を提出して、当該有価証券が一九一七年十二月六日(对敵取引禁止法制定の日)以前に、本人のために購入せられたものなることを立証し、(2)、

ドイツ銀行においても、当日以後の当該有価証券に関する一連の勘定抄録を示して、右所持証券が既に右顧客の所有に属することを証明し、(ハ)いわゆる「返還申請同意書」へ銀行が顧客に対して当該有価証券の返還を外國財産管理人に申請することに同意した旨を記載する書面)を発給して、解放に同意の意志表示をしなければならない。アメリカ銀行が外國財産管理人に請求を提起して、ドイツ銀行の預託物または預金によつて、混合委員会に開設のときの馬替相場で対価をうけるべきことを要求している。ドイツ銀行に対するマルク表示債権の弁済をうけようとしているときは、外國財産管理人は、右の要求が却下せられないかぎりは、ドイツ銀行の顧客が提起した預託物返還の請求に応ずることはできな  
い(一九一七年の対敵取引禁止法第十九節修正せられていないもの)。この場合、アメリカ銀行とドイツ銀行との間の折衝によつて、アメリカ銀行の請求を撤回せしめるよ  
りに方法はない。

(2) 現金資産。この場合においても、有価証券と同じような問題があつる。たとえば、ドイツ銀行名義でアメリカ銀行に譲渡せられていたドイツ人顧客の有する有価証券が、

一九一七年十月六日(对敵取引禁止法制定の日)以前に売却せられ、その売却代金をアメリカ銀行が保管しているような場合である。このときは、ドイツ人顧客がその売却代金の返還を求めるためには、右の売却代金がドイツ銀行の貸方に計上せられたときから、外國財産管理人によつて差押えられたときまでの間に、アメリカ銀行がドイツ銀行の計算において何らの支払もなさなかつたことが明らかであることを要する。そうでなければ、売却代金をアイデンティファイすることができない。したがつて又、それをドイツ人顧客に返還することもできない。かような要件がみたされることは、きわめて稀であつて、通常の場合、合同運用信託によりする現金資産の解放は不可能であるというのが、外國財産管理人の意見であつた。また、対敵取引禁止法第十九節(ハ)項によると(ウインスロー法第一節)、オナ九節(ハ)項オ五号及びオ一〇号の場合においては、蓄積せられた純収益、配当金、利息、年金、その他の利得は、元金の一部とみなす。

と規定されているが、この規定によると、顧客名義ではなく、ドイツ銀行名義で有価証券があづけられている場合には、この有価証券より生じた収益(配当金)中より、年々一万

ドルの金額の支払をうけることのできる者は、ドイツ銀行であつて、個々の顧客ではない。個々の顧客は、ドイツ銀行が返還をうけた金額につき満足をうるほかない。個々のドイツ人顧客は、前の(1)でのべたような條件が充たされたときにおいて、一万ドル以下の有価証券の返還をうけるだけであつて、一九一七年以降の配当金、利息については、返還をうけることはできない。これに反して、自己名義でアメリカ銀行に有価証券をあずけいでいたドイツ人は、一万ドル以下の有価証券であるときは、完全にその返還をうけることができる。のみならず、有価証券と収益（配当金、利息）との合計が一万ドルを超えない限度において、配当金または利息のような現金資産の返還をうけることができる。一万ドルを超える有価証券の場合には、一万ドルを限度として有価証券の返還をうけたうえ、残余の有価証券の配当金または利息について、年々一万ドルを限度として返還をうけることができるものである。

#### (四) アメリカ会社の株式

对敵取引禁止法第十七節によつて、外國財産管理人は、株主名簿によつて、ドイツ人に属する、いっさいのアメリカ会社株式を差押えた。ところでかような株式の株式証書（株券）であつて、ドイツ銀行名義でイギリスでイギリス銀行にあすけられていたものが、相当の数にのぼり、これらは、戦争中、イギリスの公認受託官 *Chartered Trustee* によつて差押えられた。かよくなアメリカ会社の株式については、二重の差押えが行われたわけである。平和が回復したのち、外國財産管理人は、イギリスの公認受託官に対して、合衆国で差押えられた記名株式の株式証書の引渡しを求めた。引渡請求の理由は、証券の所在地は、発行会社の住所にあるというのが、一般に認められた法理であるといふにあつた（オニ部「講和條約と在外資産」五三一四頁参照）。イギリスの公認受託官は、この要求をしりぞけることはできなかつた。そこで、外國財産管理人によつても、公認受託官によつても差押えられたアメリカ会社の株式証書は、外國財産管理人に引渡された。

一方において、外國財産管理人は、外國財産管理人によつて差押えられたけれども、その株式証書が外國財産管理人の手にわたつていない、アメリカ会社株式の一覧表を公表し

た。

一概に承認せられたところによると、記名株式であつて、株主名義に登録されたことによつてドイツ財産であると推定せらるべき理由のあるものは、株券の所在地がどこであろうとも、外国財産管理人によつて差押えられることができるものとされた。したがつてまた、記名株式の証書がロンドン、パリーまたはブラッセル等に預託せられていて、戦争中イギリス政府、フランス政府またはベルギー政府によつて差押えられていたも、かような株式の解放（返還）を外国財産管理人に申請することができるわけである。

これと対照に、株式名義上、株式の所有者が非ドイツ人名義となつていた場合には、かような株式はドイツ人財産でなく、外国財産管理人もこれを差押えることはできなかつた。かような株式は相当数にのほつた。かような株式の証書が、ドイツ財産としてイギリスで差押えられた場合において、イギリスの公認受諾官がとつた立場は、かような株式証書は公認受諾官において清算し得るというのであつた。その理由は、かような記名株式は、アメリカ銀行名義で発行され記名株式として取扱われていたから、実際上は無記名株式に

ひとしいものであるといつたのであつた。

#### （五）保険会社

对敵取引禁止法オ九第四項オ一〇号後段の規定によれば、ドイツの保険会社であつて同号発行の日（一九二三年三月四日）から六十日以内に、合衆国市民から請求を提起せられたものは、一万ドルの範囲においての財産の返還をうけることはできない。具体的には、この規定の適用をうけるドイツ保険会社は三つである。これらの会社は、一九〇六年のサンフランシスコ大震災にあたつて、被害者たるアメリカ人——その数は二千人にはばかり、多くは貧民であつた——に保険金を支払わなかつた。この規定は、かような貧しいアメリカ市民の権利を満足させるために設けられたものであつて、これらの市民がドイツ保険会社の右アメリカ資産につき各自の請求权の満足をうけるため、外国財産管理人に請求をなすことを認めたものである。これら二千人のアメリカ市民の請求の總額は一一〇万ドルであつて、三のドイツ保険会社の在アメリカ資産の總額は、四三〇万ドルであつたといわれ

(六) 遺産の解放

返還請求権者が死亡しているときは、その法定代理人 *legal representative* が返還請求をることができる。ただし、必要な保証を与えなければならない（第十九節(二項)）。故に法定代理人というのは、同じ書類が使用されているケルサイエ條約第三〇六條第一項について、ドイツ政府が質問書を提出して、その説明を貰したとき、連合国が解答したように *heirs, executors and assigns* すなわち相続人、遺言執行者及び譲受人を意味すると解せられる。

遺産相続の場合においても、相続人が数人あるときは、各相続人が各個に一万ドル完の返還をうけるか、それとも、相続人が全体として一万ドルの返還をうけるにすぎないか、という問題があこるわけである。この場合、被相続人死亡の時期が問題である。被相続人

が对取引禁止法実施の日（一九一七年十月六日）または、相続財産差押の日より以前に死亡しているときは、差押財産はすでに各相続人に帰属していると考えられるから、各相続人が各個に、相続財産中より一万ドル完の返還をうけることができる。これに反し、被相続人が一九一七年十月六日または差押の日以後に死亡しているときは、各相続人に返還せらるべき金額は、合して一万ドルをこえることはできない。ただし相続人が各個に一万ドル完返還をうけるか、それとも合して一万ドルの返還を請求することができるにすぎないか、どうう問題に關係があることは、右のほか、相続の時期である。相続かウインスコ一法制定の日（一九二三年三月四日）以前に行われたか、それとも、それ以後に行われたかによつても取扱うことにする（次項(7)を参照）。

相続の場合、實際の取扱において問題となることは、被相続人死亡の場所である。被相続人がアメリカで死亡した場合と、ドイツで死亡した場合によつてことなる取扱をうけることになるであろう。

(1) アメリカで死亡した場合、被相続人がアメリカで死亡し、アメリカに住所を有する

者が共同相続人である場合、または被相続人がアメリカで死亡し、遺産についてアメリカに住所を有する者の請求权が提起せられた場合には、遺産管理の手続が行われなければならない。そのために、アメリカ市民か遺産管理人に選任せられなければならない。ドイツに住所を有する相続人は、相続権を立証しなければならない。相続資格証明手続によつて通常行われるところに従つて、宣誓形式による保証をあた之なければならない。この手続は、アメリカにおけるドイツ領事を経由して行われる。

(2) ドイツで死亡した場合、被相続人がドイツで死亡したときは、ドイツで相続資格証明書が作成されなければならない。正規の形式で作成された遺言状にもとづく相続の場合には、右の証明書は、裁判所又は公証人によって証明せられなければならない。

一万ドルを超える価格の遺産の場合、外回財産管理人は、すべての關係人より代理権授与せられたアメリカ居住の者に一万ドルの金額を支拂う。この代理人は相続税を納入する責任を負う。相続税はアメリカに所在する遺産中から支拂われるが、税率は、遺産全額の価格へすなわちアメリカ合衆国外にある死亡者の財産をもふくむ）にかかる。それ故、

アメリカ国外にある遺産についての詳細なる財産目録を提出しなければならない。この目録には宣誓陳述書を添付しなければならない。とくに、アメリカ国外に、目録にかけられた以外の財産がないことを保証しなければならない。遺産の場合においては、弁護士はまたは弁護士にとくに請求権を有しない。他の請求权者の請求权に対する担保・保証を供与することを條件として、財産の返還を行うことができる。

ドイツで死亡した被相続人が、かつてアメリカで生活したことがあるときは、遺産に対する債権が存しないことを宣誓をもつて保証しなければならない。

遺産の場合、差押えられた遺産が信託財産となつてゐるときは、問題がある。イギリスと同様、アメリカにおいても、財産の信託制度が発達している。たとえば、被相続人が、遺産の全部または一部を、特定の信託会社または会社が選任した特定の受託者に信託し、寄託人（たとえば妻）の生存中、信託財産より生ずる収益を享受せしめ、その後、他の者（たとえば子）に元本を支払うべきことを約束するようない場合である。この場合、元本の支払をうけるべき者（後位相続人）が敵人であるならば、この後位相続权は、外回財産

管理人の差押の対象となるわけである。この場合、受益者 *Cestuique Trust*（信託財産の享受者）の死亡によつて、対敵取引禁止法制定の日（一九一七年十月六日）において後位相続の期待権をもつていた敵人に元本が帰属すれば問題ではないが、何かの理由で（たとえば後位相続人も死亡したため）他の者に（たとえば後位相続人の妻）に帰属し、その者が敵人でないときにおいても（たとえばアメリカ人であるときにおいても）、右の差押を認めるかということが問題となる。いずれにしても、後位相続権者が、ウインスロー法により、遺産より一万ドルを限度として、返還の申請をなし得ると思われる。後位相続財産の解放においては、財産が一万ドルを超えるときは、返還申請が許されたとき（すなわちウインスロー法制定の日）における価格が基準となり、したがつて、財産の名目価格は、受益者の年金によつて算定せられた受益权の価格だけ、低下せしめられなければならない。

#### （七）戦前所有者

返還申請をなし得る者は、いわゆる「戦前所有者」 *Pre-war Owner* にかかる。す

なわち、対敵取引禁止法制定の日（一九一七年十月六日）以前に所有者であつた者にかぎる。差押財産に対する金銭債権も亦、請求権者にとつて一九一七年十月六日以前に成立したものであるときにかぎつて、これを主張することができる。債権者がアメリカ市民でないときは、金銭債権は、差押財産に関して生じたものでなければならぬ（第九節の項及び備考参照）。

戦前所有者でなければ返還の申請をなし得ないという規定は、困窮状態にある者を救済するということがウインスロー法制定の趣旨であることによるものである。しかし、差押財産取得の時期が、一九一七年十月六日以後であつても、差押の日以前であるならば、返還申請をなすことができる。また、遺産の場合において、被相続人が一九一七年十月六日または差押の日から一九二三年三月四日（ウインスロー法制定の日）までの間に死亡した場合において、各相続人が各個に一万ドル宛の返還申請をなし得るものと解釈することができる。かような解釈は、戦前所有者の原則が目的とするところと矛盾するものではないからである。一九一七年十月六日以後において、敵人所有のアメリカ会社株式を善意の才

三者が取得した場合に問題がある。外国財産管理人の解釈は、戦前所有者たる敵人は、敵取引禁止法制定ののちには、その財産の処分権を喪失しているから、善意の才三者の取得は無効であるというのであつた。したがつて、戦前所有者と善意の取得者との間に、て発生する法律問題は別として、返還を申請し得る者は、善意の才三者ではなくして、戦前の所有者であると解せられるであろう。この問題は、のちに善意の才三者に有利に解決せられた。（戦時請求権処理法才一四節一禁止法才九節（ハ））。

#### （ハ）返還最高額

第九節（ハ）項才九号及び才一〇号によつて同一人に返還せらるべき總額は、返還申請権者が開示している管理財産勘定の数がいかほどであつても、一ドルを超えることはでき（ヘオ九節（ハ）項）。たとえば、ドイツ人甲が、一方において自己名義でアメリカ銀行に預託をしていて、他方において、ドイツ人乙との間に存する組合の組合員であるもし、預託有価証券から一ドルの返還をうけるならば、組合財産からの返還をう

ることはできない。預託有価証券が一ドルの価格に不足しているならば、不足分だけ組合財産の管理財産勘定から返還をうけることができる。

#### （九）差押財産の収益

ウインスロー法制定の日に、純収益、配当金、利息、年金など、差押財産について管理中に生じている収益、利得は、元本の一部とみなされる。元本が一ドルに満たないときは、一ドルにみつるまで、収益より返還をうけることができるわけである（第九節（ハ）項）。たとえば、自己名義で有価証券をアメリカ銀行に預託していた場合において、有価証券より生じた収益（配当金）も差押えられているわけであるが、有価証券へたとえば株式の金額が一ドルに満たないときは、一ドルにみつるまで、配当金の返還をうけることができる。差押財産が土地であるときも同様で、一ドルにみつるまで地代の返還をうけることができる。有価証券が自己名義でなくして、銀行名義で預託せられてしるどきについては、この原則はあてはまらない（前記（三）（イ）を参照）。

また、外國財産管理人が現金資産または債权を押収し、財産を売却したときにも、この原則はあてはまらない。かような場合には、外國財産管理人は、現金を財務省に引渡し、財務省は、合衆国の公債特に *Liberty Bonds* にこれを投資した（対敵取引禁止法オーニ節オ一項）。この投資より生じた収益は、元本の一部とみなされない、というのが外國財産管理人のとつた解釈であった。その金額は相当な額にのぼっていた。外國財産管理人 Thomas W. Miller が、一九二二年十二月二十一日に、「洲際及外國貿易委員会」でのべた証言によると、財務省が投資した敵産の總額は、一九二二年十一月二十九日現在で一億七千万ドルにのぼるといわれる。この証言で、ミラーは、『右に関する述べたいことは右敵産からあがつている利息だけでも数百万ドルにのぼることである。今、財務に二千四万ドルの利息が預託せられていて、この利息は、まだ、どの管理財産勘定に充当されではない』とのべている。したかつて、公債利息は、アールされているわけである。

差押財産より生じた収益は、右のようにして返還されたが、返還されなかつた残余財産

の収益は、毎年一万ドルを限度として、財産所得者に返還せられる。すなわち、対敵取引禁止法オニ三節（ウインスロー法オニ節）によると、ウインスロー法制定の日（一九二三年三月四日）以降において差押財産について生じた収益中より、毎年一万ドル宛、各所有者に返還せられる。差押財産が売却せられないときは、収益の帰属が明白であるから、返還は可能であるけれども、差押財産が売却せられ、その売却代金が財務省に預託せられ、預託せられた全體の金額を、財務省が各種の公債に投資したときは、銘柄によつて、利息がことなり、利息を、管理財産に割当ていなかぎりは、この「未割当利益金」の帰属は明白でない。この終局的処理は、後の戦争請求権処理法まで待たなければならなかつた。

#### （一〇）工業所有権及び著作権

対敵取引禁止法オ九節（ウインスロー法第一節）によると、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または外國財産管理人によつて差押えられた工業所有権及び著作権は、いつさい返還せられる。所有者の国籍及び価格についての制限はない。た

だし、これは原則であつて、次の例外がある。

五三

(1) 戰争中、外國財産管理人が売却し（一九一八年三月十八日の修正法による）、大統領が専用免許をあたえ（対敵取引禁止法第10節(イ)項）、またはその他の方法で処分せられたものへたとえば合衆国政府による收用、対敵取引禁止法第10節(イ)項）。

(2) ウインスロー法制定のとき合衆国または合衆国の機関が当事者となつて輸送中の訴訟において、訴訟の対象となつてゐるものへたとえば、化学財團 *Chemical Foundation Inc.* の相手とする合衆国政府の訴訟であらそわれてゐる化学特許権オーラン（六）を参照）。

以上の例外規定がウインスロー法に挿入せられたのは、アメリカ陸軍省及び海軍省の提案によるもので、この規定の目的とするところは、(1) 合衆国政府による特許権の侵害または利用を理由とする請求から合衆国政府を守ること、(2) 合衆国政府が若干の特許について実施許諾を得る必要が生じた場合に、不当な実施料を支払わしめられことから、合衆国政府を守ること、にあつた。

そもそも合衆国政府は、参戦とともに、戦争遂行上必要ないつさいの特許を利用したのであって、その際、特許権所有者の同権をとわなかつた。アメリカ人の特許権であろうが、ドイツ人の特許権であろうが、また中立国民の特許権であろうが、軍事上の必要があるときは、これを利用したのである。その利用方法は、アメリカの企業家をして、特許にもとづく方法で軍需品を製造せしめるという方法であつた。したがつて、戦争が終つたのちにおいて、政府の命令によつて特許を使用した企業家を相手どつて、特許権侵害の訴訟を提起したアメリカ人たる特許権者も多数にのぼつたのである。この問題を解決するため、一九一八年七月一日に一つの法律が制定せられ、右のような場合に、政府の委託によつて特許を使用した企業家を相手どつて侵害訴訟を行うべきでなく、アメリカ政府にさゞつて侵害を理由とする請求がなさるべきことが定められた。

他方において、一九一九年二月六日、合衆国政府は、外國財産管理人が保管してゐる敵人所有の特許一〇五件を、外國財産管理人から買取つた。その代価は總額一・六九。ドルであつた。一九二〇年四月三日には、さうに、特許一二件を買取り、特許七二件についても

施許諾を得た。それに対しアメリカ政府が外国財産管理人に支払った金額は二〇〇〇ドルであった。さらに、一九二〇年十二月二十日には、アメリカ政府は、敵人に属する特許五、七八五件について、外国財産管理人から実施許諾を得た。これに対しては、アメリカ政府は、十万ドルを実施料として、外国財産管理人に支払った。この契約の当事者は外国財産管理人とアメリカ海軍長官であつた。また、他方において、外国財産管理人は、ドイツ國民等に属する特許四、二一六件、商標权八五三件及び著作権四九二件を、かの「化学財團」Chemical Foundation (Dnc.) に、二十五万ドルで売却した。（この売却については、アメリカ政府の無効の訴が提起せられた）。この化学財團は、買収したものの中、特許一六〇件についてアメリカ政府の実施権を許諾した。その実施料は總額一ドルという全く名目的なものにすぎなかつた。このときも、アメリカ海軍長官がアメリカ政府を代表していた（一九二一年二月二十六日）。一九二一年二月二十六日の実施許諾契約では、アメリカ政府（海軍省）が得た実施権は、特許一六〇件に関するものにかぎられていたが、一九二一年十一月十七日に化学財團が発給した Release and License 状に

よると、同財團に属するいつさいの特許及び特許出願についての実施権がアメリカ政府にあたえられた（アメリカ政府が外國財産管理人または化学財團から得た実施権は、いすれも非独占的実施権または再譲渡のできない実施権であつた）。この場合の実施料も總額わざか一ドルという名目的なものであつた。

以上がウインスロー法制定当時の実状であつた。従つて、当時アメリカ政府（とくに海軍省）が危惧したことは、特許権等についての特別な例外規定がウインスロー法に採用されないとすれば、アメリカ政府にとつて、重大な困難が生ずるかも知れない、ということであつた。とくに、アメリカ政府が心配したことは、一九一八年三月十八日の対敵取引禁止（修正）法にもとづいて外国財産管理人が化学財團に特許等の売却を行つたのであるが、この売却の無効を主張する訴が、化学財團を相手として、アメリカ政府によつて提起され、オーバーでアメリカ政府の敗訴とはなつてゐるが、當時尚繕風中であつたことである。この事件で、将来、アメリカ大審院の判決がアメリカ政府の勝訴と決定したならば、化学財團に売却された特許権は外國財産管理人に返還されねばならぬなり。従つて、またかよう

にして返還された特許権はドイツ人所有者に返還せられなければならなくなる。また、化  
学財團がアメリカ政府にあたえた実施権も無効となる。そうなれば、巨額の請求がアメリ  
カ政府に対して提起せられる恐れがある。このことを、議会の公聴会で海軍省代表は、  
次のように述べている。

「私共が、かような例外規定を挿入しようとしている目的は、特許権所有者が本訴え  
をうくべきものを受取ることを妨害しようとする事にあるのではなく、政府を不必  
要な、不合理な、そして不当な要求にさらされることから防止すること、かようど  
要求に対して政府を守る必要があるということです。この目的は、この法案で認  
められた訴訟を延期することで、達せられるのです。すなわち、この法案に例外  
條項をつけて通過させ、問題を根本的に規定するような法案を将来において準備する機  
会を政府にあたえることで達せられるのです。」

以上のよくなわけて、前記例外規定が設けられたのであるが、例外規定を適用しても、  
返還をうけると予想された差押特許権は、七〇〇件位であったことである。一九

二四年一月三日の年次報告で、外回財産管理人が述べているところによると、ウインスロ  
ー法により返還することのできるいつさいの工業所有権及び著作権は、すでに返還すべ  
あることであつた。

## (二) 返還手続料金

差押財産返還手続に関して、アメリカ人弁護士等が要求し得る手数料は、返還せらるべき  
財産の總額の三分をこえてはならない（対敵取引禁止法第ニ節第一ウインスロー法第  
二節）。法案では一割であつたが、三分にあつたためられた。もつとも、弁護士等は、返還  
手続手数料三分のほかに、手続をとるためにあたつて実際に生じた現金支出の弁済をうけるこ  
とができる、また返還手続に關係のない代理人としての活動、たとえば遺産整理を実行した  
ことについて、三分の報酬の枠内で満足しなければならぬというのでもない、このことは  
明文で示されているとおりである。

(二) 逃亡 犯罪人

合衆国で刑事の訴追をうけ、合衆国外に逃亡中のドイツ人は、ウインスロー法による差押財産の返還を求めるることはできない（第二ニ條）。ウインスロー法を審議した委員会は次のように述べている。『刑の宣告をうけ、または刑の執行をうけている者であつて、州または合衆国の裁判所の管轄外に逃亡した者に、この修正法の利益を及ぼすべき理由はないと思われる』。

(三) 税金その他の負担

差押財産について生じた税金その他の負担は、差押財産中より支払わるべきものとせられた。対敵取引禁止法第ニ四節ヘウインスロー法第ニ節によれば、外国財産管理人は、差押財産の負担となるべきいつさいの税金及び公課、並びに、差押財産を管理するために外国財産管理人またはその寄託をうけた者へたとえば銀行、信託会社その他の受寄者一對敵取引禁止法第一ニ節第ニ項参照）が支出した経費は、差押財産のうちから支拂われる。

銀行、信託会社等の差押財産受寄者が、いかなる規準で、受託財産について生じた必要経費の支拂をうけるかについては、外国財産管理人が一九一八年十一月二十七日に定めた「外国財産信託勘定の管理に関する規則」に、外國財產信託勘定の管理に関する規則」によって知ることができる。

(四) 返還 手続

差押財産返還申請の手続については、アメリカ政府及びドイツ政府から、それぞれ、該当事者の手引のために、次のような公示が行われた。

(1) アメリカ

アメリカ政府の場合は、一九二三年三月四日に修正せられた対敵取引禁止法第九條にもとづく請求に関する一般告示」といわれるものであつて、それは次のよう内容のものである。

|| 一般告示 ||

返還請求は、外国財産管理人を定める様式で提出しなければならない。

六

請求許可申請をふくむ「請求通知書」は、宣誓をして作成し、外国財産管理人に提出しなければならない。別個に請求許可を大統領に申請することはできない。

請求人が、六十日の期間が満了するのをまたないで、または請求が拒否せられる以前に、直ちに訴訟を提起することを希望することは、かつ、右に関する許可を大統領申請する旨なる語を、請求通知書中より削除しなければならない。

請求通知書であつて、その項目のいずれかにつき事實の記載なきものは、返却せられる。

外国語で記載せられた文書には、証明付縞式文を添付しなければならない。

請求権を立証するため証據として提出せられた文書または書類は、外国財産管理人がこれを留置くものとする。ただし、合衆国の婚姻証明書または帰化証明書は、このかぎりでない。右証明書類は、原本のフォトスタッフ写しを添付したときは、返却せられる。代理权代理人によつて手続を行うことを希望する請求人は、代理权授与書を作成するこ

とができる。請求あるときは、書式を交付する。この代理权授与書は、外国財産管理人に提出せられなければならない。

株式または社債の返還を要求するときは、証書番号を記載しなければならない。不動産、売渡担保及び手形は、詳細に記載しなければならない。

評価にあたつては、蓄積せられた純収益、配当、利息、年金その他の所得は、元本とみなされる。

通信にあたつては、請求または申請番号を表記しなければならない。

別に衡平法上の訴を提起することができる。詳細は才九節の保文を参照のこと。

以上の規定は、指針にすぎない。尚、各種の立証が行わなければならぬ、才九節の全文が、故に掲げられているわけではない。

（一）（イ）項による請求の提起は左による。

敵人又は敵の同盟國人でない者であつて、外国財産管理人に対して譲渡せられ、

六

たは支払われた現金またはその他の財産、または外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産に用してなんらかの利益、权利または权限を請求する权利を有する者、または、外國財産管理人に対し譲渡せられたは支払われた財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟国民に対し譲渡せられたは所有する者は、請求許可の申請をそえて、宣誓のうえ、請求通知書を、外國財産管理人に提出することができる。

請求通知書を提出できる者――

法が定義するところの「敵人または敵の同盟国民」でない、いつさいの者へ「看し」なる語には組合及び法人をふくむ)。

証明を要する事項――

請求人の国籍及び非敵性は、いかなる場合にも、公文書で証明せられなければならぬ

い。

(1) 請求せられた財産が、請求人名義で外國財産管理人によつて保管せられている

### 場合・

いつさいの財産について特に照合を行わなければならない。また請求人は、元本を請求しているのか、または元本と既生の所得とを合せ請求しているのか、または所得のみを請求しているのか、を明瞭に記載しなければならない。

(2) 請求が、請求人以外の名義で保管せられている財産に及んでいる場合。

いつさいの財産について特に照合を行わなければならない。請求人が該財産を一九一七年十月六日以前において、また同日現在で、所有していた証明は、該保管財産の名義人たる敵人が一九一七年十月六日以前になしたる所有权自認によつてなされなければならない。返還に関する敵人の同意書は、個々の財産について提出されなければならぬ。

(3) 請求が、金銭債権に関する場合

請求人の国籍及び非敵性は、公文書で証明せられなければならない。

債権額を記載した敵人の同意書には、該債権が一九一七年十月六日以前において譲

求人に属する旨の証拠を記載しなければならない。請求人が合衆国市民であるか、別に、該債務が、外國財産管理人または合衆國出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産に関して生じたことを証明しなければならない。

(二) (iv) 項にかゝげられた左の者は、(iv) 項にもとづく請求を提起することができる。

(1) ドイツ国、オーストリア国、またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州または自由市の市民または臣民であつて、該財産が外國財産管理人によつて差押えられたときに該財産の所有者であつた者、たゞし、返還のときにも該財産の所有者であることの要する。

平和條約にもとづいて、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国以外の国の市民となつた者も、請求を提出することができる。

#### 証明を要する事項 |

国籍証明書、請求人が所屬すると主張する國の政府が正当に証明したものであることを要する。請求人が平和條約にもとづいて該國の市民となつたときは、該事実と

該国籍を取得すべき平和條約上の権利とを記載しなければならない。住所は本質的なものとはみなされない、その他の証明事項については(iv) 項参照。

(2) 婚姻のとき、戦時中ひきつゝ中立国であつた國の市民または臣民であつた女子、または、戦争中合衆國の連合國であつた國の市民または臣民であつて、一九一七年四月六日以前にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー国の臣民または市民と結婚した女子、たゞし、該当財産が、該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たると向わず、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。(一九二一年二月二十一日の修正法を參照)。

#### 証明を要する事項 |

婚姻のときの国籍を証明する請求人の国籍証明書、請求人が從前所屬していたことを主張する國の政府が正当に証明したものであることを要する。婚姻証書または外ヶ登録抄本の証明付写し、請求人が該現金またはその他の財産を一九一七年一月一日

以降において該現金またはその他の財産を取得し所有したときは、該現金またはその他の財産がドイツ国民またはオーストリア・ハンガリー国民以外の者から取得したことの証明、その他の証明事項については(4)項参照。

(3) 婚姻のとき、合衆国の市民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前にドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子、たゞ該現金またはその他の財産が、該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たるとを問わず、ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。(一九二一年二月二十一日の修正法を参照)。

#### 証明を要する事項 |

出生証明書または出生登録抄本の証明付写し、旅券または国籍を確認するアメリカ市民の宣誓陳述書による十分な証拠、婚姻証書または婚姻登録抄本の証明付写し。請求人が該現金またはその他の財産を一九一七年一月一日以前に取得し所有している

たことの証明、または、請求人が一九一七年一月一日以降において該現金またはその他の財産を取得し所有したときは、該現金またはその他の財産がドイツ国民またはオーストリア・ハンガリー国民以外の者から取得したことの証明、その他の証明事項については(4)項を参照。

(4) ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の外交官または領事官、その妻または未成年の子、ただし、該現金またはその他の財産が外交官または領事官たる資格にもとづくその勤務を理由として合衆国内に所在したものであることを要する。

本号の目的に合致するような証明が要求せられる。なお、(4)項参照。

(5) ドイツ國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、*Law, Statutes* 第四〇六七節、第四〇六八節、第四〇七〇節の規定、または右規定にもとづく公示及び規則の規定によつて、拘禁のうち、合衆国陸軍省の監視につつされ、戦争中抑留せられ、その所有にかかる現金またはその他の財産の返還が行われるときに、合衆国で生活している者。

### 証明を要する事項一

(4) 项により要求せられており証明事項を参照。別に、請求人が合衆国で生活していることの証明がなされなければならない。

(5) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国外の国に主たる営業所を有する組合、社団、または法人格なき人の集団、またはドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國以外の国で組織された設立せられた法人であつて、その管理权、またはその出資または表決数の五割が、該現金またはその他の財産の差押のときにおいても、透還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國以外の国、州または自由市の市民または臣民によつて所有または管理せられているもの。

請求人が、ドイツ国、オーストリア国、またはハンガリー國の組合、社団または法人であるときは、第十九節四項十六号の規定に準拠して、完全所有の証明がなされる

ければならない。

### 証明を要する事項一

(4) 项参照。別に、組合、社団または法人の五割以上が、外國財産管理人による財産の差押のときにおいても、現金またはその他の財産の返還が請求されたときにおいても、ドイツ人、オーストリア人またはハンガリー人たる利害關係人以外の者によつて所有せられていることについて証明しなければならない。

(7) ブルガリア国またはトルコ国の政府、またはその政治上または地方行政上の区域。  
(8) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國。ただし、該現金またはその他の財産が、該政府の外交機関または領事機関の財産であった場合にかかる。

(9) 生存していたならば、現金またはその他の財産の返還をうくべかりし者が死亡しているときは、該死亡者の法定代理人が返還の請求をなすことができる。ただし、

対戦取引禁止法第十九節によつて返還せられ得ない財産または現金を外国財産管理人に返納すべきことに関する証拠をあたえなければならぬ。

#### 証明を要する事項一

公文書の形式による死亡者の国籍に関する証拠。相続人、受遺者または承継人の国籍に関する証拠。法定代理人としての送仕または資格に関する証拠。所有権についての項参照。

(1) 合衆国における裁判所が正当に送仕したる死亡者の法定代理人は、前号による返還を請求する权限がないときは、死亡者に属する現金またはその他の財産に関する权限、利益または权限であつて、その死亡により、一九一八年十一月十一日以前に提出された帰化願にもとづく帰化手続によつて合衆国の国籍を取得した合衆国の市民に帰属するにいたつたものについて、請求を提起することができる。該法定代理人は、該合衆国市民、死亡しているときはその相続人または法定代理人に分配せられて、ない現金またはその他財産を外国財産管理人に返納することに関する保証を供与しなければならぬ。

#### ければならない。

##### 証明を要する事項一

法定代理人としての送仕及び資格に関する証拠。相続人、受遺者または承継人の国籍に関する証拠。所有権に関する証拠については、(1)項参照。

##### 価格一万ドル以下の財産または現金に関する請求

請求が現在価格一万ドルもしくはそれ以下の現金またはその他の財産に対するものであるときは、次の証拠を提出しなければならない。

(1) 請求が、請求人の名義で外国財産管理人によつて保管せられている財産に関するものであるときは、外國財産管理人が交付した書式に記載した請求通知書三種提出しなければならない。請求通知書には、請求人が、外国財産管理人に引渡された財産の所有者に相違なき旨の宣誓陳述書その他の方針による証拠を添付しなければならない。金額が一万ドルを超えないときは、金錢債権に対する請求の場合をのぞいて、請求通知書に記述する以外に、別紙に国籍に関する証拠を必要としない。

(2) 請求が、請求人以外の者の名義で外国財産管理人によって保管せられている財産に關して提出せられるときは、請求通知書に、一万ドル以上の請求の場合のへ

二) 境に定められている所有权に關する完全な証拠を添付しなければならぬ。

(3) 請求が、金錢債権に関するものであるときは、金額のいかんにかゝわらず、

(4) 財に關する指針で定められていると同じ方法で、証拠を提出しなければならぬ。

## (2) ドイツ

ドイツ政府の場合は、「アメリカ合衆国におけるドイツ私有財産に關する外債清査」といわれるもので(一九二三年五月十五日)、その内容は次のようなものであつた。  
(1) アメリカ合衆国議会は、一九二三年三月四日、ウインスローフ法といわれる法律を制定した。この法律によると、一九一七年十月六日の對敵取引禁止法にもとづいて差押えられたドイツ私有財産は、個々の場合において、一万ドルを限度として解放せられる。また、ひとつずつ差押えられる一万ドルを超える財産について、一九二三年三月四日以後に生ずる所得も、毎年一万ドルを限度として解放せられる。

- (2) 解放は、ワシントンにある外国財産管理人に提出した請求書にもとづいてのみ行われる。
- (3) 解放請求をなすには、外国財産管理人が交付した書式を使用しなければならない。解放の請求は次の方法による。
- (4) 直接にドイツ人たる請求权者が、英語の書式に記載し、署名し、かつ署名の証明をうけたのち、証拠をそえて、外国財産管理人に送付する。
- (5) 合衆国における代理人が同様の手続をとる。委任状には特定期の形式は定められていない。委任状の内容は、代理人の权限を決定するものであるから、包括的委任状が適当である。
- (6) 解放の請求は、各個に提出するよりも(3)の(i)、合衆国にある代理人を通じて提出する方が望ましい(3)の(iv)。とくに、便宜のため、解放せらるべき財産を受領し、受領証を発給する权限をあたえるべきである。さもなければ、重々な遅滞を来すであろう。というのは、たとえば、外国財産管理人は、原則として、受領証をうけ

とつたのちにはじめて、支払を行うからである。

七四

(5) 合衆国における代理人は、必ずしも弁護士であることを要しない。私人、商企、銀行、法人等であつても十分である。ワシントン駐在ドイツ大使館及び合衆国各地にあるドイツ領事館へニウ・ヨーク、シカゴ、サン・フランシスコ、セント・ルイス、及びニウ・オルレアンズもまた、ドイツ人請求权者が代理を依頼するに適当な者と知らぬいような場合に、代理を引受けの用意がある。ただし、大使館や領事館は、請求があまり多數にのぼつて、大使館や領事館の職員では手に余るような場合、または事件の性質が余り特殊であるために弁護士を雇用させる方が通常と思われるような場合において、請求を弁護士に再委任することがあることを留保しなければならない。かようなわけで、大使館や領事館に請求の代理を求める場合には、大使館または領事館に、署名、認証せられた白紙委任状を送付し、弁護士の名が簡単に記入せられるばかりにしておいて、大使館や領事館が別に費用を必要とするような再委任状をあたえる必要がないようにしておきたい。

(6) 請求人の利益のために、解放請求については、原則として、改めて委任状を発給しなければならない。旧委任状を外国財産管理人が承認するとは限らないからである。たとえば、休戦協約以前に発給せられた委任状は、直ちに無効となつていて、休戦のときから一九二一年七月二日までのあいだに発給せられた委任状の場合には、委任状の効力の継続を立証しなければならない。これは実際にむかなか面倒なことである。一九二一年七月二日以後にあたえられた委任状は、いちおう承認せられることになつてゐるけれども、委任状の日附が古いときは、古い委任状の使用から面倒なことが生ずるおそれがあるので、外国財産管理人は個々の場合にその委任状の効力を決定する权能を留保している。以上のことばは、相続事件において領事館にあたえられた委任状についてもあてはまる。

(7) ウインスロー法によると、解放の請求をなし得る者は、戦前の所有者または債権者にかぎり、その後の取得者は請求をなし得ない。基準となる日は、対敵取引禁止法が制定せられた一九一七年十月六日である。もっとも、財産または債権の取得が、

一九一七年十月六日以後に行われたときでも、外國財産管理人が該財産または債権を

差押える以前に行われているならば、解放の請求が許される。それ故にさうな場合は、代理人によつて差押の日をたしかめた上、解放請求書をしたゝめなければならない。

ない。

相続の場合にも、基準となる日が重要な意味をもつ。何となれば、相続が一九一七年十月六日または相続財産差押の日に先立つて行われているときは、相続人は各自に一ドルの請求を主張することができるが、これに反して、相続が右の規定となる日以後に行われたときは、すべての相続人が、合せて、一ドルを限度とする請求権を有するにすぎないからである。

(8) 特に望ましいことは、解放請求書に差押えられたすべての財産を記載すること及び、全財産が一ドルの額をこえ、現金だけではないときは、返還を希望する物件を明確に指定することである。差押えられたすべての財産物件を記載すること、一ドルの限度の額をこえ、したかつて解放せられない物件も記載することが必要である

わはは、解放の請求が、同時に、該財産物件について一九二三年三月四日以後において生じた所得を返還する（（1）号を参照）場合の基礎となることにある。

解放せうるべき財産にあたり基準となる日は、解放の請求が許可せられた日である。差押えられた財産が、相場が変動し易い有価証券であつて、基準となる日において、その価格が一ドルを上下しているような場合には、価格確定後に請求をすることが望ましい。

(9) 特別に回籍を立証することは、原則として必要ではない。請求人がドイツ人であることが請求書のなかで主張されていることで、十分である。

(10) 遺産事件においては、領事館の附与を求めるのが最善である。相続がドイツ国で行われた場合には、ドイツの相続資格證明書が作成せられなければならぬ。アメリカ裁判所で、相続認正手続をとることは、とくに、少額の場合には、できるだけ回避すべきことである。ただし、共同相続人中にアメリカ人がいるときは、回避することはできない。

(4) 請求人の資格証明となるものは、いつさいの種類の公文書、請求人、代理人は

たは第三者の宣誓陳述書である。銀行預金者の請求書には、預金証書原本、支票通

書、通知書及び銀行の発給した返還請求同意書を添付しなければならない。

記載された事実が真正であることについては、請求人またはその代理人が、請求書

中において宣誓をもつて、証言しなければならない。

(5) ドイツ語でかゝれた、いつさいの文書及び証拠には、証明付英訳を添付しなけ

ればならぬ。

(6) 請求書、委任状、文書、宣誓陳述書とくに銀行の同意書(オーラ参考)は、  
証明されていなければならぬ。ドイツにおける右証明は、裁判所、公証人または  
商業会議所が行うことができる。裁判所、公証人または商業会議所の署名は、アメリ  
カ領事によつて認証せられなければならない。ワシントン駐在ドイツ大使館が、ドイ  
ツ側文書の署名が真正なることを証明したときは、それで十分である。もつとも、大  
使館は、自ら真正なりと信じたときにおいてのみ署名の証明をなし得るものとする。

大使館の信用を得るに必要な事実は、大使館に提示しなければならぬ。

(7) アメリカ領事は、アメリカ政府から、ウインスロー去にもとづく解放請求に同  
意する証明、認証その他の行為を、無料で行う权限をあたえられている。

(8) 事情によつては、請求人が外国財産管理人の原封に記載せられてゐる者と同一  
人物であることを立証するにあたつて、特別な困難が生ずることがある。たとえば、住所  
の変更や、同姓同名のようないふ場合にそなえて、ワシントン駐在  
の大使館は、ドイツ国内の行政慣例上十分と思われる方法で、請求状石またはその代  
理人が、同一性をあきらかにした場合に、同一性証明書を発給する用意をしてゐる。  
外国財産管理人も亦、右の証明書を承認する用意があることを声明している。

### 第三章 戦時請求権処理法

#### 第一節 序 説

ウインスロー法は、すでに述べたように、ドイツ私有財産の全面的解放を規定したものではなく、一方において、米独混合請求権委員会の仲裁判決が認めるアメリカ国民の対被請求権の金額が最終的に決定せられるまでの暫定的情況として、また他方において、ノルクス・ボーダー決議で宣明せられ、ベルリン協約で再確認せられた如く、合衆国国民の対被請求権がドイツ政府によつて完全に満足せしめられるまでは、（具体的には賠償金の支払があるまでは）ドイツ財産を留置するという、立前をつらぬきながら、生者困窮者救濟という特殊な緊急な目的を達するために、一部のドイツ私有財産の返還を認めたものであったのである。

しかし乍ら、また一方において、ヘイスの論文（附録オ一）が示すように、少額の管理

財産勘定の整理とともに、副次的目的であつた。外国財産管理人が、「州際及び外国貿易委員会」で延言したところによると、外国財産管理人が管理していた管理財産勘定（信託勘定 Trust）の数は、三〇、三六八にも及び、そのうち、一ドルに達しない信託勘定は、二八、一四四、すなわち、全体数の九割二分強にも達して、一ドルを超える信託勘定は、わずかに二、二二四であつた。一ドル以下の零細な信託勘定の総額は、わずか二千二百万ドル余りにすぎなかつた。それに、一ドルを超える信託勘定から一ドル宛返還しても、その總額は二千二百万ドル余りで、ウインスロー法により解放せられる差押財産の總額は、ようやく四千四百万ドルをこえる程度のものであつた。この金額を返還しても、なお外國財産管理人の手許には、二億九千七百万ドルほど、未返還分があることになる。そのほかに、合衆国国庫が、差押現金を投資したことにより生じた、いわゆる「未割当利益金」が、二千四百万ドルほどある。これらの数字は、ウインスロー法制定前の数字であるが、これによつても、ウインスロー法によつて返還せられる財産の価値がいかに僅少なものであるかがわかる。ひきつじき、外国財産管理人が管理し留置してい

た旧敵国私有財産は、差押財産の大部分をしめる（約八七八ペーセント弱）少數の巨額を信

八二

託勘定である。

実際には、戦時請求権処理法が制定せられた一九二八年の初頭に、外國財産管理人 H. M. and Sutherland が、上院の財政委員会に提出した報告によると、一九二七年十二月三十一日現在における、差押えられている旧敵国私有財産の内容は次のようであつた。

国庫に預託せられている現金

一八三七八一、〇四一、七七（ドル）

内訳

投資分

（一八三、二八九、九七、三四）

未投資分

（一九一、〇七〇、四三）

銀行に預託せられている現金

二五、七五二、九六

田三、一二一、九四八、九。

三〇、一七五、八三三、一六

一八八二、五八二、五七

二三〇、五八三、四五

株式價値  
社当社手形

土 地  
予備金  
雜（未清算分）

三一六五、八一七、〇八

五六三、四四〇、六〇

四六二、七八九、七三

二六三、四〇九、七九〇、二二

総計

二四五、〇〇〇、〇〇〇、一（ドル）

ドイツ財産

一二、〇〇〇、〇〇〇、一

オーストリア財産

一〇〇、〇〇〇、一

ハンガリー財産

右の数字には、アメリカ政府が押収したドイツ商船、無線電信局及びアメリカ政府に譲

受けられた特許の価格ははいっていない。これによって、ドイツ私有財産の比率が大体わ  
る。

かような巨額な旧敵国私有財産について、いつまでも、終局的処理を延引することがで  
きないことは明かで、私有財産尊重を伝統的国是とするアメリカにおいて、与論に支持され  
て、ウインスロー法制定後において、旧敵国私有財産を返還せよという政治家の意見も  
高まって来た。一九二六年には、外國財產管理人が管理しているいつさいの私有財産を返  
還することを規定したミルズ法案が議会に提出された。しかし、それは、ドイツ財産に開  
債権を有するアメリカ人の反対にあって成立しなかつた。旧敵産を返還するということと  
て、対敵国請求権を満足せしめるということは、容易に一致しない二律背反であつた。こ  
の二律背反を解決するには、根本的に二つの條件がある。

第一の條件は、アメリカ国民がドイツ國その他の旧敵國に対して有する戦時請求権の全  
額の總額に一応の見とおしがつくことである。これは、混合委員会の仕事が一段落をつけ  
たことを意味する。この條件は、不完全ではあるが、一九二八年になつて、ようやく充た  
されることになつた。

第二の條件は、ドイツ國がアメリカに支払うべき賠償金の額が決定することである。ノ

ツクス・ボーダー決議や、ベルリン條約が明示しているように、ドイツ私有財産の返還は、  
アメリカ國民の対ドイツ請求権を満足せしめるような給付がドイツ國によつて、行われる  
ことである。この賠償金支払の見とおしも、一九二八年には、不完全ながら一応安定した  
ものとなり、相当額がドイツによつて支払われた。すなわち、一九二五年一月十四日のパ  
リ財政協定によつて、ドーズ案をドイツが受諾し、ドイツの賠償年金の二、二五パーセン  
トがアメリカに支払われることになつたからである。

かような條件が一応ととのい、こゝに、一九二八年三月十日「戦時請求権処理法」が制  
定せられたへ以下、單に「処理法」と略称する。この法律は、講和保約研究資料第3卷、  
資料オニ八に完訳した。參照せられることを望む)。

処理法の骨子は、

(1) ドイツ財産の八割を返還する。特別な差押財産について生じた特別な損害を賠償す  
る。

(2) アメリカ國民の請求権は、特別預託勘定から優先的に支払う。ただし、一定限度額

を設ける。

(3) 特別預託勘定は、ドイツ財産の二割、未配当利益金、賠償金、その他によつて構成する。

というのであつた。従つて、処理法は、(1)、財産を返還せねばならぬと云う要請、(2)、アメリカ人の对敵国請求権を満足せしめなければならぬという要請、この二つの要請を妥協し、調和することを目的とし、そのために、特別預託勘定といつ、特別な工夫をしたところに、特徴があると/or>いことができる。

## 第二節 旧敵国民の請求権

### (一) ドイツ人の請求権

#### (1) 差押財産の返還

ドイツ人の差押財産の返還に関する一般規定は、「処理法」オーネ節—オーフ節に規

定している。この場合、処理法も、ウインスロー法と同じく、対敵取引禁止法オ九節の修正及び新節の追加という形式をとつていて、

ドイツ財産の返還ということについては、

第一に、ウインスロー法による一万ドルを限度とする返還を再確認している(「処理法」オ四節—禁止法オ九節(四項))。したがつて、処理法制定の当时、まだ一万ドル未満の差押財産の返還をうけていない者、または一万ドル以上の差押財産につき一万ドルを限度とする財産の返還をうけていない者は、ひきつづき、処理法制定後といえども、ウインスロー法による返還をうけることができる(「なおオ三章オ五節(六)参照」)。のみならず、返還限度額は、一万二千ドルにいきあげられた(「処理法」オ一四節—禁止法オ九節(四項後段))。從来、一万ドルの返還をうけた者も、処理法制定後一万ドルの返還をうける手続をとる者も、さらに、二千ドルの追加請求ができる。この二千ドルの額については、返還するよう<sup>六</sup>、二割の留置及び投資に関する規定(「禁止法」オ九節(四項前段))の適用はない。

第二に、一万二千ドルの返還をうけたのちに、尚、外國財産管理人の手許に保管されて

いる残余財産の八割は、ドイツ国民に返還せられる。残余財産の二割は、<sup>六</sup>外國財産管理人

によつてひさつすき留置せられ、投資せられるへ処理法第1四節／禁止法第9節(項前段)。残余財産の二割の返還延期並びに投資に対する同意書を提出しなければ、八割の返還をうけることができない、という形式をとつてゐる。以上の規定によつて、八割の返還で財産の返還をうけることのできる独立人は、

(1) 差押のときにも、返還のときにも、ドイツ国籍をもつていた個人(処理法第1一節  
— 禁止法第9節(項第1四号))。

(2) 差押のときにも、返還のときにも、ドイツ国民によつて完全に所有せられている組合、社団、法人格なき人の集団、または法人(同前第1二号)。

(3) 差押のとき、ドイツ國で、主たる営業所をもち、または設立・組織せられた、組合、社団、法人格なき人の集団または法人(同前第1三号)。

(4) 財産の返還に關し合衆国を被告とする訴訟または審判が発生していない個人、組合、社団、その他法人格なき人の集団または法人。ただし、右訴訟または審判が発生して

いても、請求権を放棄したときはこのかぎりでない(同前第1六号)。

いすれの場合にも、前記の返還延期同意書を提出しなければ、八割の返還をうけることはできない。

第三に、返還を延期された二割の残余財産は、すべて外國財産管理人がいきつすき管理する。その管理方法は次のようである。

(1) 総残余財産のうちから、四千万ドルを限度として、一括して合衆国公債に投資する、<sup>八</sup>処理法第1節／禁止法第2五節(項(1)を参照)。これに対して、財務長官は、外國財産管理人に対して、五分利持分証書を発行する(同前第2五節(項))。この投資金(総額四千万ドル)は、ドイツ特別預託勘定(後述)に預託せられ、アメリカ国民の対独請求権の支払にあてられる(処理法第4節(1号))。

(2) 右の投資が行われたときには、各管理財産勘定(信託勘定)は、總管理財産勘定に對して有つてゐる割合で、持分を有する。この持分は、各管理財産勘定に質記せられる。質記せられた總額が四千万ドルを超えるときは、超過分だけ、投資することができる(処理

法オ一〇節一禁止法オニ五節(1)項(2)を参照)。超過分の投資に因しては、財務長官は  
外国財産管理人に対し、無利子持分証書を発行する(同前オニ五節(6)項)。これに反し  
て、貸記せられた總額が四千万ドルに及はないときは、不足分は、ドイツ特別預託勘定か  
ら、外國財産管理人に支払われなければならない。この支払は、右勘定から他の支払に  
優先する。ただし、仲裁裁判官その他の法律施行に伴う経費には優先しない(同前オニ五  
節(6)項(2))。

ハ 財務長官が、前記の如く発行した、五分利持分証書または無利子持分証書は、処理  
法が設置したドイツ特別預託勘定に対して、法が定めた優先順位に従つてへ処理法オ四節  
(同オ一〇号参照)有する持分の証券となるものとせられるのであるが、合衆国は、直接  
たると間接たるとを問わず、償還の義務を負わない(同前オニ五節(6)項オ一号)。また原  
則として譲渡することができない(投機の対象となり得ない)証券である(同前オニ五節  
(6)号)。

結局、残余財産の八割は返還されるが、二割は返還されない。この二割に対し、アメ

リカ政府が発行した持分証書(債券証券)は、有利子のものであると、無利子のものであ  
るとを向わず、アメリカ政府は償還の義務を負わず、もし、ドイツ政府がドーズ案による  
賠償金の支払をひきつづき行い、ドイツ特別預託勘定の資金事情が、許すようになるなら  
ば、償還されるというのである(同オニ五節(6)項オ一号参照)。ドイツ財産の返還を八割  
に止めたこと、残余財産二割に対して発行された債券証券の償還を、ドイツ国による賠償  
金の支払成績にかゝわらしめたこと、この二つの事柄は、まさに「処理法」の妥協的性格  
の一端を示すものといつてよいであろう。

次に、ドイツ財産の返還に因連して重要な意味をもつ問題として、いわゆる「未割当  
利益金」(未割当利息資金 *Unallocated interests funds*)の問題がある。  
对敵取引禁止法オ一二節オニ項後段の規定によると、外國財産管理人を管理しましたは預託  
した財産について生じた配当金、利息等は国庫に預託せられ、同節オ一項の規定によると  
財務長官は右預託せられた配当金、利息等を投資することができます。それは主としてリ  
ーティ・ボンヴに投資された。この投資によつて、またさらに多額の利得を生じたのであ  
た(二)

るが、この利益金は、ウインスロー法制定のときまでに、各信託勘定に割当てられることなく、特別勘定としてアルされていたのである。ウインスロー法制定後は、管理財産に開して生じた利益金は、それぞれの信託勘定（管理財産勘定）に貸記せられ、そのうちから、毎年一万ドル宛返還せられるにいたつたから、未割当利益金という現象はおこうなかつた。従つて、ウインスロー法制定の日（一九二三年三月四日）までに敵産に向して生じた利得、その投資によつて生じた利得は、ウインスロー法制定後も、特別勘定として、多額の所得を生じ、処理法制定前において、右の「未割当利益金」は、三千二百万ドルにも達していた（一九二八年二月、上院に提出された財政委員会の報告）。処理法は、この資金の最終的処理を定めた（未割当利益金の定義については、処理法第一五節——禁止法第二八節を参照）。

処理法第一五節——禁止法第二六節によると、原則として、未割当利益金は、財務長官が定める平均所得率で、各管理財産勘定（信託財産）に割当てられる（同項）。ただし、二割の財産の返還を延期される者、すなわちドイツ人が、信託財産の所有者であるときは、

このかぎりでない（同項）。オーストリア人、ハンガリ一人、中立国民のように、完全に返還をうけることのできる者へ処理法第一一節——禁止法第二九節（同項第一五号、オ一七号乃至オニニ号に該当する者）だけが、割当をうけることができる。非ドイツ人所有の信託財産に割当てた残余の未割当利益金のなかから、二千五百ドルを控除して、一括して各衆議院に投資する。これに対して財務長官は外國財産管理人に対して無利子の持分証書（債務証券）を発行する（処理法第一〇節——禁止法第二五節（同項第一号））。二千五百ドルを控除して投資した結果、非ドイツ人管理財産に割当てられた利益金を支払うことができなくなつたときは、不足分はドイツ特別預託勘定からあざなう（禁止法第二五節（同項））。

二千五百ドルの投資金はドイツ特別預託勘定に預託せられる（処理法第四節（同項第一号））。非ドイツ人に割当てたのちの残余金が二千五百ドルをこえるときは、その超過分も投資される（オニニ節（同項第一号））。

二千五百ドルの投資が行われたときは、ドイツ人所有の信託財産に割当てらるべき未割当利益金に相当する金額が、實記せられる。かくして實記せられた金額が二千五百万ドル

をこえるときは、超過分は、さらに前と同様に投資せられる。

九四

かように、ドイツ人信託財産が割当てをうける利益金の投資に伴い発行せられた合衆国債券証券は、前記二割の残余財産に対して発行された債務証券の次領位で、ドイツ特別預託勘定から、償還される（処理法第4節（項第1。写及びオーラー写））。（二割の残余財産に対する証券の償還は、一九五二年、割当利益金に対する証券の償還は、一九五五年と計算された）。

次に向題になることは、返還される八割の財産と留置せられる二割の財産の分割可能問題である。ウインスロー法の場合と類似の問題がおこる（オニ章オニ節（ニ）を参照）。差押財産が、現金・有価証券である場合は、分割の問題はおこらないが、土地、その他の有体財産の場合には、問題が生ずる。ウインスロー法の場合には特別の規定がなかつたが（前述参照）、処理法は、これについて規定を設けた。すなわち、処理法第1四節（差押法第9節（ノ）項中段の規定によると、分割を可能なうしめるに必要な限度において、差押財産を売却することができる。ただし、処理法制定の日から六カ年間において売却せんと

するときは、所有者の同意を必要とする。別に、所有者が二割に相当する金額を外国財産管理人に支払えば、差押財産の完全なる返還をうけることができる。所有者が、売却の同意も拒否し、また二割に相当する金額の支払もしないときは、六年の期間が経過してから、外国財産管理人が、必要な売却を行うことができる。

差押財産の八割の返還をうけようと思うときは、外国財産管理人に、返還の申請をしなければならない。ウインスロー法による一万ドルの返還申請には申請期間の定めがなかつたが、処理法による八割の返還申請には、申請期限が定められた。すなわち、処理法例文の日から一年である（処理法第1。節（ノ）禁止法第ニ五節（ノ）項中段）。一九二九年三月二日の法律で、申請期間が二年に延長された。右の期限が満了するまでに申請が行われなかつたときは、差押財産はドイツの国有財産となり、アメリカ国民の対ドイツ戦時請求権の支払にあてられる（同前中段及後段の規定参照）。ウインスロー法にもとづいてすでに一万ドルの返還が行われている場合には、二千ドルの追加返還に対して、特別に申請をする必要はない。ウインスロー法による申請にもとづいて、自動的に返還せられる。ウイン

スローオー法にもとづく返還請求手続において、代理人を返還しているときは、処理法にもどり返還請求をなすため、特別にあらためて委任状を作成する必要はない。ただ、いさつすき留置せられる二割の分に対する返還延期同意書を提出すればよい。

請求人の死亡を原因として、差押財産の所有権に変更があつた場合に生ずる問題は、すでにウインスローオー法の場合にも、問題とせられたところである（オニ章第ニ節（一）及び（七）を参照）。処理法第十二節の項（一）禁止法第九節の項によると、死者的の法定代理人（相続人、遺言執行人等）は、処理法にもとづく返還を請求することができ、そのため、合衆国裁判所（遺産裁判所）に、遺産管理人の選任を求める必要はない。かような場合、管理権あるドイツの遺産裁判所が確認した遺言執行人または相続人は、返還請求权を有する。

ドイツの取引所でアメリカ会社の株券が売買されたために、所有権の変更が生じているような場合にも、問題がある。これらの株券が表示している株式へすなわち登録株式（登録済み株式）は、ドイツ人名義でアメリカ会社の株主名簿に登録せられているた

め、戦争中、外國財産管理人によつて差押えられ、外國財産管理人名義に書換えられたのである（オニ章（五）を参照）。しかし、これらの株式は原則として白地で取引され、いたため、ドイツ國で所有権が変更されることは可能であつた。かような場合において、外國財産管理人（次、右の所有権の変更を承認しなければならないことを規定した規定は、いままで存在していなかつた（オニ章（七）を参照）。茲に問題が生ずるわけである。処理法第十四節（一）禁止法第十九節の項は、この問題に關係している。それによると、右の所有権の移転が明白に承認せられ、現在の株式証書所持人が所有者とみなされ、現在の株式証書所持人に、処理法による返還請求権が認められることになった。もつともこの場合も、二割の価格に配当する分がひきつづき留置せられることについて同意書を提出しなければ八割の返還をうけることはできない。また、価格が二千ドル以下であつても、二割は返還を延期せられる。禁止法第十九節の規定は、株式のみならず、その他の持分、社債、債券、配当、利息にも適用せられる。規定によると、返還請求が行われる前に、請求人が請求した場合は売却によつて石財産を取得したことについて、大統領の決定が行われなければな

らない。大統領は一九二八年四月二十三日の執行命令第四八六二号で、この決定権を、外國財産管理人に委譲した。

次に特許及び特許出願についていえば、ウインスロー法は、売却、実施免許その他の方法で処分せられた以外の特許の返還を規定したのであるが（オニ章第ニ節ヘ一〇）を参照、處理法は、実施免許せられた特許まで、返還の範囲をひろげた（売却せられた特許は然として返還せられない）。ただし、返還せられる特許权に向し、專用免許があたえられ、何らかの契約が結ばれ、何らかの留置权その他の負担が設定せられているときは、専用免許、契約、留置权、その他の負担と共に、返還せられる（處理法第ニ節ヘ一三節ヘ一禁制法八節（内項））。外國財産管理人が、特許その他に同し、売却、実施免許その他の方針による処分によつて取得した金銭も、返還せられる。たゞし、合衆国政府が外國財産管理人に支払つた金銭は、このかぎりでない（同前（内項参照））。これらの金銭は、ウインスロー法ふると、たとえ一万ドル以下であつても返還せられなかつたのであるから（ウインスロー法第ニ節ヘ一禁制法第ニ節（内項参照））、處理法により返還せられるためには、一万二千

ドルをこえるときには、二割の返還延期同意書を提出しなければならないことになる。さらに、處理法第ニ節ヘ一禁制法第ニ節（内項）によると、禁止法第ニ節（内項）により提起せられた訴（専用权者に対する損害賠償の訴）に対して判決が認めた専用料も返還せられる。たゞし、合衆国が外國財産管理人に支払つた専用料はこのかぎりでない。この場合においても、金額が一万二千ドル以下であるときは、前記同意書は必要としない。

次に向問題となることは「ノックス・ボーネー決議」（一九二一年七月二日）以後に行われた差押に關する問題である。一般に認められるところによると、この決議が據伏せられた日からのは、外國財産管理人は財産を差押えることはできない。しかし、一九二一年七月二日以前に、差押命令（引渡請求 demand）ヘ一禁制法第ニ節（内項）を交付し、差押財產の引渡か、一九二一年七月二日以後に行われるべき場合が有得る。たとえば、差押財產が債权であつて、一九二一年七月二日において弁済期限が到来していないような場合である。處理法第ニ節ヘ一禁制法第ニ九節は、かような場合において、外國財産管理人が、未引渡分に対する引渡請求权を抛弃し、引渡を請求した金額より少額で満足すべき

とを定めた（四項）。もっとも、そのためには、検事総長の同意書を必要とする（四項）。この場合問題となることは、後位相続权その他期待权が差押えられたが、相続が開始されておらず、従つて期待权者がまだ权利を享有していないような場合、或は、財産の差押が、財産の一萬二千ドル以下の部分にしか及んでいないような場合においても、引渡請求の効果が行わるとみるとべきか、ということである。

差押財産が、外國財産管理人によつて売却せられているときは、返還請求は、売却代金に対して行われる。差押財産の捨棄または違法な処分を理由として、外國財産管理人を相手としても、また新取得者を相手としても、請求を提起することはできない。かような場合に売買解除を求める訴訟をなし得る者は、合衆国政府にあざる。これがアメリカの多數の判決の態度であった。禁止法第十九節（四項）第ニ段も、送還物受領の証を交付したときから外國財産管理人の責任が免除されると規定している。

## （2）差押財産の損害賠償

多額のドイツ財産が、商戦とともに合衆国により押収せられ（ドイツ商船）また外國財産管理人によつて差押えられたうえ、正当に管理せられず、また合衆国政府に、名目的な価格で売却せられたのであるが（特許及び無線電信局）、これらの事件に関して、アメリカ政府に対して損害賠償を求める道がひらかれたにいたつた。処理法第十三節の規定がこれである。

損害賠償の審判は「仲裁官」Arbitrator 正確には「裁判請求权仲裁官」War Claims Arbitrator が行う。仲裁官は大統領が認命する（第十三節（四項））。米獨混合請求権委員会の委員長Arbitrator 水任命せられた。パーカーは公平であったので、ドイツ側から信賴を得た。仲裁官の仕務は、ドイツ国民の請求を審問し、アメリカ政府が支払うべき公正なる賠償を決定することにある（第十三節（四項））。財務省の官吏がアメリカ政府を代表する。審判当事者たるドイツ国民は、賠償額に関する意見を陳述し、証拠を提出するにつき完全な機会を有する。ドイツ国民は、ワシントンにあるドイツ大使館に事務所を有する「私有財産委員」の援助をうけることができる。この委員は、請求事件及び審問手続を簡素化するた

めに、仲裁官の希望によつて設けられたものであつて、とくに特許事件における権利を賄うるものであつた。

#### (1) 商 船

第一次大戦において、アメリカが参戦したときに、アメリカの港に碇泊していたドイツ商船、またはアメリカで入渠中であつたドイツ商船は、間もなく抑留せられた。この抑留は、対敵取引禁止法（一九一七年十月六日）にもとづいて行われたものではなく、禁止法が制定せられた五ヵ年前の一九一七年五月十二日の議会の合同決議にもとづいて行われたものであつた。この決議の内容は、次のようなものであつた。

**第一節 大統領は、**アメリカ領ヴァージン諸島を除いて、運河地帯、その他合衆国の属領及び島嶼をふくむ合衆国管轄内にある船舶であつて、合衆国管轄内にはいつたどきに、押収のとき合衆国と交戦状態にある國の法人、市民または臣民によつて、完全に、または部分的に所有せられていた船舶、または、該國またはその政治上の区画または地方團体の国旗をかゝげ、または該國またはその政治上の区画または地方團体に登

託せつれている船舶の所有及び帆船を、合衆国のために直ちに押収し、合衆国船舶監督局または合衆国政府の部局または機関を通じて、合衆国の公用のため、または外國貿易または沿岸貿易のため、該船舶を運営し、貸与し、傭船し、織築する权限を有する。

**第二節 海軍長官は、**大統領の同意を得て、検査局 *Customs and Excise* を設置する权限と義務を有する。検査局の任務は、押収のときにおける船舶、船員、附属品及び船舶内に存するいつさいの財産の現実の価格を査定し、海軍長官に検査報告書を提出することにある。海軍長官は、該報告書を、海軍省の記録と共に、保存しなければならない。右検査事務は、損害賠償請求審判における違法なる證拠とみなされる。

すなわち、アメリカ参戦のとき、アメリカの港にあつたドイツ商船を抑留し徵用し、特木の賠償を考慮して、その価格を評価しておくといつのであつた。この決議にもとづいて、大統領は多数のいわゆる「執行命令」を出した（一九一七年五月十一日、五月十四日、五月十六日、六月十二日、六月三十日、七月三日、七月十二日、八月三日、九月二十二日、十一月二日の命令）。なかでも、一九一七年六月三十日の執行命令が最も重要なもので、

この命令によつて、柳苗船舶は、合衆国船舶運営局 *United States Shipping Board* と海軍省に分配され、それぞれ利用されることになつた。柳苗船舶は、一部子ノターセられ、または売却せられた。戦争中の使用で廢船となつたものもある。また該歎として処分されたものもあり、或は、処理法制定の当時、アメリカ政府が使用中のものもあつた。

かような船舶の問題について、アメリカ側がとつて来た態度は、かようなドイツ船舶及びそれに関連して支払わるべき賠償金は、ベルリン平和條約にもとづいて、外國財産管理人が差押えている他の財産と同様に、ドイツに対するアメリカ国民の請求の満足にあらるべきものであつて、従つて、抑改船舶に対する損害賠償額の支払は、アメリカ国民の対独請求权が満足せられたうえで、はじめて行うべきものであるというのであつた。しかし、実際に、アメリカ国民の対独請求権を、ドーズ案による対米年賃支払金のなかから、償却するには、数十年を要することが、明らかになつたので、前記のような妥協を計るため、処理法によつて、急速に問題の解決策はかられるようになつたのである。かように

#### わけて、処理法第3節第4項オーハ号の規定が成立したのである。

この場合、もつとも問題となつたのは、柳苗ドイツ船舶の評価をいかにするかということとで、議会の委員会でも議員総会でも活潑に論議せられた。とくに、上院においては、賠償額を、検査局が行つた三千三百万ドル以上に評価することは、はつきりと禁止しておかべきであるという意見が強くなつた。その理由は、ドイツ商船航路は、ドイツ政府の補助金で維持され、戦前からアメリカ商船業の強敵であつたから、その復興を阻止すべしというのにあつた。しかし、検査局、自ら、柳苗船舶の評価をなし、賠償額算定上の証拠を提出する権利が、ドイツ商船会社にあたえられることになつた。もつとも、柳苗商船、及び次にのぶべき無線電信局ならびに特許に関する賠償額は、一億ドルとあさえられていて、*（處理法第3節の項）*、このうち、無線電信局及び特許に関する賠償金の總額は、千五百萬ドルを超えないといわれるから、柳苗船舶に対する賠償金の總額は、八千五百万ドルの額でおさえられるわけである。これを検査局査定の三千三百万ドルに比較すれば、確実な立証さえあれば、二倍以上の賠償をする可能が、あたえられたわけである。

仲裁官が賠償額を査定するにあたっては、抑留のときの船舶の現状を基準とし、一九二一年七月二日まで所有者が船舶を利用し得なかつた事實を勘案しなければならぬ（オ三節（四）項オ一号）。

(四) 無線電信局

處理法オ三節（四）項オ二号で、問題となる無線電信局は、具体的には、セーヴィル及びツカートンの二号である。

ツカートン無線局（Tuckerton）は、非敵人の所有するところであつたが、同局建設の請負契約にもとづいて、ドイツ国民（König 会社）が抵当権をもつていた。オ一次大戦開始の一九一四年、早くも、セーヴィル無線局とともに、一九一二年八月十三日の「無線通信法」Radio Communication Act にもとづいて、アメリカ政府の管するところとなつた。同法オニ節は、大統領に対して、戦時において無線電信局の附録を命ずる权限、または、相当の補償をあたえて、政府の直接管理に付する权限をあたえていた。この权限にもとづいて、大統領は、次の執行命令を出した。

(1) 一九一四年八月五日命令オニ〇一一号。

アメリカ合衆国の管轄内にあるいつさいの無線電信局は、敵対行為の继续中、中立的性質をもたない通信を送信または受信すること、及びいかなる方法によるもいすれかの交戦国に非中立的サービスを供与することを禁止せられる。

一九一四年九月五日命令オニ〇四二号

大西洋をこえて通信する能力を有する……強力無線局は、暗号通信をふくむヨーロッパ地上局との通信を実施する目的をもつて、政府により押收せられ、他の管理または使用を排除して、政府により使用または管理せられる。

右執行命令の実施は、海軍長官に委任せられたので、一九一四年九月九日、海軍省により、ツカートン局は管理せられることになつた。対敵取引禁止法制定とともに、外国財産管理人は、該無線局を差押え、この施設に関してドイツ国民が所有している权利へ抵当权（オーバーハウス）をフランス人の会社 American Radio Corporation に売却した。この会社は、売却をうけるために、形式的に設立せられたアメリカ法人である。売却価格は二万

五千ドルであった。

一〇八

タツカートン無線局の場合、所有権そのものはドイツ国民に属するのではなく、ドイツ国民は単に、該無線局に対する権利（抵当权）の差押・処分をうけたのにすぎない。従つてこの場合は、処理法第3節の項第2号によつて処理せられるものでなく、前述の一報返還規定によるものである。すなわち、前記ドイツの会社は、売却代金二万五千ドル及びその利息について返還請求权を有するにすぎない。

これに反して、セーヴィル無線電信局 *Saville* の場合は、処理法第3節の項第2号に該当する事件である。この無線局の所有者はニウ・ヨーク州で設立せられた会社であるが、株式資本は完全にドイツ国民に属するものであつた。この無線局は、一九一四年アメリカ政府が管理をはじめ、一九一五年には、アメリカ政府に貸与せられ、一九一七年以降海軍省が經營した。対敵取引禁止法制定とともに、外国財産管理人は、株式資本の全部を差押え、会社の理事及び監査役を改選し、外国財産管理人が選任した理事及び監査役で会社の管理が行われた（その根拠は対敵取引禁止法第4節の項である）。なお講和條約の研

究オニ部二三田真参考）。その後、セーヴィル無線局はアメリカ政府に売却せられ、会社は解散した。アメリカ政府は、買収にあたつて、四万五千ドルを外国財産管理人に支払つた。処理法第3節の項第2号によれば、セーヴィル局の場合、同局の所有者（ドイツ人株主）が、合衆国による差押のとき、または外国財産管理人による差押のときと同様の状態で、一九二一年七月二日（ノックス・ボーター決議成立の日）に同局の返還をうけたとしたならば、所有者がうけることができる相当な価格の賠償をうけることができる。

#### （八）特許及び特許出願

処理法第3節の項第3号及び第4号は、ドイツ国民の特許権及び発明につき、アメリカ政府が実施免許をうけ、譲渡をうけ、買収し、または使用したことにもとづいて生じた損害が、賠償されることを規定している。いかなる範囲で、アメリカ政府がドイツ国民の特許または発明を買収し、実施免許を得たかについては、すでに述べた（オニ章第2節（一〇））を参照）。

処理法にもとづく損害賠償審判で問題となる特許は、次の二種類である。

一〇九

(1) アメリカ政府が、買収前または実施許諾をうける前に、すでに利用していた特許（発明（オ四号））。この場合の損害賠償は、発明の使用に對してのみ行われる。賠償額を決定するにあたつては、一九一七年四月六日から一九一八年十一月十一日までの期間（すなわちアメリカの參戰期間）と、外國財産管理人による売却または実施許諾が行われたのちの期間は除外せられる。これらの期間におけるアメリカ政府の使用については、オ三号により賠償をうける。

(2) 外國財産管理人がアメリカ政府に売却した特許、またアメリカ政府実施許諾をうけたえた特許（オ三号）。この場合の賠償額は、同種の特許につきアメリカ政府がアメリカ国民から権利を取得したときに、アメリカ国民がうくべき補償金と同一程度のものでなければならぬ。もつともアメリカ政府に既に支払はずみの約因があるときは、その金額は、賠償額から控除せられる。処理法オ三節による賠償は、特許を買収した者がアメリカ政府であるときにかぎつて行われる。化學財團のようなオ三者か外國財産管理人から買収した場合には、処理法オ三節の賠償は行われない。かような場合に

は、從前のドイツ人特許所有者は、外國財産管理人に払込まれた売却代金について、前記の如き返還請求権を有するにすぎない。

#### (二) 損害賠償の仲裁審判

損害賠償金の査定は、仲裁官の仲裁判決（Award）によつて行われる。仲裁官は、正当で公正なる賠償額を査定しなければならない。ところが、郵船船舶、汽船電信局及び特許に関する損害賠償額の總額は、すでにのべたように、一億ドルとおさえられている（オ三節の項）。しかも、この一億ドルのなかには、仲裁審判費その他の金額がふくまれることになつてゐるから（同前）、實際、仲裁判決によつてあたえられる賠償金の總額は、一億ドルを割ることになる。そこで、仲裁官は、一応は公正なる賠償額を査定するが、その査定額が總額で一億ドルを超過する場合を考えて、各事件であたえられる賠償額を比例的に減額して、「暫定的仲裁判決」 Tentative Award をあたえる（オ三節の項及びハーモ参照）。仲裁判決の賠償額は、財務長官によつて支払われるが（オ三節の項参照）、財務長官は、總額が二千五百万ドルにならぬよう、さうに比例的に減額して支払わなければ

はなうないことになつてゐる（オ三節（iv項参照））。これはドイツ特別預託勘定からの支払優先順位が示すよう（後述）、なるべくアメリカ国民の対独請求権の満足が完了したのちに、ドイツ国民の賠償請求権に及ぼそうという趣旨からである。この点においても、處理法の妥協的性格があらわれていると思われる。二千五百万ドルの範囲における支払は六順位、五千万ドルの範囲における支払は、オ七順位、一億ドルの範囲における支払はオ一〇順位で、これは、二割の返還延期分と同順位である（後述、ドイツ特別預託勘定の項を参照）。

抑留船舶に關し賠償請求の審査を求めるドイツ国民は、該船舶に關し、ドイツ政府またはドイツ皇室がもつてゐる持分の有無、その持分の範囲を立証しなければならない。仲裁官は、ドイツ政府またはドイツ皇室の持分について、暫定仲裁判決により、その金額を決定し、ドイツ国民にあたえらるべき賠償額から控除しなければならぬ（オ三節（iv項参照））。ドイツ政府またはドイツ皇室の持分は、賠償これない。その金額は、ドイツ政府がアメリカ合衆国に支払うべき最終支払勘定に貸記せられ、混合委員会の裁判判決が定める支

款金の弁済にあてられる（オ三節（iv項参照））。實際に、ドイツ特別預託勘定に貸記せらる

る。

處理法オ三節にもとづく賠償請求の訴は、仲裁官の事務が始まつたときへ一九二八年四月三日）から四ヶ月以内に（一九二八年八月三日までに）仲裁官に提起もなければならぬ（第三節（iv項参照））。仲裁判決で定められた賠償額は、該仲裁判決が仲裁官によつて訂正せられたときから二カ年以内に、支払の請求が行われたのでなければ、支払われない（第二章（iv項参照））。賠償請求の訴を提起する者はまたは賠償金支払の請求をなす者は、處理法のいづさいの規定に同意したものとみなされる（オ三節（iv項中段参照））。

仲裁官による審査手続は、普通裁判手続どことなり、特別法にもとづく一種の特別裁判手続である。仲裁判決には上訴の道は開かれていない。

特に注意すべきは、抑留船舶に關する賠償請求事件において、ドイツ国民が、ドイツ政府及びドイツ皇室の持分について有する立証責任である。立証せらるべき持分は、直接的たると、直接的たると向わらず、また株式所有によると、会社管理の方法によると、その

他の方法によると向わらず、何等かの利益關係である（第三節（四）項参照）。ところが、ドイツ法上の株式は、アメリカ法では行われていない無記名株式である。この点を考えると、右の立証責任が、ドイツ国民にとつて特別な負担となることが考えられるであろう。このことを斟酌して、仲裁官は特別の措置をとつた。それは、一九一二年から一九二一年までの間の株主總会及び一九二八年三月十日直前の株主總会で代表せられたいづれの株主をもって、訴訟として受理するという方法であった。しかし、この資料も、事情によつて完全な證拠とみなすことはできない。

賠償額の支払をドイツ通貨で行うか、アメリカ通貨で行うかは、財務長官の選択による。賠償額は、仲裁判決が賠償額をうけるべき者とした者に支払わなければならぬ（第三節（四）項）。ただし、（1）、権利者が死亡しているとき、または法律上の法人（第二節（四）項）。（2）、権利者が組合、社團、法人であつて、解散しているときは、財務長官が権利者と思う者に支払う（第三節（四）項）。（3）、権利者のために遺言執行人または遺産管理人が選任せられているときは、遺言执行人または遺産管

理人に支払う（第四節（四）項）。（4）、賠償請求权が、権利者の遺言执行人または遺産管理人によつて、仲裁判決前に譲渡せられているときは、譲渡人に支払う（第四節（四）項）。（5）、賠償請求权が正当に認正せられた書状により、権利者により、仲裁判決前に譲渡せられ、支払請求書が提出せられたときは、譲受人に支払う（第四節（四）項）。

#### （二）オーストリア人及びハンガリ一人の請求权

合衆国政府に対して、オーストリア人及びハンガリ一人が有する、処理法上の請求权も亦、ドイツ人の場合と、おむね似ている。やはり、差押財産に関する返還請求权と、

（2）賠償請求权とにわかれている。ドイツ国民の場合よりは単純となつていて、まず、差押財産に対する返還請求权であるが、オーストリア人及びハンガリ一人の場合には、完全に返還せられる。ドイツ国民の場合のように、二割の返還延期といふことはない（処理法第一節一禁制法第四節（四）項（一）第五号、第一七号、（二）第八号、（三）第九号、（四）第十号、（五）第十一号、（六）第十二号參照）。オ一二号、オ一三号、オ一四号、オ一六号の場合じ

オ九節(四項)の定める同意書が必要であるのと対比せよ)。

一一六

つぎに、差押財産に対する賠償請求权は、オーストリア人及びハンガリー人の場合には特許及び特許出願に関するものにかぎられるへ処理法(オ六節(四項))。船舶・無線電信局について、該当事件がないため考慮せられなかつたのである。このことは、ドイツ国民の求償権の場合との主な相違点である。賠償額は、ドイツ国民の場合は、一億ドルとおさえられているが、この場合は、わずか百万ドルである(オ六節(二項))。賠償準備金は、ドイツ国民の場合、半額の五千ドルであるが(オ三節(四項))、オーストリア人及びハンガリーハンガリー人の場合は、全額の百万ドルである(オ六節(四項))。ドイツ国民の場合、賠償請求の提起期限が、仲裁官の活動開始のときより四ヶ月であるが(オ三節(四項))。オーストリア人及びハンガリーハンガリー人の場合には期間の定めがない。また、支払請求期間は、ドイツ国民の場合、仲裁判決証明のときから二年であるけれども(オ三節(四項))、オーストリア人及びハンガリーハンガリーハンガリー人の場合には、一九四〇年三月十日までである(オ六節(四項))。

これを全体としてみれば、ドイツ国民の場合よりも、規定の單純化及び寛大という現像

がみられる。それは、差押財産の金額が、ドイツ国民の場合と比較にならぬ程、少額であること、アメリカ国民の有する対換または対洪請求権が少額であつて、オーストリア及びハンガリー国政府の賠償支払金で完全に満足せられ得たこと、などのために、完全なる返還が可能であり、これらの国民が有する対米求償権(特許及び発明に関するもの)も少額であつて、特別な延滞條件を付する必要がなかつたことなどのためである。

実際に、オーストリア国に対してアメリカ国民が有する戦時請求権の總額は、三百万ドルにすぎず、ハンガリー国に対するそれは、百万ドルにすぎなかつた。この總額は、アメリカ、オーストリア及びハンガリーの「三国請求権委員会」Tripartite Claims Commission によって決定せらるやきものであるが、それが完全に支払われることは、オーストリア政府によつて支払命令が當時すでに發せられて居り、ハンガリー政府によつては間もなく覺せられるはずであつたので、極めて確定なことであつた。従つて、オーストリア国民及びハンガリー国民に関するかぎりは、差押財産の返還及び賠償を妨げるような事情はなかつたのである。

また、アメリカ政府が差押え、または外国財産管理人から買收し、または実施許諾を得  
たオーストリア国民またはハンガリーグ国民所有の特許は、五百余件にすぎず、アメリカと  
壇決国間の交戦状態も一九一七年十二月七日から一九一八年十一月三日まで既に、米独戦  
の交戦期間よりも短期であつたため、特許に関する賠償額も、処理法が枠を定めたと同様  
に、百万ドル位のものと考へられたのである。

### 第三節 アメリカ国民の請求権

#### (一) 対独請求権

処理法の立法経過においても、また処理法の條文においても、ドイツ国民が在米財産に  
つゝ有する返還請求権及び求償権の問題と相関關係にあるものは、アメリカ国民が有する  
対独請求権の問題であることは、すでに述べたとおりである（オニ章オ一節（ニ）、オニ  
章オ一節参照）。

アメリカ政府及びアメリカ国民は、第一次世界大戦中、多額の損害を被り、この損害を  
賠償すべきことは、ベルリン平和條約で確信せられた。かような損害賠償請求を審問し、  
賠償額を決定するために、混合委員会が設置せられたことは、すでに述べたとおりである  
(オニ章オ一節ヘニ) を参照)。混合委員会に請求を提起する期間は、一九二二年十月九  
日から六月以内であるからへ手続規則オ四節(2項)、一九二三年四月八日で満了する。  
一九二三年四月八日までに委員会に提起せられた請求権数は、約一万二千件であつて、処理  
法制定の当時までに、仲裁判決があつた件数は、三、五九三件であつて、これらの判決で  
決定せられた賠償金の總額と、未決の請求事件の推定賠償額と併せて、約一億九千百萬  
ドル強に達すると考へられた。このほか、アメリカ政府の対独請求権が、利息を併せて、  
約六千百万ドルにのぼつた。あわせて、約二億五千二百萬ドル以上になる。この金額及び  
その利息を、ドーズ案による年賦賠償金の対米割当金(ニ・ニ五分)の五分、半済して少  
人となると、凡そ六十一年はかかると算定せられた。処理法は、この問題を解決すること  
を主要目的とするものであつた。

そのために、アメリカ政府の対独請求権に優先して、アメリカ国民の対独請求権を支払うということを原則とした（処理法オ四節の項を参照）。アメリカ政府の請求権は、ドイツ国民がうける賠償額にも優先せられ、オ一二順位乃至オ一三順位となつてゐる。

アメリカ国民の請求も、支払をうける順位によつて、次の四つにわかれれる。

- (1) 生命及び身体に関する損害を理由とする請求権（処理法オ四節の項オ二号）。これは、仲裁裁判費につき、オニ順位である。

- (2) 賠償額（利息をふくむ）のうちで十万ドルにみたないもの（全前オ三号）。これはオ三順位である。少額の賠償金に優先支払をみとめる。

- (3) 利息をふくめて十万ドルをこえる賠償額について、十万ドルの金額（全前オ四号）。これは、オ四順位である。賠償額の多寡にかゝらず、そのうちから十万ドルだけは、他の部分に優先して支払われる。同一人が、多数の請求をなしたときは、合して一つの請求として考えられる（全前オ四号後段）。結局一人につき十万ドルということになる。

(4) 十万ドルをこえる賠償額の、十万ドルをこえる部分（全前オ五号）。これはオ五順位である。ただし、この部分を支払つたために、（1）（2）までの支払額が、仲裁判決が査定した賠償額（利息をふくむ）の八割をこえるようになつてはならない。のこりの二割の処分については、処理法オ四節の項オ一〇号に規定している。（後述—ドイツ特別預託勘定の項を参照）。

右のアメリカ国民の請求権は、相互に優先順位はあるけれども、全体としては、ドイツ国民の対米請求権に優先する（ただし、十万ドルをこえる賠償額の二割は別である。後述）。従つて、ドイツ特別勘定から支払をうける順位からいえば、大ざつぱに、次のように順序となる。

- (1) アメリカ国民の対独請求権。  
(2) ドイツ国民の対米請求権。  
(3) アメリカ政府の対独請求権。

仲裁判決は、国務長官によつて認証（認定）せられなければならない。国務長官は判決

を認証して、これを財務長官に送達する（処理法オニ節の項）。財務長官は、國務長官が認証して送達した仲裁判決が確定した賠償額について支払を行わなければならぬない（全前四項）。賠償額には利息がつけられる。一九二八年一月一日から支払のときまでの利息は、判決が定めるところによる（全前四項）。一九二八年一月一日までの利息は、主三方の算利とし、賠償金の元本と一九二八年一月一日までの利息と合せたものにかけられる（全前四項参照）。賠償額の支払はドイツ特別預託勘定から行われる（全前二項）。賠償額から一分五厘だけ差除して収入とし回庫に預託する。これは、手数料に相当する（全前四項）。

賠償金支払の請求は、処理法制定の日から二年以内に行わなければならぬない（全前四項）。この期間は、一九三〇年三月十日の合同決議によりて四年に延長され、一九三二年六月十四日の合同決議によつて五年に延長され、一九三三年六月十二日の合同決議によつて六年に延長され、一九三四年六月十八日の合同決議によつて八年に延長され、一九三六年六月二十六日の合同決議により十年に延長され、一九三八年五月二十三日の合同決議によ

り、十二年に延長された。結局、支払請求期限は、一九四〇年三月十日ということになつた。支払請求は、財務長官に対し、財務長官の定める規則に準由して行わなければならぬ。支払の請求をなした者は、処理法のいつさいの規定に同意したものとみなされる（オニ節の項）。

支払は、仲裁判決によつて賠償額をうけるべき者とされた者に対して行われなければならない。ただし、死亡者の場合、無能力者の場合、解散した組合、社団、法人、の場合等については、例外規定がある（オニ節の項オ一号、一、オ五号）。ドイツ国民の請求権の場合は同様の規定である（本章オニ節ヘ一）（2）（ニ）損害賠償の仲裁裁判の項を参照）。ただし、賠償額が少額であるとき（五百ドル以下）、代理権立証責任の負担が軽減せられてくる。ただし、死亡相続及び無能力者の場合にかかる（オニ節オ一号）。

アメリカ国民の賠償請求権の問題で、特に問題となることは、生命保険会社または損害保険会社の求償代位権の問題である。たとえば被荷に対する海上保険契約において、ドイツの潜水艦攻撃により撃沈せられたにより、アメリカの保険会社が、保険金を支払い、ア

メリカ國民たる荷主の対独請求権につき、荷主に代位し、混合委員会に、損害賠償を求めた場合、仲裁判決の認めた賠償額をいかに取扱うかと云う問題である。この問題は、金額のうえから云つても重大である（オニ草オ一節（ニ）の末尾を参照）。保険会社の請求権も、アメリカ國民の請求権であることにはちがいないことが認められましたたのであるが、処理法が議会で審議せられたとき、この点は問題となつた。アメリカ保険会社のかような請求権を、アメリカ國民の請求権と同じ取扱いにすることについては、上院の委員会でも議論、議会でも、重大な反対があり、種々の修正案も提出された。それは結局成功しなかつたのであるが、多數の上院議員は、保険会社は戦争中の保険料の勝負により巨額の利益を得てゐるのであるから、その請求権をみとめるとしても、最後に了却せらるべきアメリカ政府の対独請求権と同價位におくべきものとしたのである。しかし、この反対論も、次の二つの反駁理由によつて、大勢を決するにはいたらなかつた。そのオ一の理由は、保険会社（とくに海上保険会社）のさうな特別な事業団体群だけを差別待遇をすることは適當でない。海上保険会社は決して保険活動において不當に高い利得を得たものというこ

とはできない、といつた。オニの理由は、差別待遇は、混合請求権委員会設置の基礎になつてゐる仲裁裁判の原則と矛盾する。アメリカの法律が、混合委員会が認めた請求権を無視したり、賠償額の支払を、いつになるからかん未だにまで延期するならば、混合委員会設置の趣旨たる原則に対する重大なる侵害となるであろう。加うるに、法律がこうした不利益をあたえた場合、アメリカ裁判所は、果して、これを違憲でないとみとめるかも、甚だ疑問である。といつた。

最後に、アメリカ政府の対独請求権についてのべる。この請求権に関する仲裁判決が認めた賠償額は、アメリカ國民の対独請求権及びドイツ國民の対米請求権が完全に満足を得たのに、はじめて支払われる。このことはすでにのべたところである。ところで、アメリカ政府の対独請求としては、次の二つが考えられる。

(1) アメリカ政府がアメリカ國民と締結した戦災保険 *war risk insurance*

にもとづいて、アメリカ國民に支払った保険金に関する対独請求権へしたがつて、

それについて仲裁判決が認めた金額）。この金額は、一九二八年二月九日の上院附

一三六  
政委員会報告によると、二千四百万ドル（利息込きで）にのほるといわれる。

(2) アメリカ政府所有の商船の撃沈・破壊に関する対独請求権へしたがつて、それについて仲裁判決が認めた金額）。この金額は、同上報告によると、一千七百七十万ドル（利息込きで）にのほるといわれている。

この二つの請求権の満足が、一番後廻しなつた理由は、次の二つの裏に帰せられる。

(1) アメリカ政府は、戦災保険事業で、自ら相当の利益をあげている。一九二一年の財務長官年次報告によると、政府が戦災保険で、一千七百六十万ドルの純益を得たといわれる。これは、ほゞ前(2)の金額に匹敵する。

(2) アメリカ政府は、一九二五年一月十四日のパリ一協定により、特別な年賦金を優先的に支払われている。同協定で認められたドーズ賠償計画によると、アメリカ政府は、ドイツ年賦賠償金の二・二五分をうけるほかに、占領軍費として、毎年五百萬金貨マルク（すなわち、ほゞ一千三百十萬ドルに相当）の償還をうける。この支払は、アメリカ国民たる賠償請求者に優先して行われる。

(3) 戰争にもとづく負担は、特定の個人または個人群の肩に負担せらるべきでなく、できるだけ、国民全体に、平等に分配せらるべきである。これは、広く認められた原則である。したがつて、アメリカ政府の請求権をなるべく後廻位におき、それによつて、対独請求権を有するアメリカ国民の利益が影響をうけないようすべしである。もつとも、このロジックは、アメリカ国民の請求権のみを考慮に入れた場合のことである。アメリカ政府の請求権の満足を、ドイツ国民の対米請求権へこねる（エルサイユ條約やベルリン條約では明示的に地棄され、処理法によつて始めて思慮的に認められたものである）の後廻位にあいたことは、このロジックでは説明できない。それは、陸上における敵私有財産の尊重を立前とした、アメリカ国民の良識にのぬ、説明の根拠が発見せられるであろう。

### (二) 対獨及び対独請求権

一九二一年のウイーン（米埠）條約及びアタベスト（米洪）條約によつて認められた、ア

メリカ政府及びアメリカ国民の対奥または対洪請求権を査定する目的をもつて、一九二四年十一月二十六日の米・奥・洪三国協定により「三国請求委員会」*Tripartite Claims Commission*が設置せられた。委員会といふけれども、一人委員会で、*Commissioner*には、米独混合請求委員会委員長であるバーカー、*Parker*判事が選任せられた。彼は、また「戦時請求仲裁官」*War Claims Arbitrator*もあつた。

対奥または対洪請求権をもつアメリカ国民は、オ一回の委員会の会合（一九二六年一月二十六日）から一ヵ年以内に（一九二七年一月二十五日までに）、三国委員会に請求を提出しなければならない。その總額は、対奥請求権が三百万ドル、対洪請求権が百万ドルと推定せられ、それぞれ、オーストリア政府及びハンガリーグovernmentから、それぞれの特別預託勘定に払込まれた。実際には、委員会が仲裁判決を求められた件数は、一、六三一件で、そのうち、一、〇九八件が認められた。その總賠償額は、わずか、五四二、六五ドル余（利息をふくまない）にすぎなかつた。オーストリア国民またはハンガリーグovernmentの差押財産を

が完全に返還され得た事情は、かような点に求められる。

### （三）期間解約の対独請求権

対独請求権を有するアメリカ国民が、米独混合委員会に請求を提起する期間は、一九二三年四月八日で完了している（本節（一）を参照）。それは、混合委員会の「手続規則」（一九二二年十一月十五日採択）オ四節（四項）が、一九二二年十月九日（混合委員会設立に関する米独協定（一九二二年八月十日）が調印されてから二ヵ月後に相当する）から六ヵ月以内に、アメリカ政府代理人が、請求通知書を提出しなければならぬないと規定しているためである。処理法が上院で審議されたとき、この六ヵ月の期限が短きにすぎ、そのためには、アメリカ国民たる請求権者が同知せしめられないうちに、期限が経過したことを理由として、期間解約について、請求権者に責任なきことが、主張せられた。しかし、何分にも、六ヵ月の期間を定めたのが、混合委員会という、國際條約で放置せられた機関か交換手続規則であつて、アメリカ議会が勝手に変更することはできない。そのためには、相

手のドイツ政府の同意を必要とするのはいうまでもない。そこで、一九二三年四月八日までに提起されたものであるなれば、一九二八年七月一日までにアメリカ国务院に申請せられたものである。委員会で審査をうけることができるよう、ドイツ政府と協議することができた权限が、大統領にあたえられた。これは、処理法第ニ節の規定である。

右の協議は、間もなく開始せられ、ドイツ政府は、アメリカ政府の要求に応じた。これによつて成立した米独協定は、一九二八年十二月三十一日のアメリカ国务院長官（ケロウ）及び駐米ドイツ大使（アリットウイソツ）間交換覚書であつて、一九二八年七月一日までに国务院に申告せられたアメリカ国民の対独請求は、たゞ、賠償懈怠のものであつても、一九二九年七月三十一日までに、混合委員会に提起したときは、一九二三年四月八日までに提起せられたものと同様に取扱う。ということを約束したのである。

一九二三年四月八日までに提起せられたアメリカ国民の対独請求は、一二、四一六件で請求額十五億ドル、これに、新しく一九二八年七月一日までに提起せられた請求の總額までに提起せられたものと同様に取扱う。ということを約束したのである。

は、わずかに、三七七万ドルにすぎなかつた。実際に、このすべての請求額に対して、仲裁決定が認めた賠償額は、わずかに二億ドル足らずであつたのである。

#### 第四節 特別預託勘定

##### (一) ドイツ特別預託勘定

ドイツ特別預託勘定（German Special Deposit Account）といふのは、処理法実施に要する諸手續（とくに戦時請求権仲裁官によるドイツ国民の対米賠償請求事件の審判に必要な諸手續）、アメリカ国民に認められた賠償額、ドイツ国民に認められた賠償額、アメリカ政府に認められた賠償額等を支払うための資金勘定として、合衆国国庫に設けられた特別勘定である（処理法第4節の項）。戦時請求権処理の基礎となるものである。

この特別勘定に預託せられて、前記の支払いにあてられる金額は、凡そ次のようなもの

国立公文書館 アジア歴史資料センター  
Japan Center for Asian Historical Records  
<http://www.jcahr.go.jp>

(1)

返還延期となつたドイツ国民の差押財産（二割の分）のうちから四千ドル。処理法第4節第4項第1号、第14節、禁止法第9節の類、処理法第10節、禁止法第2

王贊以序于一早、參賄

(2) 未割当利益金のなかからの二千五百万ドル。処理法才四節四項才一号参照。

(3) 船舶、無電局及び特許に関する賠償額額

れた金額、五千ドル、処理法才三節の項、の項、才四節四項才二号参照。

(4) トース系による対米証当年賃金の一九二八年九月一日までの分 二千三百万ドル  
(一四四節(四項三号参照))

石の總額約一億三千八百万ドル、この金額は、勘定開設と共に、確實に入金せられる分

ある。このほか、(1)、二割の差押財産から四千万ドルを超過する分が入金する可能性がある。(2)、処理法(オーラー)。節1 禁止法(オーラー)五節(1)項第2号、処理法(オーラー)四節(1)項中一項参照)。

（2）未割当利益金から二千五百萬ドルを控除した残高加入全する可能性もある（处理法第4項第1号、第5項第4項第1号）。また、（3）船舶電局及び特許に関する賠償額の他に半額（五千ドル）が預託される可能性もある（三節の項後段）。さらによた、（4）一九二八年九月以降の対米割当年賦金が年々千七十ドル宛預託される。ドイツ政府が支払を継続するかぎり、この金額は確実に預託せられる（（5）ドイツ政府またはドイツ皇室の差押財産へ船舶、無電局等に關する利益をふくむ）が、トランシスフアーカーによる一处理法第1節、禁止法第5節（（6）混合委員会の判決にもどすいて、アメリカ政府の特許請求権に關して、今後アメリカ政府が受領すべき金銭も預託せられる）へ處理法第4節（（7）（8）の分は、處理法実施のとさには、現実に預託せられることはいなない、預託せられる可能性がある）と/orに止る。

右の一三八、〇〇〇、〇〇〇ドルのうち、二五、〇〇〇、〇〇〇ドルは、船舶、無電局及び特許に関するドイツ国民の賠償請求（仲裁官の仲裁判決）の満足にあてられ、残余の

一一三、〇〇〇、〇〇〇ドルがアメリカ国民の対独請求権（混合委員会の仲裁判決）の範囲にあたられる（附録オ四参照）。

特別預託勘定から支払われる請求権の支払優先順位は次のようである（処理法オ四節ハ項）。

- (1) 戦時請求权仲裁官へ混合請求権委員会ではない）の裁判費用（処理法オ三節の項）。
- (2) 仲裁官が使用する職員の俸給（オ三節の項）、禁止法オ二五節実施に伴い投資に関する経費（オ四節の項）の支払。
- (3) 死亡または身体上の傷害にもとづくアメリカ国民に対する賠償額（たとえば、ルンタニア号撃沈による人命喪失に対する賠償）の支払・利息をふくむ。
- (4) 十万ドル未満のアメリカ国民の賠償額（利息をふくむ）の支払。
- (5) 仲裁判決が認めた賠償額の八割を限度とするアメリカ国民の残余賠償額の支払。ただし、(2)、(3)、(4)による支払金をふくむものとする。

(6) 船舶、蒸留局または特許に關し仲裁官の暫定仲裁判決がドイツ国民に認めた賠償額の支払。ただし、總額が二千五百万ドルをこえることはできない。

(7) 船舶、無電局または特許に關し仲裁官の最終判決がドイツ国民に認めた賠償額の五割の支払。（6）及び（7）による支払は、五千万ドル（オ三節の項参照）の限度においては、（1）乃至（5）の支払へアメリカ国民に対する支払）が完全に行われていると否とに關係なく行われる。

(8) 外國財産管理人水長貸した金額へドイツ財産の留置せられた二割の分。（処理法オ一〇條II 禁止法オ二五節（項参照）を証する持分証書の利息の支払。

(9) 混合請求権委員会または仲裁官の仲裁判決が認めた賠償について生じた利息の支払（オ二節の項及オ三節の項参照）。

オ十順位には、次の三つが属する。

(1) 運送延滞せられた二割のドイツ財産へ一〇%（一。南一 禁止法オ二五節の項、オ一

四節I 禁止法オ九節（項）の返還）の返還。

(4) 一億ドルの限度における、船舶、電気等または特許に向けし仲裁官の仲裁判決が認めたドイツ国民の賠償額の支払（処理法オ三節（イ）項、（ハ）項、（カ）項）。すなわち、残余五千五百万ドルの範囲において、利息もふくめて支払われる。

(5) アメリカ国民の本拠地賠償額（すなわち二割）の支払（オニ節（イ）項、及（ハ）四節（イ）項（オ五号参照）。

右の（イ）乃至（ハ）の支払は、特に優先順位をつけられていない。（イ）までの支払が行われたのちに、残った金額が、（イ）乃至（ハ）の完全支払をなすに十分でないときは、（イ）、（ハ）、（カ）のそれぞれの金額の割合で、残余資金を按分して、支払にあてる（オ四節（イ）項オ一〇号後段を参照）。

(6) 未割当利益金の返還。ただしニ千五百ドルをこえることはできない（処理法オ一五節一禁止法オニ六節（ハ）項参照）。

(7) 対独請求に向け混合請求委員会がアメリカ政府に認めた賠償額の支払。

(8) 以上の支払を行つたのちに、特別勘定の残高となつた金額の支払。これは合衆国國

#### 庫の収入となる。

なお、財務長官は、特別勘定の資金を合衆国債務証券に投資し、利息を特別勘定に預託することができる（オ四節（イ）項参照）。

#### （二）オーストリア及びハンガリー特別預託勘定

ドイツ特別預託勘定に準じて、オーストリア特別預託勘定とハンガリー特別預託勘定が設けられた（オ七節（イ）項）。

これらの特別預託勘定に預託せられる金額は次のようである（オ七節（イ）項）。

(1) 特許に關し申教官の仲裁判決がオーストリア国民またはハンガリー国民の賠償額に対する準備金（オ六節（ハ）項参照）。その金額は合して百万ドルである。

(2) 外国財産管理人が差押えて保管しているそれぞれの国民の財産（処理法オ一〇節、禁止法オニ五節（イ）項参照）。

(3) それぞれの国に対するアメリカ国民の請求に向け三国委員会の仲裁判決が認められた際

償を支払うために、それぞれの国が支払った金額（オセ節四項オ三号）。オーストリア特別預託勘定の場合は、三百万ドル。ハンガリー特別預託勘定の場合は、百萬ドルである。それぞれの特別預託勘定から支払われる金額は次のようである（オセ節の項）。

(1) 仲裁官が特許に関する請求の審判をなすにつき生じた経費（オ六節四項及び四項参考照）の支払。

(2) 三国委員会の仲裁判決がアメリカ国民の請求につき認められた賠償額の支払（オ五節四項参考照）。

(3) 特許に対する損害賠償事件において仲裁官の仲裁判決が認められた賠償額の支払（オ五六節参考照）。

(4) 三国委員会の仲裁判決がアメリカ政府の請求につき認められた賠償額の支払（オ五節四項参考照）。

(5) 百万ドルの準備金に残高が生じたときに、残高の支払。これはアメリカ政府に対して行う。

(6) 以上の支払を完全に行つたのちに残高が生じたときに、その残高の支払。これはオーストリア政府またはハンガリー政府に対して行う。

## 第五節 特別規定

### (一) 課税

差押財産に対する課税に関する規定も、財政取引禁止法第ニ四條ヘウインスロー法（以下「追加」）を改正するという形式をとつていて（處理法オ一八節以下）。差押財産について生じた租税その他の負担が、差押財産より支払わるべきことを規定した原則的規定は、ウインスロー法と同様に、存続する（オニ四節の項となつていて）。このほか、四項以下若干の規定が附加せられ（處理法オ一八節）、禁止法オ一〇号も修正せられ（處理法オ一九節）、禁止法オ九節（四項オ一〇号の規定は廃止せられた（處理法オ二〇節）。これについては、後述するところ（五）を参照。

ところで、新しく修正直加せられた対敵取引禁止法オニ四節の規定（処理法オ一八節）によると、議会法律 Act of Congress が課した連邦税へ所得税、戦時利得税、超過利得税または相続税（内回税と略称せられる）は、該当現金または財産を小口財産管理人によつて差押えられなかつた如くに、または外國財産管理人に支払われなかつた如くにすなわち、差押財産がその所有者によつて保有せられ管理せられていたと同様に、徵稅せられる（四項の規定参照）。ただし、

(1) 外國財産管理人が、一九一七租税年度または、その後において行つた差押財産の売却または交換によつて生じた純所得（増価額）は、別個に三割の課稅を行い、超過利得稅法等による六割五分の稅率を適用しない（四項参照）。

(2) 外國財産管理人による売却または交換は、所得稅法上、戰時利得稅法上、または超過利得稅法上の強制的交換 *Consevacion* とみなし、交換に因する規定が適用される。すなわち、所有者が返還された金額をもつて、売却せられた財産と同じ財産を再調査したときは、交換によつて生じた利得には課稅しない。（四項参照）。

### 九二八年六月二十一日の差押財産課稅規則第六條（四項参照）。

(3) 差押財産に対する粗稅については、差利息または過急金を課することはできない。

#### ハ禁止法オニ四節（四項）。

右に述べた（3）までの恩典は、各稅法が定める時効期間に、納稅者の申請があつたときにかぎつてあたえられる。ただし、右の期限が経過したのちにおいても、処理法制定の日から六ヶ月の期間内においては、右申請を行うことができる。（2）の特典は、売却代金返還のときから六ヶ月の期間内に、申請することができる（オニ四節（四項））。なお附註においては、前記、差押財産課稅規則を参照。

### （三）債権者保護

一九一七年の対敵取引禁止法オ九節オ一項によると、アメリカ国民または中立国民であつて、差押財産の所有者（敵國民）に対して金銭債権を有するものは、債務者に當する差押財産またはその利息中より、弁済をうけることができる（オニ章（七）を参照）。さう

に一九二〇年六月五日の修正法によれば、差押財産より弁済をうけることのできる全般債  
権は、一九一七年十月六日（禁止法制定の日）以前において弁済期日が到来しているもの  
でなければならぬ。また同日以前において弁済を請求する者に届するものでなければなら  
ぬ。債権者が中立国民であるときには、とくに、差押財産に同して生した全般債権、  
たとえば差押財産を担保とするもの）でなければならぬ（オ九節（四項））。この規定はウイ  
ンスロー法でもひきつがれている。なお、弁済を請求することのできる者は、禁止法では  
単に「敵人または敵の同盟国民でない者」といつてあるから、厳密に解釈すれば、アメリ  
カに居住するドイツ国民も請求権者となり得る（住新主義による敵人概念についてはオ一  
章（二）を参照）。

処理法オ一二節（四項）は、さうに右の規定を修正して、「一九二八年の戦時請求権処理法  
制定の日以前に、請求通知書が提出され、または申請がなされたのでなければ、本節によ  
る金銭債権の取立てはみとめられることはなし」という條件を附加した。しかし、この條  
項は、金銭債権の場合だけに妥当するのであって、オ九節（四項）により満足をうけることの

できるものは、金銭債権にかぎられない。差押財産に関する「权利、利益または权限」へ  
たとえば持分権者として有する井分（または用益权）のような直接性を有するものの場合  
には、オ九節（四項）により、前記の如き條件には服さない。

処理法は、さらに、債権者保護について重要な規定を新設した。それは、オ一五節によ  
つて、対敵取引禁止法オ三〇節を設けたことである。このオ三〇節によると、オ九節（四項  
（送還一般に関する規定）及びオ九節（四項）へ譲渡等によつて返還のときの所持人となつて  
いる者に対する有効証券上の権利の返還）によつて、返還することができる財産は、返還  
前何時といえども、債権者において返差押を申請することができる。その準拠法は、コロ  
ンビア区の法律である。また、普通法上または衡平法上の判決執行のために差押えること  
もできる。ただし、仮差押または差押の今状は、外国財産管理人に送還せられるのみで、  
命令裁判所または熟達吏が、該財産を占有することはできない。該財産は、ひきつづき外  
国財産管理人によって保管せられる。判決の執行は、いわゆる「执行令狀手続」（Execution  
of process）の形式で行われる。すなわち、合衆国大審院や合衆国巡回裁判

院のようない上級連邦裁判所が、普通法上の手続によつて、外國財産管理人に対して、勝訴債権者に差押財産の引渡しをなすことを命ずる令状によつて行われる。

以上の規定は、債権者がドイツ国民である場合にもろてはまる。もつとも、ドイツ裁判所の執行名義だけでは、直接に判決の執行は行われない。ドイツ国民たる債権者は、ドイツ裁判所の判決にもとづいて、コロンビア区裁判所に判決の執行を求め、外國財産管理人が保管している差押財産を差押えなければならぬ。この手続は、アメリカに居住するドイツ人についてはあてはまらない。アメリカに居住するドイツ人は、アメリカ国民や中立国民水債権者である場合と同じ手続をとれば足る。ドイツに居住するドイツ国民は、「敵国人」ではない者であることを要しないからである。

債権者保護に関する右の規定は、船舶、飛電局または特許に關し仲裁官の仲裁判決がドイツ国民に対して認めた賠償額には及ばない。すなわち、かような賠償額を差押えること

はできない。何となれば、右賠償額は、支払われるまでは、國庫の特別預託勘定にあるもので、財務長官が保管しているものである。支払われるまでは、合衆国の国有財産である。処理法が、右のような債権者保護の規定をとくに設けたのには理由がある。それはドイツ国民に対し債権を有する者、とくに、差押財産に關し債権を有するアメリカ国民が、大部分（入割）の差押財産の返還にもかゝわらず、保護せられることを目的とする。さきに述べたように（本章オ一節）、一九二六年にドイツ財産の完全返還を企図するミルズ法案が成立しなかつたのは、アメリカ人債権者の強力な反対があつたからである。處理法が、かような反対を考慮したものであることはいうまでもない。

### （三）代理料

送還手続をとるにあたつて、代理人、弁護士、遺産代表者に支払うべき料金に関する規定は、ウインスロー法（オニ章オニ節（一一）を参照）と同様である。ただし、弁護士、<sup>代理人</sup> attorney には「普通法上または事實上」 at law or in fact の意味

士たることに改められた。これによつて、いつさいの代理人に適用されることになつた（一四六  
處理法オ九節（四項参照）。

處理法は、さらに、返還手続とは別に、各種の賠償請求事件（歎時請求权仲裁官による  
旧敵国民の対米賠償請求、米独混合請求権委員会または三国請求権委員会によるアメリカ  
国民の対日敵国賠償請求）における訴訟代理料（訴訟準備費用、賠償額支払申請費用等を  
ふくむ）に関する規定している（處理法オ九節（四項及び四項参照）。

それによると、原則として、本人と訴訟代理人との間の協定料金が標準とせられるが、  
本人（賠償請求人）が、右の協定料金によつて、著しく巨額の負担を負うものと思われる  
ときは、仲裁官、混合委員会のアメリカ委員、三國委員会の委員（アメリカ人）は、適當  
な料金 *reasonable fees* を定めることができる。ただし、賠償請求人の請求があつ  
たときにかぎる。仲裁官その他は、賠償請求人に対し、右の規定を通知する書面を郵送。  
なければならぬが、協定料金の減額を請求する書面は、右通知書の発送の日から九〇日  
以内に提出しなければならない。請求人が旧敵国民であるときは、通知書の郵送は、旧敵

国外の外交使節に対して行われ、減額請求書も、右外交使節によつて提出することができる  
(オ九節(四項))。右によつて、料金が定められたのちに、定められた金額をこえて料金を  
うけとつたときは、受領した料金の四倍の罰金を科せられる（オ九節（四項））。

#### （四）財務長官の決定

特別預託勘定に預託せられた金額及び右勘定からの支払に關し、財務長官のなしたる決  
定は、終決であつて、いかなる合意の官吏によつても再審議せられることはない。もつ  
とも、この規定は、仲裁官による審判の費用（處理法オ三節（四項））、仲裁官の使用する職  
員に対する俸給その他（同上オ三節（四項））、處理法実施に要する経費に対する準備金（オ  
四節（四項））、等に關しては適用しない（處理法オ八節（四項））。

#### （五）ドイツ保険会社

前にのべたように（オニ章オニ節（五）を参照）、ウインスロー法の規定によれば（一四七  
二〇二）

一節一 禁止法オ九節(即モー。号)、若干のドイツ保険会社は、ウインスローラー海上の返還をうける権利を制限せられている。それは、それらの保険会社が一九〇六年のサンフランシスコ大震災による保険金を支払っていないからである。ところが、禁止法オ九節(即モー。号)は、アメリカ国民の保険金請求権が時効によつて消滅していると否とにかくわりなく、この請求権が満足せられるまでは、保険会社に返還請求権を認めないという立場をとつたのである。これは、アメリカ人被保険者の要望によつたものであるが、かような規定の違憲性が、各方面から強く主張せられるようになつた。処理法は、この主張をとり入れて、禁止法オ九節(即モー。号)を廢止した(処理法オニ。節)。処理法審議にあたつてカリホルニア州選出議員は大いに反対したけれども、大勢には抗し得なかつた。この処理によつて、ドイツ保険会社も、同様に返還請求権を享有することになつたのである。

#### (六) ディデリクセン号及びヨハンネ号事件

処理法オニ一節は「旧ドイツ国民の船舶請求権」と題している。これは、具体的には、

「カール・ディアリクセン号及びヨハンネ号」という二隻のドイツ汽船に関する問題を規定したものである。この二隻の汽船は戦争中アメリカ政府によつて差押えられたのであるが、これらの汽船の所有者は、汽船が抑留されたときには、ドイツ国籍をもつていたのであるが、ヴエルサイユ條約によるシユレスヴィッヒ地方の人民投票の結果、デンマーク国籍を取得するにいたつた。元來ならば、かような場合、無制限の返還措置がどうべきであるが(禁止法オ九節(即參照))、財産が船舶であつたため、返還がまだ行われていなかつた。処理法オニ一節は、右船舶の所有者が、現在はデンマーク国籍を有するのであるが、処理法オ三節の仲裁官に、賠償請求の裁判を求めることができることを定めた。この場合、ドイツ船舶に関する規定が準用される。ただし、賠償額は、ディデリクセン号に肉しては、一六六、七八七ドル余を、ヨハンネ号に肉しては、一七四、六〇〇ドルをこえることはできない。賠償額の支払には特別の準備金が用意される。右船舶所有者は、該船舶が、人民投票の結果組合員または株主がデンマーク国民またはドイツ以外の国の国民となつた組合または株式会社によつて所有されていることを立証しなければならぬ(

オ二一節(四項参照)。

三〇

## 第六節 戰時請求権処理法以後

戰時請求権処理法は、ドイツ国民の差押財産に対して、他の連合国ではみられない寛大な措置を規定したものであつた。

オ一に、差押財産の八割を返還した。残余の二割に対しては、その大部分に五分利料分証書を発行し、その少部分に無利子料分証書を発行し、その償還は、ドース案による年賦金の支払成績にかゝわらしめたのである。かような返還は、もとよりヴエルサイユ條約、オニエラ七條(四号)でも、ベルリン條約(前文、オニ條(四号参照))でも、認められていない、ドイツ国民の特典である。

オニに、ドイツ国民は、その所有にかかる特殊な財産、すなわち船舶、無線電信局及び特許にかかる権利が、戦争中のアメリカ政府の戰時特別措置にもとすべきた損害につき、アメリカ政府の賠償を求めることができる(オニ章オニ節(一)(2)を参照)。これらの時

ことを主たる内容とするものであつた。一九三四年五月一日付の執行命令オ六六九四号は外國財産管理人の事務の閉鎖を命じ、その仕事は、司法省に引きつぶされた。一九四三年六月三十日に、外國財産管理人の第一次大戦勘定としてのこつていた敵産は、總額で、約六千五百万ドルであつた。

附録第一

アメリカ合衆国における敵産

— Arthur Garfield Hayes —

一九一七年十月六日、合衆国議会は「対敵取引禁止法」を議決した。この法律に対しても、それが國際法の原則に背反し、敵産処理に関するアメリカの伝統にも矛盾するといつて反対論があつたけれども、財産の沒收を目的とするものでないという政府代表者の保証があつたので、この反対も影をひそめるにいたつた。財産の差押によって、敵人の利益が保護され、そのうえ戦争遂行上の政府の財政的能力が強化されるということを指摘せられたのである。

この法律によると、外國財産管理人は、「普通法上の受託者」Common-Law trustee の地位をもち、敵産の運命に関する最終の決定は、戦争がおわったのちにおいて、

議会の議決によつて初めて行われる。一九一七年八月十五日上院に提出された報告（Report）

（Senate Report, 65th Congress, First Session, No. 113）のなかで、次のようにいつている。

昔の規則によれば、交戦国は、敵人の財産权を尊重しなかつたが、現今においては、いつそろ答収的な見解が支配している。敵産を没收しないで、これを利用することが、現代に固有な思想なのである。法案は政府機関による敵産の保全に関する規定をふくんでいるが、これは敵人自身のためにも利益になることである。戦時における取引の機會は、債权者または敵産を保管している者の支拂能力を前提とする。ところが、政府によつて財産が差押えられ管理されることになると、それは敵人にとつて最上の保護となる。ところが、戦争中敵愾心が高まるにつれて、立法を託された人々の考え方が変化してきた。尙もなく、この法律は、その実施方法のために、合衆国におけるドイツの商業上の利益を保護するための道具となつてしまつた。かうな実施手続に対し非難が行われた場合、对敵取引禁止法は「報復」措置であつて、ドイツの法令以上には出ないのであるという説

明をもつて應酬せられたのである。これはたしかに一部においてはあつてゐる。しかし乍ら、法律の効果は、その実施方法如何にかゝつてゐるのであつて、この点においては、たしかにドイツ政府の方か、はるかに緩和された意見に傾つていたのである。

差押手続は比較的簡単であつた。新しく一つの官庁するわち外国財産管理人が設置せられた。外國財産管理人には、特定の財産が敵産であるかどうかについて、第一次に決定する权限があたえられた。法律は、敵産を保有しているといつさいの者に対して申告義務を課した。敵人であると推定せられるような株券または債務証書所持人を帳簿上に登録していふ法人、敵人に債務を負うてゐる者、敵人の勘定をもつてゐる銀行は、申告の義務を負ふ。され、違反したときは刑罰に処せられる。右の申告にもとづいて、その真否を審査したのち、外國財産管理人は決定を行い、差押命令（*demands*）を送達する。法律によれば、この命令は差押とみなされ、かうな命令の送達をうけた者は、敵産を外國財産管理人に引渡す義務を負う。差押により損害をうけたアメリカ市民は、外國財産管理人を相手に請求を提起する権利を有する。右の請求については裁判所が判決をなす。もつとも、かくう

な請求は、外国財産管理人に引渡された財産の返還を要求する訴の形式においてのみ、これとなすことができる。

敵人が法人の株式または債券の所有者であるときは、法人は、無効とせられた出資証書または債務証書にかかる新しい証書を、外国財産管理人名義で発行しなければならぬ。

法人に対する敵人の出資額が、その株式資本の五〇パーセント以上を占めるときは、外國財産管理人は新しく理事を選任し、これによつて、法人業務を実際上担当する。

敵人が組合員であるときは、組合は解散し清算せられる。解散及び清算は、外国財産管理人の代理人かこれを行うか、この代理人が関与して行われる。特定の場合には、業務の監視が認められる。たとえば、アメリカ人たる被保険者の利益を考慮して、業務運営の許可を得たドイツ保険会社の如きである。もつとも、この場合にも、のちには許可が撤回せられ清算が行われた。

しかしながら、以上のような重大な措置は、重大なる困難とそれに伴う非難を伴わないでは、実施することはできなかつたのである。ドイツ人債権者との關係において永い間猶

據せられていた債務に對し、直ちに外国財産管理人に弁済せねばならぬことになつたため、債務者たるアメリカ国民の事業は甚しく脅威をうけることになつた。ドイツ国民とアメリカ国民との間の組合契約は、法律によつて、開戦とともに解除せられることになつた。この現金資産は外国財産管理人の差押えるところとなり、組合業務は政府によつて清算さうれることとなつたのである。

また、ドイツ国民が株式の大多数を所有しているアメリカの会社の場合には、アメリカ国民の利益はともすれば考慮せられない。会社の業務は、外国財産管理人を代理する局外者の手にうつる。さらに重大なことは、ドイツ財産の売却を命令することができること、とくに、法律によれば買受人がアメリカ市民にあきされることである。もちろん、この売却方法は、公営によらなければならぬことになつてゐるのであるけれども、公営機關は少かれ少かれ、必ずしも公益のみを念頭におかない人々の手にござつてゐる。公営に参加することは常に必ずしも容易ではなかつた。それに、しばしば、競争企業に対する支配権を獲得するために、この機会を利用する競争者たちが、買手にまわつたのであつた。加えて

て、法律によると、ドイツ人権利者は、その所有にかかる財産がいかなる條件で売却された場合でも、またいかなる方法で処分された場合でも売却代金に対して自由な処分权をもたなかつた。若干の一幸なことにはそれは極めて稀ではあつたが一場合には、一傳えられるところによると、一ドイツ人が買主に補償金を支拂わせることができるよう合意にも、ドイツ人が法律上の請求权をもたないというような、信義・誠実の原則に反するおどろくべきことがおこつたのである。

ドイツ国民の有する特許权は差押えられ、「化学財團」Chemical Foundation Co.に売却せられた。この財團はドイツ人特許权を取得して、首の実施許諾をあたえることを目的として設立せられた。売却価格は二五万ドルであつたけれども、それは数千の特許权に対する価格であつて、これらの特許のうち数種の特許だけでも、この總価格の数倍の価値のあるものであつたということである。もともと、化学財團は、その組織からいつて、ドイツ人特許を私的的に利用することはできない。法律によれば、許諾実施料と特許所有者の貸方に計上しなければならない。たしかに、ドイツ人特許の私的利用ということは、

財團に特許を譲渡することによつて避けることはできたのである。しかし、最近にいたつて、財團を相手どつて、合衆国政府が特許返還の訴訟をおこした。それは、ドイツ人所有者の利益のためであつたようである。これに対し、化学財團は、財團が半ば公けの施設であること、財團が低い実施料で特許を公開しているのは一般に利用されるがためであることをもつて防禦した。結局、この訴は政府の敗訴となつたが、判決理由は、売却は法律の認めた大統領の命令にもとづいて行われたこと、及び、売却代金が不當であることを向ふにならぬこと、にあつた。

ドイツ財産売却による売却代金は、原則として、合衆国國債に投資せられ、この方法によつて、政府は多額の金額を得るにいたつたのである。

しかしながら、戦争が終了するとともに事態は変化した。したがいに、各種の差押財産が解放せられるようになつて來た。

対敵取引禁止法によると、差押財産の所有者たるドイツ人が、アメリカ國民に債務を負うてゐる場合に於て、この債权を理由として、右差押財産に対して、「請求」Claimを提

起することができる。その手続は、債権申告書と陳述書を提出して行われる。行政機関が申告を認めなかつたときは、請求人は裁判所に訴えることができる。以上の手続は、差押財産の解放にあたつて、いつも斟酌せられなければならない。

対敵取引禁止法によると、敵国領土に住所を有するものは「敵人」とみなされる。国籍の如何を問わない。そのために、ドイツに住所をもつていた多数のアメリカ人富翁の財産が差押えられたのであるが、これらの富豪が戦争終了と共に帰国するや、差押は解除された。

右に反し、アメリカに住所を有するドイツ人は、法律の意味における敵人とはみなされず、一般に、その所有する財産は放置せられていた。しかしながら、大統領には、かような者を敵人として指定する权限があたえられていた。この权限を行使して、大統領はまず被歎されていたドイツ人を敵人と指定した。その結果、その所有する財産は差押えられたのである。この措置は、あくまでアーロン・ブロシャー・アメリカ同僚約の規定と明かに矛盾する。更に、大統領は、中立国に住所をもつていてドイツ人と取引關係をつづけていると推定と

うれる多数の者を「敵人として指定した。その所有にかかる財産が差押えられたのは、勿論である。右のような大統領布告によつて差押えられた財産は、敵人指定が撤回せられるとともに、解放せられた。被歎ドイツ人の場合も、対敵取引を推定せられたために「ブラックリスト」にのせられた中立国居住の者の場合も同様であった。

最初の対敵取引法修正法（一九一九年七月十一日）によると、敵国占領地に住所を有したために敵人とみなされた者の財産が、解放されることになった。次の対敵取引禁止法修正法（一九二〇年六月五日）によると、(1)元來合衆国またはその同盟国の国民であつたけれども婚姻の結果ドイツ国籍を取得した女子、(2)外交官または領事官、(3)株主が敵国国民でない外国法人、(4)トルコ及びブルガリア國、(5)ドイツ國、オーストリア國、ハンガリオ國、またはオーストリア・ハンガリー國の政府が所有する大公使館及び領事館財産、(6)平和條約による国籍変更にもとづいて新國家または自由市の市民となつた者の財産が解放されることになった。いづれの場合においても、本人が死亡しているときは、その法定代理人が、本人が生存していたと仮定したならば、本人自らが主張することができ

るはずの請求权を、主張することができるとせられた。もちろん、被相続人が一九二一年七月二日以降に死亡したときには、完全な相続権が認められるよう、問題はない。被相続人が一九二一年七月二日以前に死亡したときでも、差押命令が遺法に送達せらるかつたため、差押が形式上無効である場合がある。

かように差押の解除が行われた結果として、政府が管理していた資金が著しく減少した。知るに、特別な場合には、以上のべた以外の理由で財産の解放が行われたのである。たとえば、ある場合には、差押財産が敵産でないことが立証せられ、売却代金が返還せられたことがある。また、ある場合には、債務者が債権を認めず、弁済をしなかつたり、へ第を保留するなどもあつた。さらによつて、ある場合には、法律上差押の効果を有するさせられた差押命令が、正当な該当者に対して送達せられず、または法律上の規定に従つて送達せられなかつたことが明白になつたこともある。そのほか、事業機関の許可を得た敵人のために、許可期間中に得た収益額の限度において、財産の解放が行われたこともある。かようなわけで、最初に七億ドル乃至八億ドルと評価せられた差押財産の總額も、あつた。

一九二三年までに、三億五千五百万ルピーまで減少したのである。

もつとも、右とは別に、政府が管理していた資金がある。それは徴収せられたドイツの船舶の売却価格に相当するものである。しかしながら、これらのドイツ船舶の全部が実際に売却せられたわけではなかつた。また、却角せられたけれども売却せられるにはいたつなかつた船舶に対して請求権を主張することは、疑ひもないところである。左自身が経験したところによつても、一九二三年における船舶資金の總額は三千四百万ドルにすぎなかつたが、却角當時の船舶の總価格は、二億ドル乃至三億ドルであると評価されていた。これらの事件が、いかに処理せられたかは、みのがすことのできないことである。もともと、戦時中の大陸領の布告及び一九一七年五月十二日の議会の合同決議によれば、これらの船舶は没收せられるのではなく、単に戦争上の必要にもとづいて差押えられるにすぎない。実際にも、これらの船舶のもつ事實上の価格の評価が行われたのである。それは、右の決議も規定している如く、右の価格はいつさいの賠償手続において賠償の基礎として考慮せらるべきものであり。また、右価格を賠償する意図が明示せられていたため

である。決して捕獲審査手続が行われたのではない。従つて右船舶は決して捕獲物として「没收」せられたのではない。実際に抑留船舶の価格の確認を求める訴が、多數、合衆国「請求权裁判所」Court of Claims（政府を相手とするいつさいの訴を管轄する裁判所）に提起せられた。しかし、いづれも却下せられたのであるが、その理由は、請求权裁判所が管轄し得る事件は、合衆国政府が明示的または默示的になした契約にもとづく請求権に関する事件にかぎる。本件においては、合同決議は、補償金支拂の問題を将来における議会の立法にゆだねているにすぎない、というのにあつた。従つて、議会によって法律が制定せられないかぎりは、前記請求权に關し、請求权裁判所は、賠償の判決をなすを得ない。

抑留せられたドイツ船舶の売却代金に相当する金額は、外國財産管理人に拂込まれることもなければ、また、外國財産管理人によつて差押えられることもない。このことからするいっさいの問題については、対敵取引禁止法は適用されない。しかしながら、これらの船舶の完全なる価格について、請求权が成立することは、あきらかなことである。そ

船価はおそらく二億ドル乃至三億ドルにのぼると思われるが、前にのべたように、この金額の处分は、請求权裁判所の判決が変更せられないかぎりは、議会の議決の如何にかかっている。

すでにのべたように、これまでに行われた返還類は数億ドルに及ぶが、このことは、ドイツ人所有者達に、誤った希望を呼びおこすことになった。といふのは、これまでの解放は、すべて特別な理由にもとづく解放にすぎなかつたのである。たとえば、差押財産かうアメリカ人の債権を弁済するために行われた解放であり、帰國せるアメリカへ財産の解放であり、婚姻のためにドイツ国籍を取得した女子の財産の解放であり、株式資本が中立国民によつて所有せられてしるドイツ会社の財産の解放であり、株式資本の一部がドイツ国民に屬する中立国会社の財産の解放であり、差押に当つて法律上の形式をふまなかつた財産の解放であり、新國家または自由市の国民となつた者の財産の解放であり、特許によつて事業を継続することができた者に対する事業継続中の収益の解放であつた。こ

れらの財産ならびにその地の財産の解放は、すべて対敵取引禁止法の修正にもとづいて、初めて享有することのできる利益にはかなうなかつたのである。

しかしながら、初めはドイツ財産の返還に対して強く反対し、一戰勝中及び戦後ノ國感情の結果として一國際法にあまり頼らず、衡平の思想から遠ざかつていた輿論も、だいに、敵人、とくにドイツ人たる個人にも正義を認めるようになつて來た。

従前の敵国政府に対する請求権を清算するために個人財産を使用することが不當であるとも、次第に明らかにせられて來た。しかしながら、かふうな觀念が育成せられた経過抽象的ではなくして、具体的であつた。なんどなれば、政治家の心を動かすものに象的な权利概念であり正義概念であるけれども、国民の心に訴えることのできるものは何的要素であり個人感情の歴史であるからである。国会の議員達の机上には、ドイツに身寄りの者が、巨額の財産をもちながら、その財産が外國財産管理人の手であさえり、いるために、飢餓に瀕していることを訴える選擇民の手帳が山積するようになつた。つて合衆国で生活をおくり金錢を貯蓄しアメリカの産業に投資し、余生をドイツにおく

つてゐる者が、今やその財産の保護をうけるどころか、戦争によつて押収せられている、という多くの物語が議会で報告せられた。かようにして苛酷な措置を緩和すべしとする要望が一蹴に高まつて來たのである。加うるに、誰も口をひうげ、連合國の一一致した唯一の見は、合衆国が戦争から何ものも取得すべきでないという点にある、といつた。多くの人々は、ドイツ国民の所有に属する四億ドル乃至五億ドルの金額は別として、政府は一切の請求権を放棄すべきであると考えた。この金額は合衆国が戦争のために使用した二、三〇億ドルの金額にくらべたう比較にならぬほど小額であつた。

財産解放の要望に対して議会が答えた唯一の解答は、アメリカ市民も亦ドイツ政府に対して請求権をもつてゐる。この請求権は、アメリカ政府の手中にある財産の返還につきドイツ国民が有する請求権に劣らず、立派な根拠をもつてゐる、ということであつた。そこで人々は、ドイツも亦大部分のアメリカ財産を返還せねばならぬが、現物返還ができないとさには、現金で賠償するであろう。この場合、マルク価の下落は、实际上沒收にひといことになるであろう、ということを想起するにいたつた。それ故、ここに、ドイツ財産

は没收せられるのではなくして、アメリカ国民の請求権に対する担保として処理しなければならない、という立場がとられるにいたつた。ドイツ國との講和に関する「ノウクス・ハリタ―決議」Knot-Porter Resolutionは、合衆国がドイツ財産について自由に取扱うことができるることを承認した。

それゆえに、まず第一に必要なことは、アメリカ国民のドイツ國に対する請求権を審査する裁判所を設置することであった。このために開かれた外交交渉の結果として、一九二二年八月に「混合請求権委員会」Mixed Claims Commission が設置せられた。この委員会に提起せられたアメリカ國民の請求は、總額一〇億ドルにのぼつた。これに反し、政府の管理するドイツ財産の總価格は、船舶船舶の總価格を加えても、五億五千万ドルをこえなかつた。しかしながら、申告せられたアメリカ國民の請求権は、性質においてはたがはしいものがあつたばかりでなく、請求額においても過大であるもの多かつた。八本において、嚴格に法律的な審理を経たなれば、これらの請求権のうちで請求権の五パセント乃至一〇パーセントになるものは稀であるとせられた。アルシタニア号擧沈に

もどすく請求権は、一戦には数千万ドルにのぼるとせられたが、実際に訴が提起せられた額は、千六百万ドルをこえなかつた。そして終局的に判決で認められた賠償額は、やはり、賠償要求額の極めて一部にすぎなかつた。

その他の請求権で問題になつたのは、保険金支拂込みの船舶積荷の喪失に対する保険会社の請求権である。これらの保険会社は、戦争中、保険料の高騰のため巨大な利益をあげていたのである。船舶会社も亦、支拂込みの保険料に關して請求権を主張した。その理由は、ドイツの潜水艦作戦のため保険料が高くなつたというにあつた。しかしながら、これらの請求は、詳細な審理ののち、理由のないものとして却下せられた。今日かりに、アメリカ國民の請求の権利を侵害する措置を求める輿論が高まつてきて、遂に議会は、右に開してい

ところで一方において、混合請求権委員会が、提起せられたアメリカ國民の請求権の、いづれについても、まだ判決をあたえないうちに、財産をうばわれてドイツで苦しんでいる者の因難状態を撃滅する措置を求める輿論が高まつてきて、遂に議会は、右に開して一

歩を進める決心をしなければならないことになった。各管理財産勘定（Account）から一万ドル完解放するためには、一千五百万ドル乃至五千萬ドルを必要とする見積られた。これだけの金額があれば、救濟を要するどせられた特殊事情にある者の困窮状態を救うことができるとせられた。そのためには、比較的大きなドイツ会社に属する現金であつて、政府の手許にのこっているものを使用することが考えられた。というのは、かような会社に投資している人々に対する影響は、余り直捷的ではなく、かような人々の生活状態も、さほど悲劇的でないというにある。そのほか、比較的小額の管理財産勘定の解放は、管理活動と管理費用とを軽減するであろう、ということも理由としてあげられた。実際の算定によると、三万の差押件数に相当する三万の管理財産勘定のうち、二万八千の管理財産勘定が、右の方法で、消滅することになるといわれたのである。

右のような事情のもとに、一九二三年三月四日「ウインスロー法」が制定せられた。この法律によると、各人毎に一万ドルをこえない差押財産の解放が行われ、または、各管理財産勘定から一ドルの解放が行われることになった。そのほか、この法律は、各管

財産勘定の年収益のなかから一ドルをこえない金額を、年々その所有者に支払うことできることを定めている。

その手続はいたつて簡単であつた。管理財産の所有者は、差押解除をうけるために交付された書式によつて、解除の申請をしなければならない。この申請には、必要なときには、所有权を証する宣誓陳述書（Affidavit）を添附しなければならない。申請に対する

文は外国財産管理人事務局がこれを行うことになつてゐる。

原則として解放申請に対する許可及び支拂は、六週間乃至八週間以内に行われる。手續をして申請をなさしめることができる。この場合には、委任状と陳述書を令認回にある人に送附しなければならない。申請手続料が不当にならぬいために、代理人に対する

税料金は三パーセントまでと定められた。

外国財産管理人の手中にある財産の年収益のなかから返還をうける場合にも、特別な手續はない。解放の申請が提出せられたときには、当然に年収益返還の申請があつたもとされ、年々自動的に支拂が行われ、そのため特に毎年ひきつづいて申請をする必要は

ない。原則として、管理財産は国債に投資されているから、その年収益は年四分の利子わりになっている。もちろん、差押えられた株券または債務証券がまだ売却せられていない場合には、所有者は「右の有価証券より実際に生じた収益に対して請求権を有する」しない。

解放の場合には、解放せられる金額のなかから、少額の管理費が控除せられる。たとえば、一万ドルの請求に対しても所有者が実際に受取るのは、九千九百ドルというふうな如きである。

ウインスロー法の理論と実際は、それ自明いたつて簡単ではあるが、実際には、しばしば問題となつたように、各種の複雑な問題が発生したのである。

特に重要なのは、利息の問題であった。差押財産が現金である場合には、利息は支払われない。というのは、すべての現金が「混合」しているということ、特別の契約がないために政府に利息支拂の義務がないこと、にその理由がある。ところが、有価証券が差押えられたけれども売却せられなかつた場合には、それより生ずる収益は、管理財産勘定上の

財産課を増加している。かようなわけで、利息を支拂うべきか否かの問題に対する解答は、偶然にかゝつてゐる。なお、一九二三年三月四日（ウインスロー法制定の日）以降の期間については、利息の問題はおこうない。何となれば、この期間に対して利息を支拂うことには、法律の明文によつて、規定せられてゐるからである。

次に問題となることは、アメリカ銀行にあるドイツ銀行の資金である。かような資金は、多くの場合、ドイツ人顧客の預金である。ドイツ銀行の資金は外国財産管理人によつて差押えられた。そこで、ドイツ銀行資金の一部となつてゐる預金につきドイツ顧客の一人一人が、それぞれ一万ドル宛の解放をうけることができるか、それとも、ドイツ銀行が、アメリカ銀行にあづけている銀行資金全体から一万ドルだけの解放を要求することができるか、という問題があさたわけである。この問題は、今までのところ、根本的に決定せられるにはいたつていない。アメリカ法によつても、ドイツ法によつても、かような資金をもつっているアメリカ銀行は、ドイツ銀行に対して債務者たる地位にあり、ドイツ銀行はドイツ銀行で、その顧客に対して債務者たる地位にある。右の資金が、ドイツ銀行に対するア

メリカ銀行の員領たる性質を有するといふことに力点をおいて考へるならば、ドイツ銀行が解裁を促進することができるわけである。しかし、そうなると、解裁を要求できる金額は、簡便で一万ドルをこえることはできない。その資金が、いかに多数の個人の預金から成立つていても、そのことは問題とはならない。もつとも、かような一般原則に基づけば、例外を認めることができないのである。ある場合には、ドイツ人たる顧客が、ドイツ銀行にある自己の預金を、アメリカ銀行に対して立証し、ひとつひとつ預金が、なんらかの方法でアメリカ銀行において、照合（アイデンティファイ）せられることができると、こうとも不可能ではない。実際には行われないかも知れないが不可能なことではない。かような場合があつたとすると、アメリカ銀行が、借金の一部を、ドイツ銀行のためではなく、個々のドイツ人のためにあすかつて、いたということを理由として、個々の権利者が解裁の申請をなすことができるわけである。

証券取引所の取引において、アメリカにある資産が特定のドイツ人債権者の資産として差押えられた場合、その差押資産が実際には多数のドイツ人債権者の所有にかかることが解説の申請をなすことができるわけである。

同じようなことが、ドイツ銀行を介してドイツ人が購入したアメリカ会社の株式及び社債についてもある。すなわち、ドイツ銀行が、個人に証書を発給して、個人の取得した特定期のアメリカ会社の株式または社債を本人のためにアメリカにおいて預け入れることを約束したような場合である。アメリカにおけるドイツ銀行の代理店が、右の株式及び社債を自己の計算において預け入れていてそれを申告し、すべての株式及び社債は外國財産管理人によつて差押えられたような場合において、ドイツ人株主または社債権者の地位はいかなるものと解すべきであろうか。ただひとつ解放申請（すなわちドイツ銀行よりする申請）のみが許されるのか、それとも多数の申請（すなわち権利者各個の申請）が許されるのであろうか。私の考えるところでは、権利者は、取引事價、を立証することによつて、アメリカの銀行が、権利者自身のために特定の有価証券を受託していることを立証したことになる。かようにして、多數の個人が解放の申請をなすことができる。しかし、今

までのところ、ドイツ銀行が、すべての顧客を包括するような一報的解放申請を提出している。銀行がすべての顧客にかわって、かような申請をなし得る事情がない場合においても、個々の権利者が、ウインスロー法によつてかよな申請を自らなすことができるか、ということは、ひとつの問題である。それは、もつばう、個々の権利者か、权利者か、代理人として行動している。ドイツ銀行の代理人たるアメリカ銀行か、アメリカにある所有有価証券を所持している事實を、立証することができるか否か、にかかっている。もし立証できたとすれば、法律的には、ひとつの「信託資産」*trust fund* が存在しているということになるであろう。

前にのべたよな、ドイツ銀行が行つた一報的解放申請は、実をいうと、ウインスロー法に根據をおいて、ない。また、根據をおくこともできないというべきであろう。この申請は、ウインスロー法と無關係に提出せられたものである。またある場合には、差押が正規に実施せられなかつたことを反映しているともいえるであろう。何となれば、もともと社債を例にとつていえ、差押命令が有効なものであるためには、それが、社債によつて表うことになるであろう。

現せられた金銭債務を負うているアメリカ会社に対して送達せられていることを要するはずである。ところが、多くの場合、差押命令は、社債券を所持しているアメリカ銀行に差達せられたのである。したがつて、かよな差押は正規に行われたものでなく、したかつて、無効であるといふことができる。会社の整理改造が行われ、会社が古い有価証券のかわりに、新しい有価証券を発行した場合には、この会社は、新しい有価証券を、ドイツ銀行の代理人としてのアメリカ銀行に交付するといふことが行われる。しかし、古い有価証券はドイツの对外出資であつて、新しく発行された有価証券の差押は、古い有価証券の示差押えられるか、少くとも差押命令が会社に送達されなければ、有効ではない。それ故、アメリカ銀行への差押命令の送達は、その銀行が、なんらかの方法で、古い有価証券を管理しているのでなければ、有効に行われたとはみられないのである。

一人以上の者が出資している信託資産の場合にも疑問がある。ウインスロー法によると、本末問題となるものは、法律上の权限である。信託勘定が、ひとつの財産の集合体として差押えられた場合には、出資者が何人であつても、解放される金額は一万ドルにすぎない。

差押財産の所有者が一人であつて、所有者が死亡して相続人が数人あるときにも亦、同様のことがあつてはまる。遺産については、ひとつ解放申請のみが可能である。解放せられる金額は、やはり一万ドルをこえることはできない。

かように、場合によつて、いろいろ相違があるけれども、原則的立場は、いつも同じである。ウインスロー法は、各管理財産勘定毎に、一万ドルの解放を認めているにすぎない。である。

しかしながら、差押財産が、差押のとき多數の当事者によつて所有せられていたことが事実によつて立証せられたときは、数個の解放申請を行うことができるということである。何となれば、この場合、管理財産勘定の設置及び財産の貸方計上にあたつて、外国財産管理人に過誤があつたとみなさるべきであつて、かような過誤は、利害關係人の法律上の請求権になんらの影響もあたえることができないと解すべきであるからである。かようならわけで、ひとつの管理財産勘定から一万ドル以上の解放を求めるにあたつては、外国財産管理人に過誤があつたこと、及び財産の貸方計上がもともと一人以上の者のために行わ

るべきはすであつたことを立証するか、それとも、アメリカにおける財産の管理者が實際に多数人の代理人として行動していたこと、または、これら多数人の受託者であつたことを立証するか、そのいずれかを立証しなければならぬ。

信託の關係は、債権者・債務者間の關係とはことなる。債権を差押されたドイツ人は、たとえばドイツ銀行は、他の多數のドイツ人の債務者であることがあり得る。しかし、そのためには、ドイツ人たる個々の債権者が各個に解放申請の権利を有するというわけにはゆかない。他方において、差押えられた資産が多数人の財産であつて、それに対して、一人のドイツ人が代理人または受託者として行動していることがある。この場合には、各人に解放申請の権利があつたうれりであろう。

ウインスロー法によつて財産の解放が行われたのちに、なおひきつづき差押えられてゐる財産が、終局的にいかなる運命をたどるかという問題に対する解答は、議会における将来の立法如何にかかる。前に述べたように、今のところ、代表的意見は、差押えられているドイツ財産を、アメリカ国民の請求権の担保として留置しておくべきであるとい

つ意見である、「下院委員会」House Committee のグレーハム Graham 氏は次の如くに述べている。

「別の言葉でいえば、我々は、國際法という不可知なものをとりあげて、それと同様に屈伏して、我々の市民の権利を忘れてよいものであろうか。……もし、諸君がアメリカ合衆国を代表する者であるならば、そして、諸君の祖国の国民が満足をうける裁判をもつている有効な請求权が、すでに實際において破産し、とうてい支拂いきれない債務を負わされている政府を相手とするものとするならば、諸君の国民が満足をうけるまで、その全のいくらかを差押えておこうとしないのか」と (Transcript, p. 120)。

合衆国の伝統のうちには、もつと政治家的な立場があつて、國際法と正義の原則のうちに、その支持者をもつてゐるのであるけれども、右にのべたグレーハムの意見は、ポピュラーな見解を代表しているものであることができる。結局するに、ドイツ国民の財産の留置は、担保の意味をもち、その直轄の効果がどんなことになるかということとは無

關係に、他人の債務の弁済のために個人の財産を使用することを意味するものである。ゆうい、合衆国においては、私有財産の保護ということが、さわめて熱心に主張せられ、その憲法も亦、何人といえども、裁判の手続を経なければ、その財産をうばわることはないと規定している。ドイツ国民の財産も亦アメリカ国民の財産と同様に、尊重せられるべきものである。「對敵取引禁止」は戦時措置であつて、戦争のおわつた今日、この法律の理由となつたものは、存在しない。合衆国の伝統的政策は、アレキサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) 氏の「カミラス・レターズ」のなかの左の一匁をもつて、最も適切に再現せられている。

「私が自由に駆使できる、いかなる言葉の力をもつてしまふかのとくに、違法な取引において、我々の政府と我々の法律に信頼して委託せられて來た個人の財産を、國と國との争いごとのために、侵そうという考え方について、私がいたく嫌惡の情を表達することはできない。

一国において財産を保有することができることのできる权利のうちには、その國の政府の側に、右

の財産を保護する義務があること、及び所有者に對して財産の完全なる享有を保証する義務あることをふくむものである。それゆえに、一国の政府が、外國人に対してその領土内で財産を取得し、その領土内に財産を持参し、あずけることを許した上は、暗黙のうちに、保護と安全を約束したものである。

同じような意味で主席判事マーシャル Marshall も、ブラウン対合衆国事件 (Brown v. United States, 6 Cranch 110)において、次のように述べている。

「債権・債務を差押えたり沒收したりすることを抑制するという一概的慣行またはこれらに關する権利を平和恢復後において復活せしめるという一般に承認せられた原則があることは、戦争即ち財産の無條件没収ということを意味するものでなく、単に没収の権利をあたえるにすぎないことを、証明するものと思われる。法に信託して結ばれた金銭債権と、取引によつて取得せられた財産との間に、同一の法に直前していえば、理由のうえにおいて、なんらの區別も考えられない。實際において、開戦のとき港にあつた船舶とその積荷とは、差押えられるのであるけれども、近代の慣行が、平和のとき取引

によつて取得せられた、陸上における敵人の貨物の辯護を許しているとは、信することはできない。

かような手段は稀なことであり、交戦権の濫用であると思われる……合衆国のような商業國家は、その近隣諸國の領土に、いつも相当量の財産をもつてゐる。戦争があつたとき、我國にある敵人の財産について、いかなる措置をとるべきかという問題は、法の問題といつよりは、政策の問題である。我々が我々の敵人の財産に適用する規則は、また敵国によつて我々の市民の財産に適用されるところとなるであろう。

ドイツ財産の差押が一七九九年七月十一日に合衆国とプロシア国間に結ばれ、一八二八年五月一日の條約で修正せられた條約に違反するかということについて、争われたのであるが、この條約は、合衆国に住所を有する商人の財産に關するものであつて、合衆国以外に住所を有するドイツ人が合衆国において有する財産に關するものではない。しかしながら、この條約で表現せられるにいたつた道徳的原則は、その所有する財産を合衆国の法律にゆだねた外國人が合衆国に住所を有する場合にも、その外國人が合衆国以外に住所を有

する場合にも、ひとしく作用すべきものである。

一八六

一般的な印象かういえば、担保として財産を留置することは、没収と同じではないといえよう。しかし、このことは、政策の立場からは正当であるといえるけれども、留置が戻りにあこなわれ、アメリカ国民の請求権が満足せしめられないこと、差押財産に請求権を行使するならば、その実際上の効果は全く同じである。いすれば、アメリカ国民の請求権を満足せしめる他の方法がみつかるにちがいないのであって、それまでに弁済を強制する正直手段として財産の留置を利用するにすぎないという考え方、説明の背後にある。しかし、実際的見地から考察するならば、ドイツ政府に対するアメリカ国民の請求権は、混合請求権委員会の査定するところによつても、外国財産管理人の手中にのこつてゐる財産のも、いちじるしく小額であると考えることができる。それゆえ、次に行わるべきことは、イツ財産につき、さらに多額の部分を解放することでなければならない。終局的に査定されたアメリカ国民の請求権の金額が一億ドルをこえないとすれば、ひきつづき留置せられてじるドイツ財産の七分の五は、おそらく近い将来において解放せられるであろう。

将来の立法によつて、船員船組の価格をのぞいて、すべてのドイツ財産を解放し、アメリカ国民の請求権に対する決済は、右の船員資金から行う、ということも可能である。船会社は多かれ少なかれ、政府と密接な關係にあるから、かような措置をとつても、道徳に対する背反とは考えられないであろう。しかし、ともかく、これらのすべての問題は、いまだ確定していない要素、すなわち、アメリカ国民の請求権の金額如何にかかるといふ点で、今最も、今衆国政府が、政策的考慮にもとづき、また輿論の影響をうけてとつて、たゞ立場は、アメリカ国民の請求権を満足するために、さしあたり十分な資金を留置することによつて、アメリカ国民を保護するという立場にはかならない。

それゆえ、ドイツ人の立場は、ある程度まで、正しいものとして認められ、輿論も鎮静しつゝある。アメリカ国民の請求権が、比較的小額に査定せられるならば、同じような原則でひきつづきドイツ財産の解放が行われる機会がある。私の意見によれば、残余の財産も、いっかは返還せられるであろう。しかし、そのためには、まず対敵感情が消滅し、アメリカ人の友好的感情が高まつて、アメリカ人が、ボクサー判決のときに見られたよう

に、送還をもつて贈物または施與物と考えはじめるようにならなければならぬ。

一八八

それまでは、ドイツに対する請求権に關して、アメリカ人債権者を保護するための適當な方法が発見されなければならない。現にドイツ財産に手をふれないですむような、いろいろな要素が行われている。都留ドイツ船舶に關する資金の一一部を使用するという提案については、すでに述べた。そのほか、ドイツ政府が差押財産の所有者の承認を得て、差押財産に公課を負担させ、その公課をアメリカ国民の請求の弁済に用いるという考えも提案せられた。さらにまた、合衆国政府がアメリカ国民の請求の弁済にあたり、それに對してドイツ國水合衆國を債権者とする長期債務証券を発行する、というようなサジエスキーもあつた。アメリカ国民の請求権が總額一億ドルをこえないときは、その償還及び利息を混合請求委員会の合衆国代理人の見解によれば、アメリカ国民の請求總額は、ウインスキー法案審議のときに考えられていたところよりも、はるかに多額であり、前記提案にの

べられたような、終局的解決を実行することは困難である。

一九二四年四月二十一日の今日までに、承認せられたアメリカ国民の請求権の總額は、一四四五万九〇八九ドル一六セントである。提起せられたときの要求總額は、二、六五〇万四、七九九ドル七九セントにも達していた。これらの請求の基礎は、すべて理由のあるものであつたが、ただその請求額が問題であった。地方において、七五〇万ドルにものぼる請求が、今までに却下せられている。

委員会に提起せられた請求は、左に開するものである。

- (1) 占領地における徵發
- (2) ドイツ国における差押
- (3) 作戦行動による、歐洲におけるアメリカ財産の破壊
- (4) 潜水艦作戦、特に「ルシタニア号」、「アラビック号」、「サセツクス号」及び、「カコライナ号」の墜沈による人命上の損害及び財産の喪失
- (5) 身廻財産に関する、捕虜の請求

## 戦争及び戦争保険にもとづく一職的請求

私的金銭債権、銀行預金、現金資産等々に関する請求は、いまだ委員会の判定をもとめられたために提起せられてはいない。もつと重要なグループの請求権、すなわち皆大艦隊、敵にぶつて破壊せられた船舶及び積荷に関する請求と同様である。

以上の数字を見て、勇気を失うにはあたらない。しかしそれかといって、請求権委員会委員の予想によれば、必ずしも希望にみちたものともしない。伝えられるところによるど、合衆国代理人 Mr. Churchill 氏は、二ヶ月ほど前に報告書を提出して、そのなかで、彼は最終的金額を約五億ドルとみつめているということである。実際に、最近数カ月間ににおいて、解体手続に若干の制限が加えられはじめたことが頗著な現象となつて来ている。一方において、一九二四年四月初めの上院委員会における審議にあたつて、アメリカ国民の請求権の总额は四億ドルと評価されている。ドイツ代理人は、終局的金額を予言することは不可能であるといつてゐる。

しかしながら、自己の財産を合衆国に投資したドイツ民が、合衆国政府の措置について

「支をやむ選出本をい」ということは、いつも期待できることである。

一九一九年セ用國庫、差押財産は、精査種類の財産の解放によつて、しだいに減少して来た。ウインスロー法は、さらに、解放の範囲をひろげた。ひきつづき差押えられている財産についても、その収益から一万ドル以内の支拂をうけることができる。混合請求権委員会の仕事が終つたならば、更に一步進められるであろう。そして、承認せられるであろう。そして、承認せられた請求権の金額が余り多額でなければ、そのときには、さらに大部分の差押財産を解放する議会の措置を期待することができるであろう。私の見解によれば、いすれば、残りの財産も解放せられるであろう。もつとも、かような時期は、今は直ちに予測はできない。

(一九二四年四月二十一日)

## 対敵取引禁止法（一九一七年十月六日）

一 対敵取引を定義し、規制し处罚するため、及びその目的のための法律一

アメリカ合衆国の上院及び下院は議会に合同して左の如く制定する。

## （第一節）一 法律の略称

本法は「対敵取引禁止法」と称する。

## （第二節）定義

本法において「敵人」というは、対敵取引の目的及び本法の目的にてらして、左の者を意味する。

(i) その国籍の如何を問わず、合衆国と交戦状態にある國の領域へその陸軍兵力及び海軍兵力が占領せる地方をふくむ) 内に住所を有するいつさいの個人、組合またはその他個人の集団、または、合衆国以外の國に住所をもつていて合衆国と交戦状態にある國の領域へその陸軍兵力及び海軍兵力が占領している地方をふくむ) で事業を行つている

いつさいの個人、組合またはその他個人の集団及び、合衆国と交戦状態にある國の領域において設立せられたいつさいの法人、または合衆国以外の國で設立せられた合衆国と交戦状態にある國の領域で事業を行つているいつさいの法人。

(ii) 合衆国と交戦状態にあるいつさいの國の政府、その政治上または地方行政上の区域、その官吏、職員、代表者、または機関。

(iii) 合衆国の市民を除いて、住所または事業の場所の如何をどわず、合衆国と交戦状態にある國で出生した者、その市民または臣民、その他の個人、個人の集團または個人の種類であつて、大統領が合衆国の安全または戰勝のため必要と考えて布告によつて「敵人」のうちに含ませた者。

本法において「敵の同盟国民」というは、左の者を意味する。

(iv) その国籍の如何を問わず、合衆国と交戦状態にある國の同盟國の領域へその陸軍兵力及び海軍兵力が占領している地方をふくむ) 内に住所を有するいつさいの個人、組合またはその他の個人の集団、または合衆国以外の國に住所をもつていて合衆国と交戦状

態にある國の同盟國の領域へその陸軍兵力及び海軍兵力が占領している地方をふくむ)で事業を行つてゐるいつさいの個人、組合またはその他の個人の集団、及び、合衆国と又戦状態にある國の同盟國の領域において設立せられたいつさいの法人、または合衆國以外の國で設立せられ合衆国と交戦状態にある國の同盟國の領域で事業を行つてゐる、つさいの法人。

(4) 合衆国と交戦状態にある國の同盟國であるいつさいの國の政府、その政治上または地方行政上の區画、その官吏、職員、代表者、または機関。

い) 合衆国の市民を除いて、住所または事業の場所の如何を問わず、合衆国と交戦状態にある國の同盟國である國で出生した者、その市民または臣民、その他の個人、個人の集団または個人の種類であつて、大統領が合衆國の安全または戰勝のため必要と考えて布告によつて「敵の同盟國民」のうちに含ませた者。

本法において「者」というは、個人、組合、社團、その他の法人格なき個人の集団、法人または國家を意味する。

本法において「合衆国」というは、合衆国によつて管轄せられてゐるか、または合衆国の陸軍兵力または海軍兵力によつて占領せられてゐるいつさいの土地及び水域を意味し、大陸に局すると島嶼に局すると問わない。

本法において「戦争開始のとき」というは、議会(コンgres)が戦争状態の存在を宣言した日、または宣言すべき日の正子を意味する。

本法において「戦争終了のとき」というは、講和保約批准書交換の布告せられた日を意味する。ただし、大統領は、告示によつて、右に先んじた日を宣言して、本法の意味における「戦争終了のとき」とみなすことができる。

本法において「銀行」というは、合衆國の法律または合衆國の州法律に従つて営業を行つてゐる國立銀行、州立銀行、信託会社、その他の銀行または金融会社を意味する。

本法において「取引」というは、左の行為を意味する。

(4) いつさいの金銭債務または債務証書に附して、支払をなし、弁済をなし、和解をなし、または弁済の保証をあたえること。

(四) いつさいの流通証券または無体財産に關して、振出、引受、支払をなし、引渡または支払のための呈示をなし、または裏書をなすこと。

(五) いつさいの契約、合意または債券關係を締結し、完成し、履行すること。

(六) いつさいの種類の財産に關し、売買をなし、貸借をなし、取引をなし、文書を存続をなし、譲渡をなし、その他の方で处分をなし、または受取ること。

(七) いつさいの種類の事業をなし、商業上の通商または交渉をなすこと。

#### (第三節) — 対敵取引の禁止

左の行為は違法とする。

(一) 合衆国内にある者が、他の者と、またはその者に対して、またはその者から、またはその者にかわって、またはその者のために、またはその者の利益において、直接または間接に取引をなし、またはなさんとすること。ただし、相手方が敵人または敵の同盟國民にかわり、またはその者のために、またはその者の利益において、直接または間接に、右取引において行動しまたは右取引に参加していることを知り、または知つてている

と信すべき相当の理由があることを要する。合衆国にある者または、本法に定める敵人または敵の同盟國民に対して、大統領特許状を与えられているときは、この限りでない。

(二) いつさいの者が、大統領の特許状をもたないで、敵国または右の如き輸送をなさんとすること、またはアメリカの船籍登記に登記せられている船舶の船主、船長、または右船舶を保管している者が、敵国または敵の同盟國の臣民または市民を輸送し、または右の如き輸送をなさんとすること。ただし、輸送せられた者または輸送をなさんとせられた者が敵国または敵の同盟國の臣民または市民であることを知り、または知つていると信すべき相当の理由があることを要する。

(三) いつさいの者へ合衆国政府、敵国または敵の同盟國以外の国の政府、の公務にある者、または大統領が除外したる者または大統領の命を受けた者が除外したる者とのそくしへ、正常の郵便経路を経ないで、年次、書類または形式上明かに通信であるものを合衆国内に送付し、合衆国から持出し、または合衆国に持込ること、または右の如き送付持出または持込をなさんとすること、及び、いつさいの者が、敵入または敵の同盟國民

を名宛人とし、または右の者に引渡さるやきいつさいの手紙、書類、書籍、地図、

一九八

図、その他の微片、絵画、電報、海底電信、無線電信、その他の形式の通信を合衆国に送付し、持出し、移転し、または右の如き送付、持出、移転をなさんとすること。

だし、右に禁止せられた物件を大統領または大統領が指定する官吏に提出し、大統領の定める規定、規則または除外例にもとすき大統領の特許または同意を得たときは、右物件を合衆国外に送付し、持出し、または移転することができる。

(二) 大統領は、現戦争中何時といえども、公の安全のために必要と考えるときは、大統領がときどきに指定する外國と合衆国との間を往復する郵便、海底電線、無線または他の伝達方法による通信、または、合衆国の港、場所、領域に立寄る船舶その他の輸送機関によつてはこゝれ、外國に向けられまたは外國より向ひられた通信を大統領がときどきに定める規定及び規則によつて、検査せしめることができる。通信の検査を受けるために提示することを故意に回避した者または回避せんとした者、または、右通信であらわされた意味を検査の際秘匿する目的で故意に暗号その他の記号を使用した者また

は使用せんとした者は、本法オ一六節の規定により处罚せられる。

(第四節) — 対敵取引の特許

(イ) 合衆国内において、代理店、支店その他によって事業を行つてゐる。敵人たる保険会社または再保険会社、敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社、及び敵人または敵の同盟国民は、本法通過のときから三十日以内に、事業継続の特許を大統領に申請することができる。大統領は、申請のときから三十日以内に、特許を許すまたは拒絶する命令を登録することができる。特許の許与は暫定的またはその他であることを得る。また、大統領が合衆国の安全のため必要と考える期限を付し、または、右会社、敵人または敵の同盟国民の事業、代理店、収益管理人、受託者、資金の管理、資金の处分に關し、大統領が合衆国の安全のため必要と考えられる規定及び制限を付することができる。右により許与せられた特許は、大統領が決定する方法と時期において、取消し、再許与し、更新することができる。ただし、再保険会社に対し特許の許与を拒絶し、または既存の特許を取消したときは、大統領は、拒絶または取消の意思を、合衆国で設立せられた保険会社であつて、

大統領が右保険会社と取引關係があることを知悉している保険会社に対して、違法な方法で通知しなければならない。また、合衆国で組織せられたいかなる保険会社も、戦争開始のとき以前に、敵人たる保険会社または再保険会社、または敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社と結んだ現存の契約を繼續すべき義務を負うことはない。もつとも、合衆国で組織せられた保険会社は、その都合により三十日以内に右契約を廃棄する旨の解約告知状を大統領に送達して、右契約を廃棄し解約することができる。

海上保険及び戦時損害保険に関する一九一七年七月十三日の大統領公示の規定によつて修正せられた、合衆国におけるある保険会社の代理店に関する一九一七年四月六日の大統領公示の規定は、本法通過の日より三十日間、特許許与または拒绝に付する大統領命令の登録水擧局中であるときは、前項で定められた三十日の期間内に敵人たる保険会社または再保険会社が特許を申請したときから三十日間は、ドイツ保険会社に適用せられるかぎりにおいて、完全に効力を有し有効なるものとする。一九一七年七月十三日の前記公示によつて修正せられた。一九一七年四月六日の前記公示が定めた條件もまた、本法通過の日よ

り三十日間、大統領命令が擧局中であるときは右に定められた期間は、敵人たる保険会社または再保険会社、または敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社に適用する。特許を許与せられたる敵人たる保険会社または再保険会社、または、敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社が、右会社の所有にかかる資金または右会社の利益のために保管せられている資金を合衆国外に移転すること、及び、右資金を、敵人または敵の同盟国民に対して、またはその者の利益のために、またはその者のために、合衆国の内外において、直接または間接に信用を設定するための基礎に使用することは、違法とする。

前記の保険会社または再保険会社を除いた以外の敵人または敵の同盟国民が、合衆国において事業を繼續すること、及び、いつさいの者か、右の敵人または敵の同盟国民と、またはその者に対して、またはその者から、またはその者にかわって、またはその者のために、またはその者の利益において、取引することは、本法通過の日より三十日間、特許と与または在地に関する大統領命令の登録が擧局中であるときは、右の三十日間に前記の保険会社または再保険会社を除いた以外の敵人または敵の同盟国民が特許を申請したこと

から三十日間は、違法とする。ただし、本法第十三節及び第一六節の規定は、合衆国外に金銭その他の財産を移転または譲渡し、または移転または譲渡せんとする行為、並びに、右金銭またはその他の財産を、敵人または敵の同盟国民に対して、またはその者のために、合衆国外において、信用を設定するための基礎に使用した行為、または右の使用をなすこととせる行為に、適用せられる。

本法通過のときより三十日以内に特許の申請が行われなかつたとき、または保険会社たると、再保険会社たると、その他の者たるとを問わず、敵人または敵の同盟国民かなしたこと、申請に対して特許の許与が拒絶せられたとき、または、既与の特許が大統領によつて取消されたときは、本法第十三節及び第一六節の規定は、直ちに、右会社またはその他の者と、またはその者に対して、またはその者から、またはその者にかかつて、またはその者たために、またはその者の利益において、なした取引またはなんとした取引に適用する。ただし、特許の拒絶または取消があつたのちにおいて、敵人または敵の同盟国民でない保険証券所持人または保険会社であつて、敵人たる保険会社または再保険会社、または、敵の保険会社または再保険会社に局する現金またはその他の財産につき、請求权を有するものは、第九節に定めるところに従つて、右請求

④ 同盟国民たる保険会社または再保険会社と保険契約または再保険契約を結んでいるものか、特許の拒絶または取消のときに有効である保険契約または再保険契約に関して支払期限が到来している。または、支払期限が到来すべき保険料、再保険料、請求、金銭、担保物またはその他の財産の支払をうけること、及び敵人たる保険会社または再保険会社、または敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社が、特許の拒絶または取消のときに有効である保険契約または再保険契約に關し支払期限が到来している、または、支払期限が到来すべき保険料、再保険料、請求、金銭、担保物またはその他の財産の支払をなすことは違法とする。本法のいかなる規定といえども、特許の拒絶または取消のときに現存する保険証券、保険契約、再保険契約またはその條件の効力を害し、または無効とすることはない。敵人または敵の同盟国民でない保険証券所持人または保険会社であつて、以下に規定する外國財産管理人または合衆国外納局長の監視または管理下にある、敵人たる保険会社または再保険会社、または敵の同盟国民たる保険会社または再保険会社に局する現金またはその他の財産につき、請求権を有するものは、第九節に定めるところに従つて、右請求

权に肉し、弁済の申立をなし、訴を提起することができる。

二〇四

(四) 現戦争中、敵人、敵の同盟国民及び戦争の開始のとき敵人または敵の同盟国民が組合員であります組合員であつた組合は、いかなる目的のためにも、右敵人または組合が戦争の開始のときに通常周知せられていた名稱以外の名稱を標榜しましたは使用することはできない。ただし、大統領の特許あるときは、このかぎりでない。

大統領は、現戦争中何時といえども、公の安全または公の利益のため必要と考えるとくは、外國保険会社が合衆国において事業をなすことを禁止することができる。または、大統領は、大統領が適当と考へる條件で外國保険会社が事業をなすことを特許することができます。

#### (第五節) — 大統領に対する権限

(1) 大統領は、合衆国の安全及び戦勝と両立し得るときは、敵の同盟国民に肉するかぎりにおいて、本法の規定の適用を停止し、ときどきに、右適用の停止を取消しましたは更新することができる。また、大統領は、いかなる者またはいかなる種類の者に対して

も、特別特許または一般特許、暫定的特許またはその他の特許、及び大統領が定める期限規定期または條件を付した特許を許与して、第四節の項に定めるところに従つて事業をなすこと、特許状をもたなければ第三節によつて違法とせられるいつさいの行為を履行すること、及び第一〇節(四)項の規定による申請を提出し遂行することを許すことができる。大統領は、特許の許与、取消または更新が、合衆国の安全及び戦勝と両立すると思うときは、ときどきに、特許を取消または更新することができる。大統領は、法律に背反しないことを條件として、本法の規定を実施するために必要であり、また適当であると思われる規定及び規則を定めることができる。大統領は本法によつてあたえられた权限を、大統領が指定する官吏を通して行使することができる。

大統領は、なんらかの行為が第三節を侵犯して遂行せられんとしていると信すべき相当の理由があるときは、九十日を越えない期間右行為の完了の英期を命じ、事実の調査をする权限を有する。

(四) 大統領は、合衆国と外國へ敵国たると、敵の同盟国たると、その他であると判つ

二〇五

ない)との間にあける、または、外國に住所を有する者の間に於ける、合衆国内にある者による、外國為替取引、金銀貨、または通貨の輸出またはイヤー、マーク、いつきの形式の信用へ完全に合衆国で履行せらるべき取引にのみ關係する信用を除く)の移転、および、債務証書または財産所有權の移転を、特許、状その他によつて、大統領の定める規定及び規則に準由して、調査し、規正し、または禁止することができる。大統領は、合衆国にある者であつて、右の如き取引に從事している者に対して、右の如き取引の完結以前たると完結以後たるとをとわす、右の者の監視または管理下にある取引に関する会計簿、契約手紙その他の書類をふくむ、右取引に関する完全なる資料を、宣誓して、供与すべきことを、要求することができる。

#### (第六節) — 外國財産管理人

大統領は、外國財産管理人と称する職員を任命し、その任務を定め、その俸給(年額五千ドルをこえることを得ない)を定めることができる。外國財産管理人は、敵人または敵の同盟国民に合衆国において支払あるべきまたは届する現金及び財産であつて、本法の規定

により右管理人に支払われ、移転せられ、譲渡せられ、引渡さるべきものを、受領し、大統領の一報指令及び本法の規定によつて、保管し、管理し、その出納を明らかにする权限を有する。外國財產管理人は、大統領が定める公債証書を、大統領の定める種類と金額で、大統領の定める担保を付して、あたえなければならない。大統領は、本法の規定を適当に実施するため必要と思う書記、代理人、調査官、計理官、その他の中員を、コロンビア区及びその他の方で雇入れ、その報酬を定めることができる。ただし、書記、調査官、計理官及びその他の職員は、文官委員会が作成した候補者名簿中から、文官任用法に準拠して、任命せられなければならぬ。また、大統領は、毎年一月一日に、議会に対して、前年中に本法にもとづいてとられた措置に関する詳細なる報告を、行わしめなければならぬ。この報告には、任命せられた者または雇入れた者の名簿へ各人に支払われた俸給または報酬を記載するを要する)及び、管理せられている各種の財産及びその処分に関する記述を、のせなければならぬ。

#### (第七節) — 敵産の申告及び引渡

(イ) 合衆国で設立せられた法人、合衆国内に所在する法人格なき組合または社団、または受託者であつて、株式証書または受益併分を表示するその他の証書を発行しているものはすべて、本法通過のときから六十日以内、または大統領が指定する時日において、大統領が定める規定及び規則にしたがつて、その役員、取締役、又は株主であつて、合衆国領域内に住所を有する敵人または敵の同盟国民、または合衆國の外に住所を有すると合衆国内に住所を有すると向わらず合衆国と交戦状態にある國の臣民または市民、または合衆国外に住所を有する合衆国と交戦状態にある國の臣民または市民であることが判明している者、または、右法人、組合、社団または受託者の代表者において右に相当する者と信すべき相当の理由ある者の姓名、及び、右に該当する役員、取締役または株主が所有する株式または持分、または、利害關係を有する株式または持分の金額に関する完全なる一覧表を、正当に証明して、外國財産管理人に提出しなければならぬ。

大統領は、別に、一九一七年二月三日現在において、本法の定義により敵人または敵の同盟国民である者が所有し、または利害關係を有する株式または持分に関する同様の一覧

表の提出を要求することができる。大統領は、さうに、前記法人、組合、社団または受託者において、株式または持分が、一九一七年二月三日現在において帳簿上他人の名義となつてゐるけれども敵人または敵の同盟国民によつて所有されていたと、または所有されてゐると信すべき相当の理由あるいつきの場合の一覧表を提出すべきことを要求することができる。ただし、外國財産管理人は、報告された役員、取締役または株主が敵人または敵の同盟国民でないことが明かにせられたときは、右役員、取締役または株主の姓名を永久に、または暫定的に、一覧表中から抹消しなければならぬ。

合衆国内にあるものであつて、敵人、敵の同盟国人、敵人または敵の同盟国民と信すべき相当の理由ある者、敵人または敵の同盟国民に対しまたは敵人または敵の同盟国民とすべき相当の理由ある者に対し何等かの債務を負うべき合衆国にある者、のために、單にたると共同たるとを問わず、なんらかの受益財産その他の財産を、保有している者、保有したことのある者、保有すべき義務を負っている者、保管または管理している者は、すべて、本法通過のとき、または財産の保管または管理がはじまつたとき、または債務弁済期

日が到来したときから三十日以内に、その事實を、外國財産管理人の定める項目について記載した宣誓陳述書を提出して、外國財産管理人に報告しなければならない。ただし、大統領が定める規定及び規則に特別の規定があるときは、このかぎりでない。大統領は、一九一七年二月三日現在において、本法の定義により敵人または敵の同盟国民である者のために保存されているいつさいの財産、または右の者を債権者とするいつさいの債務について、同様な報告を要求することができる。ただし、外國財産管理人は、報告せられた者が敵人または敵の同盟国民でないことが明かにせられたときは、右の者の姓名を、永久に、または暫定的に、報告書中から抹消しなければならない。大統領は、本節で定められたへ覽または報告書提出の期間を、九十日をこえない限度において、延長することができる。

(四) 本法のいかなる規定といえども、敵人との取引、敵人に対する取引、敵人からの取引、敵人にかわってなされた取引、敵人のための取引または敵人の利益のための取引となるような行為または取引行為であつて、戦争の開始のときから本法通過のときまでの間に履行され、または約束せられたもの、または本法通過のときよりのちに履行され、または

約束されたものを、有効となし、または違法となし、または、有効または違法となすものと解釈せられてはならない。もつとも、普通法上無効でありまたは違法であつても、以下において許されている行為または取引行為についてはこのかぎりでない。第三節の規定に違反する現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡し、支払または貸付であつて、本法通過のうちにおいて本法に定められた特許をうけないでなされたものは、いかなる場合にも該譲渡、移転、引渡し、支払または貸付にもとづく権利または救済手段をあたえ、または創出することはない。いかなる者も、敵人または敵の同盟国民によつて、または右の者がまたは右の者にかわって、または右の者のために、または右の者の利益のために、金銭債券、証券、手形、その他の債務証書、または無体財産を譲渡せられ、裏書せられ又は引渡されたことを理由として、債権者、証書作成者その他支払または履行の責任を負う者に対して、いかなる権利または救済手段をも有することはない。ただし、該譲渡、裏書または引渡が戦争開始のときより以前に行われたとき、または本法に定めた特許にもとづき行われるとき、または、該譲渡、裏書または引渡が戦争開始のときより本法通過のときまでの

商に行われた場合においては、譲受人、被裏書人または引受けた者が該譲渡、裏書または引渡が敵人または敵の同盟国民によつて、または右の者かづ、または右の者にかわつて、または右の者のために、または右の者の利益のために行われたことを知らなかつたこと、または該事實を信ずるに足る相当の理由がないことを立証したときは、このかぎりでない。該金銭債権、証券、手形、その他の債務証書または無体財産に關し、事情を知つていながら、支払をなし、償却をなし、弁済をなしたる者は、第三節に違反したる者とみなす。ただし、本法のいかなる規定も、初め敵人または敵の同盟国民を相手として作成または締結せられた契約、合意または捺印証書が戦争開始のときに先立つて締結またはその他の方法で処分せられたるため、右にもとづく敵人または敵の同盟国民の利益が敵人または敵の同盟国民に善意で継承せられた場合において、該契約、合意または捺印証書を実行、完遂または履行することを妨げることはない。ただし、債務免責の場合とのそいて、右の実行、完遂または履行によつて、敵人または敵の同盟国民が利益をうけるときは、このかぎりでない。

本法のいかなる規定も、合衆国内にある者であつて敵人または敵の同盟国民でない者に対して、またはその者のために、または、その他合衆国内にある者であつて、敵人または敵の同盟国民でない者のために、敵人または敵の同盟国民に屬する、また敵人または敵の同盟国民が請求权を有する現金中より支払をなすことを、妨げるものはみなされない。ただし、右によつて支払われた資金が戦争開始のとき以前に受領せられていたこと、及び、支払が戦争開始のとき以前に善意で約束せられ取引にもとづくものであることを要する。右の支払は、本法で定められた大統領の一般または特別の特許をうけないでは、これを行うことはできない。

本法のいかなる規定も、第一〇節で規定せられている場合をのぞいて、敵人または敵の同盟国民に対して、合衆国内の裁判所において普通法上または衡平法上の訴訟をなす权利をあたえるものとはみなされない。ただし、本法により事業を行う特許を得たる敵人または敵の同盟国民は、特許にもとづき合衆国内で行つた事業に關するかぎりにおいて、また特許が完全に有効であるかぎりにおいて、訴を提起または繼續することができる。また

敵人または敵の同盟国民は、自ら被告となつてゐる衡平法上または普通法上の訴訟にありて、訴訟代理人によつて防禦することができる。

大統領より、ある者が敵人または敵の同盟国民であると信すべき相当の理由ある旨の通告を受領したときは、右の受領をもつて戦争開始のとき以後において契約または債務の完結または履行が解消せられたことを理由として、右の者が提起または提起した普通法上または衡平法上の訴に対し、または同じ理由で右の者が主張するいつさいの権利、相殺または賠償の請求に対し、一応の抗弁とみなされる。第一六節により訴が提起せられた場合において、大統領より、ある者が敵人または敵の同盟国民であると信すべき相当の理由あることを、一応立証したものとみなされる。

(iv) 大統領の要求あるときは、大統領により、調査ののち、大統領があたえる特許状をもたない敵人または敵の同盟国民に属する、または右の者が請求权を有する、または、右の者にかかつて、または右の者のために、または右の者の利益において保有せられていてと判定せられた現金またはその他の財産は、外國財産管理人に譲渡され、移転され、引渡すことができる。

されよたは支払われなければならぬ。

(v) (iv)項の規定による譲渡、移転、引渡または支払の要求が行われなかつたときは、敵人または敵の同盟国民でない者であつて大統領があたえる特許状をもたない敵人または敵の同盟国民に対して現金またはその他の財産につき債券を有し、または、右の者にかつて、または右の者のために、または右の者の利益において現金またはその他の財産を保有している者、または右の者に対する捺印証書またはその他の形式の債券に關し支払のため呈示をうけた者は、その選択により、大統領の同意を得て、大統領の定める規定及規則に準拠して、外國財産管理人に対して、右現金または財産を支払い、譲渡し、移転し、引渡すことができる。

(vi) いかなる者も、本法の授权にもとづいて大統領が定めた命令、規定または規則に準由して、行いまたは行わなかつた事柄を理由として、または右の事柄に関して、裁判所において責任を問われることはない。

右により、外國財産管理人に対してなされた、いつさいの支払、譲渡、移転、または引渡

により、右に定められた範囲において、右に定められた支払、譲渡、移転または引渡をなしたる者のいつさいの債務は、完全に消滅または免除せられたるものとみなす。外國財産管理人及び大統領が特に指定したる者は、該債務の消滅または免除を記録その他の方で証明するため必要かつ適當と思われる証書を証明し認証し交附する权限を有し、かつ敵人または敵の同盟国民が債权者となつてゐる金銭債務その他の債務に關し外國財産管理人に対して支払が行われたときにおいて、手形、捺印証書、その他の債務証書、または、その担保物であつて、右に開示し、敵人または敵の同盟国民が、債权者または債務者として自ら適法に選任したことと同じ効果を伴つて外國財産管理人の占有に帰すべき权利または利益をもつてゐるもの、を引渡さなければならぬ。大統領は、特に指定したる者に対しては、指定の事實及び換取の範囲を証明した証明書を発給しなければならぬ。この証明書は、合衆国におけるいつさいの裁判所によつて、証據として受理せられなければならない。換取証明書が、合衆国内における連邦その他の登記官またはその他の記録官吏に提示せられたときは、登記官またはその他の記録官吏は、これを、委任状と同じ方法で記録

しなければならぬ。登記簿または違法に証明せられたその副本は、いつさいの合衆国裁判所または合衆国内のいつさいの裁判所によつて、証據として受理せられなければならぬ。

#### （第八節）——担保物权、契約及出資期限

(1) 敵人または敵の同盟国民でない者であつて、敵人または敵の同盟国民に屬する財産に關し、法律上、または、売渡担保、動産質、留置权その他の担保権を設定する証書の條項上、告示、呈示、催告によつて処分することができる。違法なる売渡担保権、動産質権、留置权その他の担保権を有する者、及び、敵人または敵の同盟国民でない者であつて、契約の條項上告知によつて解約することができ、または、呈示または催告によつて満期日を超過することができるよう、敵人または敵の同盟国民との適法な契約における当事者である者は、法律、証書または契約の條項及び大統領が、定める規定及び規則に準拠して、敵人または敵の同盟国民に屬する財産保有を継続し、債務不履行の場内には、法律に従つて、該財産を処分し、または、外國財産管理人に告知、呈示、または催告をして該契約を

解約し、その期限を満了せしめることができる。外國財産管理人に対する告知、呈示または催告は、すべての点において、敵人または敵の同盟国民である当事者に対して適用になされた告知、呈示または催告と同様の効力と効果を有するものとする。ただし、大統領の定める規定及び規則は、法律上、証書または契約の條項上、本法通過のときより以前において、告知、呈示または催告が要求せられていない場合において、告知、呈示または催告を要求することはできない。また法律上、証書または契約の條項上、告知が要求せられている場合において、告知期間の延長を要求することはできない。さらに、該財産の処分にあたり、売渡担保权、動産質、留置权その他の担保权を満足せしめたるのに、尚残余額があるときは、大統領の定める規定及び規則に従つて、該事實を大統領に報告しなければならない。該残余額は、大統領の命令に従つて保有せられる。

(iv) 戰争開始のとき以前において、合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人と、敵人または敵の同盟国民との間に、結ばれた契約であつて、合衆国内で生産せられ、旅被せられ、または加工せられた物を、現在の敵国または敵の同盟国が参加していた、または

現に参加している戦争の経済中または終了後において、引渡すべきことを定めている契約は、合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人の都合により、これを廃棄することができる。ただし、三十日の期限を付した廃棄告知書を外國財産管理人に提出しなければならない。

(v) 戰争開始のときより以前に、敵人または敵の同盟国民でない当事者間に結ばれた契約または債務であつて、敵国または敵の同盟国内に所在する資金またはその他の財産を引当として振出された支払指図書またはその他の商業手形、または財産によつて保証せられている支払指図書またはその他の商業手形によつて立証せられている支払の約束または支払の責任をふくむ契約または債務に関するいつさいの権利または救済手段に關してはいつさいの出訴期限の走行は停止せられる。戦争終了のときまでは、または該資金または財産が右契約または債務の支払または満足のために解放せられるまでは、合衆国の裁判所において、該契約または債務に關して訴訟を繼續することはできない。ただし、本項のいかなる規定も、現行法上、出訴期限走行の停止が発生すべき他の場合において、その停止を妨

げるものと解釈せられてはならない。

二二〇

(第九節) 敵産に対する請求权

敵人または敵の同盟国民でない者であつて、外國財産管理人に対して譲渡せらる、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、または外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられてゐる現金またはその他の財産に關して、なんらかの利益、权利または权限を請求する权利を有する者、または、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた財産または財産の部分、または外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられてゐる財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟国民に対して金銭債権を有する者は、外國財産管理人が要求する様式で、外國財産管理人が要求する事項を記載した請求通知書を宣誓のうえ、外國財産管理人に提出することができる。請求权者の申請があつたときは、大統領は、該財産の所有者及び該財産に關してなんらかの权利、权限または利益を請求するいつさいの者の同意を得て、外國財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産、

または、該現金または財産について生じた利息であつて大統領の決定によつて請求权者に請求权があるものとせられた利息を請求权者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命ずることができる。ただし、いかなる者も、大統領の命令があつたために、該現金またはその他の財産について有する权利、权限または利益を確認するために、請求权者を相手として普通法上または衡平法上の訴を提起する权利をうばわることはない。申請を提出してから六十日以内に大統領の命令がなかつとき、または、請求权者が前記の通知書を提出したけれども大統領に対してなんらの申請をも提出しなかつたときにおいては、請求权者は、請求する权利を有する利益、权利、权限または金銭債権を確認するために、戦争終了のときより六ヶ月以内に、請求权者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる營業所が所在する地方）を管轄する合衆国地方裁判所に、衡平法上の訴訟を提起することができる（訴訟においては、それぞれの場合によつて、外國財産管理人または合衆国出納局長が被告となる）。訴訟が提起せられたときは、該利益、权利または权限が主張されている敵人または敵の同盟国民、または、該金銭債権が請求せられている敵人または敵の

同盟国民に属する現金またはその他の財産は請求者の主張を認めた終局判決が、裁判所の命令にもとづいて、被告、財産管理人または合衆国出納局長によつて行われた支払、譲渡、移転または引渡しによつて完全に履行せられるまでは、または、終局判決が請求者の主張を却下するか、訴がその他の方で終結するまでは、本法の定めるところにより、外国財産管理人の管理の下に、または合衆回国庫に留置せられなければならない。

本法で定められた場合をのぞいて、外國財産管理人に譲渡され、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産は、留置、差押、債権差押、信託処分、強制執行の対象となり、または裁判所の命令または判決に服することはない。

もつとも、本節の規定は、第一〇節によつて、外國財産管理人に支払われた現金には適用しない。

#### (第一〇節) — 工業所有権及び著作権

本法のいかなる規定も、左にかかる行為のいずれかを違法とするものと解せられてはならない。

- (1) 敵人または敵の同盟国民は、合衆国において、発明特許の出願、商標、模型、はり札または著作権の登録の出願を提出または完遂し、現行法律の規定に従い、現行法律の要求する特許料または登録料を納付し、出願を提出または完遂するために代履行人または代理人に料金を支払うことができる。戦争中において、または戦後六カ月以内に、戦争のために生じた事情のために、法律で定められた期間内に法律が要求する出願を提出し、公の料金を納付し、または行為をなすことができなかつた、敵人または敵の同盟国民に対しては、法律で定められた期間を九カ月延長することができる。ただし、出願人が市民、臣民または法人である國においても、合衆国の市民または法人に対して同様の特許を実際に許与していることを要する。

- (2) 合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、大統領の許可を得て、特許、商標、模型、はり札及び著作権に関して敵国または敵の同盟国の法律が要求する税、年金または料金を、敵人または敵の同盟国民に支拂うことができる。合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、敵国または敵の同盟国において、発明特許、商標、模型、は

リエリエは著作権の登録、出版を提出または完遂し、法律の定める特許料または登録料を納付し、各國の場合において大統領が統制する最高額の範囲において慣例の代理料を支払うことができる。ただし、右出稿は、まず大統領に提出し、提出の荷料をうけなければならぬ。

(ii) 合衆国の市民または合衆国内で組織された法人であつて、敵人または敵の同盟国民の所有または管理にかかる、機械、製品、調合物、意匠、商標、模型、はり札、特許せられた方法または著作物を、戦争状態が存続する期間内において、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめんと希望する者は、大統領に専用特許を申請することができる。大統領は、その最適と思う所に於つて、独占的または非独占的免許を許与する权限を有する。ただし、右許与が公共の福祉に合致し、申請人が誠實に、右機械、製品、調合物、意匠、方法、商標、模型、はり札または著作物を、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめる能力と意思を有するものと判断せられることを要する。大統領は、専用免許の條件を定め、合衆国際海軍の保護ならびに戦勝のために必要な商品及び生産品の價格

を定め、免許料に附する規定及び規則を定め、百ドルをこえず、また別に定めるところにより預託せられた資金の一分をこえない限度において専用免許料を定めることができる。敵人または敵の同盟国民であつて、特許証、商標、模型、はり札、著作権、その他の所有者たる者が、専用権者を被告として専用権者が専用免許にもとづいて行つた事柄を理由として提起した、普通法上または衡平法の侵害訴訟、損害賠償訴訟、実施料、請求訴訟、その他補償金請求訴訟において、右免許料をもつて、抗弁することができる。ただし、(iv) 項に定むる場合は、このかぎりでない。

(ii) 専用権者は、大統領に対して、専用免許の使用及び利用の程度、ならびに收受せる代価について、大統領が定むる様式で、大統領が定める期間にへ少くとも年一回は)、完全なる報告を提出しなければならない。専用権者は、外國財産管理人に対して、その要求があつたときに、発明品の販売、または、商標、模型、はり札または著作物の使用により收受した總金額の五分をこえない金額を支払わなければならない。また大統領の命令があつたときには、發明、商標、模型、はり札または著作物の使用が専用権者に対して有する

価値であつて、大統領によつて登記せられた価値の五分を、同様に支払わなければならぬ。右によつて支払われた金額は外國財産管理人によつて特許、商標、権利、はりれまたは著作権の登録の専用権者及び所有者の信託資金として、合衆国財務省に預託せられ、その払出は、本節の項に規定する場合には裁判所の命令にもとづき、または外國財産管理人の指令にもとづき、國庫により行わるべきものとする。

(iv) 本法によつて許与せられた専用免許の存続期間は、本法の規定により解除または終了せしめられる場合をのぞき、専用免許状で定められた期間、専用免許状に期間の制限なきときは、専用免許が許与せられた特許、または、商標、権利、著作権の登録の期間とする。専用権者が、本法の規定または専用免許の條件を侵犯したときは、大統領は相当なる通告及び審問をなしたるうえで、大統領が許与した専用免許を取消すことができる。

(v) 本法により専用免許が許与せられた特許、商標、権利、はりれまたは著作権の所有者は、戦争終了ののちにおいて、戦争終了のときより一ヶ月をこえない期間において、専

用権者から特許、商標、権利、はりれまたは著作物の使用及び利用の权利を回復するために、専用権者を相手どつて専用権者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる営業所が所在する地方)を管轄する合衆国地方裁判所に、衡平法上の訴状を提出することができ  
る(訴訟においては合衆国出納局長が当事者となることができる)。ただし、右により訴  
が提起せられたときは、訴訟登録の日より三十日以内に、外國財産管理人に監知状を提出  
しなければならない。また、専用権者は、専用免許状が許与せられていなかつたならば、  
援用すべかりしいつさいの抗弁をなすことができる。裁判所は、正当の裁判を経て、所有  
者に相当の補償金を支払うべき判決をなすことができる。終局判決上の金額は、裁判所の  
命令あるときは、専用権者が予託した資金中より、特許の所有者に支払わなければならぬ  
を支払つたのちに、預託金に残高あるときは、この残高は、外國財産管理人の命令にもと  
すいて専用権者に払戻されなければならない。戦争終了のときより一ヶ月以内に訴が提起  
せられなかつたとき、または右に要求されている通知状が提出せられなかつたときは、専

用权者は引きつづき預託をなすの義務を負わず、専用权者が預託したいつさいの資金は、外國財産管理人の命令にもとづき、専用权者に払戻さなければならぬ。右に定めるところにより許が提起せられ、かつ通知状が提出せられたとき、または右に定めるところにより資金が払戻されたときは、大統領に引きつづき報告をなすべき専用权者の義務は消滅する。

右に定めるところにより許が提起せられたときは、裁判所は、何ぞともいえども、専用免許の期間を終了せしめ、不後、専用权者の侵害を阻止する命令を発することができる。専用权者が許の提起前に、専用免許状にもとづいて資本を投資しているときは、裁判所は、正当かつ相当と思われる期間、條件及び補償金を付して、専用免許を存続せしめることができる。

(4) 敵人または敵の同盟国民は、合衆国で所有または管理している特許証、商標、模型、はり札または著作権の侵害を事由として、本法による専用权者以外の者を相手どつて合衆国が文職状態になかつたならば許されるはずの方法と範囲で、和平法上の訴訟を提起し継

続することができる。ただし、三十日以内に外國財産管理人に通知せられたのちでなければ、裁判所は、該敵人または敵の同盟国民に有利な終局判決をなすことはできない。右通知は、書面により、かつ連邦裁判上の民事訴訟手続と同様の方法で提出せられなければならない。

(5) 許の提起前または提起後において、敵人または敵の同盟国民が、合衆国内にある者にあたえた委任状は、本節(4)項及び(5)項によつて許された行為の完遂に必要なかぎりにおいて、有効なものとみなす。

(6) 大統領は、特許权を付与することにより発明を公にすることか、公の安全または国防上有害であり、または戦争を利し戦勝を危殆ならしめると思うときは、戦争終了のときまで、発明を秘密とし、特許をあたえないように命ることができる。ただし、特許出願中に示されている発明が、右命令に違反して公けにせられたこと、または、該発明に関する特許が特許局長の同意または許可を得ないで、または大統領の特許を得ないで、外國で発明書、その譲受人または法律上の代理人によつて出願せられたことが、特許局長によつ

て確認せられたときは、該発明に関する権利は抛弃せられたものとみなされる。

右の規定により特許をあたえられなかつた発明特許の出願人は、大統領の命令に忠実に服従してその発明を合衆国政府の使用に供与したときは、政府による使用的開始のときから賠償をうける権利を有し、請求权裁判所 *Court of Claims* に賠償請求の訴をなす権利を有する。ただし、終局的に特許権を得たときにかぎる。

#### (第一二節) — 輸入の禁止

現戦争中、大統領が、公の安全上必要ありとして公示を発したときは、公示にかかげられた商品を公示にかかげられた國から、合衆国に輸入することは違法とする。ただし大統領または議会による別段の命令があるまでは、大統領が定める時期において、大統領が定める規則または命令にもとづいて、大統領が定める制限及び除外例に従つて行う輸入は、このかぎりでない。もつとも、指定國の港湾に、他の國の港湾以上の優先权をあたえてはならない。

#### (第一二節) 政産の管理

本法にもとづいて、外國財産管理人に支払われ、または外國財産管理人を收受もたいつきの現金へ一覽辨の小切手及び支払指図書をふくむ）は、直ちに、合衆国國庫に預託せられ、財務省長官は、大統領が該預託金、投資及び証券の売却に因して定めた規定及び規則に準由して、合衆国公債または合衆国債務証券に投資及び再投資することができる。戦争終了ののちに、大統領が必要と思うときは、直ちに、該証券は売却せられ、その売却代金は國庫に預託せられなければならない。

外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または支払われた、その他の敵人または敵の同盟國民の財産は、左に別段の規定ある場合をのぞいて、外國財産管理人によつて、完全に保管せられなければならない。大統領は、合衆国に住所を有し、合衆国で事業を行つてゐる、銀行、信託会社、その他適當と思われる受寄者を指定して、敵人または敵の同盟國民の財産の受寄者となす权限を有する。外國財産管理人は、株式、公債、手形、定期払込証書、定期払込書手形、その他の証券、または財産へ財務長官に預託せらるべき現金または一覽辨小切手及び支払指図書とのぞく）を、指定受寄者または財務長官に預託する

ことができる。指定受寄者は、支払期限の到来した配当金及び利息、及び、外国財産管理人の勘定において保管されている満期債権を取立てができる。取立てにより外国財産管理人の勘定に入つたいつきの現金は、直ちに、受託者または外国財産管理人によつて、前記の定めにより、合衆国国庫に支払われて預託せられなければならない。

大統領は、指定受寄者に対して、預託財産を保護するために十分と思う捺印証書——大統領が指令する條件を付した捺印証書——の作成及び提出を要求しなければならない。

外国財産管理人は、本法の規定にもとづいて占有するにいたつたいつきの財産へ現金をのぞくに關して、普通法上の受託者が有するいつきの権能を有し、大統領の監督と指令のもとで、大統領が定める規定及び規則にしたがつて、行動しなければならない。外国財産管理人は、本法の規定にもとづいて占有するにいたつたいつきの財産を管理し、該財産に関してなんらかの行為をなし、または、該財産の滅失を防止し、保全するため、または、該財産及び権利について合衆国が有する利益、または該財産またはその売却代金について終局の権利を有すべき者が有する利益を保安し保護するため必要であるときにおいて、

いて、売却その他の方法で該財産またはその一部を処分し、該財産または財産の所有者に附隨する、または附隨すべきいつきの権利を行使することができる。合衆国で設立せられた法人、合衆国内に所在する法人格なき社団または組合、または受託者であつて、株式証書または受益持分を表示するその他の証書を発行しているものは、株式または持分を表示する証書を提示して請求せられたときは、その帳簿上の株式または証書の名義を外国財産管理人名義に書換えなければならない。外国財産管理人は、右により売却した財産または権利の売却代金を、前記規定により、直ちに合衆国国庫に預託しなければならない。

本法の規定により、外国財産管理人に支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡さるべき、または支払い、譲渡し、移転し、または引渡すことのできる、いつきの現金または財産は、外国財産管理人の命令書により指命せられたときは、外国財産管理人に対して行われたと同様の効果をもつて、合衆国出納局長に、支払われ、譲渡せられ、移転され、または引渡されなければならない。

外国財産管理人により收納せられ保管されている現金またはその他の財産、または、合

133

米国國庫に預託せられている現金またはその他の財産に対する、敵人または敵の同盟国民の請求権は、戦争終了のちにおいて、該金の定めるところにより、処理せられなければならぬ。ただし、第九節で定められた大統領の命令があつたときは、または、第九節及び第一〇節で定められた裁判所の命令があつたときは、直ちに、それぞれの場合に応じて、外國財産管理人または合衆国出納局長は、大統領の命令または裁判所の終局判決に応ずるため必要な限度において、外國財産管理人または合衆国出納局長が保管する敵人または敵の同盟国民の財産を、大統領の命令または裁判所の終局判決が指定する者に、譲渡し、移転し、支払わなければならない。また、合衆国出納局長は、外國財産管理人の命令があつたときは、第一〇節の規定により専用取扱者が預託した資金を、専用取扱者に返済しなければならぬ。

#### (第一三節) 一 船積の宣誓陳述書

現戦争中、船長または船舶を賣っている者は、一九一七年六月十五日の法律によつて修正せられた Revised Statutes 第四一九七節、第四一九八節及び第四二〇〇節により、外

國向船舶に出航免状が発給せられる先立ち船長及荷主の積荷明細書に明示すべきことが要求せられている事項のほかに、出荷前に、船舶が所有する地方の開税徵收官に宣誓陳述書を提出して、積荷が本法に違反して船積せられまたは引渡されるものでないことを証言しなければならない。右船舶の所有者、荷主または荷送人も亦、同様な方法で、荷積または船積した積荷またはその部分に關して、開税徵收官に宣誓陳述書を提出しなければならぬ。該陳述書には、積荷の現実の荷受人の姓名及び住所、船積が銀行、その他の中間人、向屋または代理人にあて、行われたときは、船積が自己の勘定で行われた現実の荷受人である者の姓名及び住所を記載しなければならぬ。船長または船舶の管理している者は、積荷が仕向港に到着したときには、積荷証明書の写と、船長、船舶所有者、荷主または荷受け人の陳述書の写とを、積荷があろされた地方のアメリカ領事館に提出しなければならない。

#### (第一四節) 出航の禁止

現戦争中何時といえども、積荷明細書、または前節で要求せられている宣誓陳述書が虚

島であると信じるべき相当の理由があるとき、または内回船たると外國船たるとを問はず、船舶か敵人または敵の同盟国民に向けて、またはその者の勘定において、またはその者の利益のために、なんうかの財産を合衆国外に輸出せんとし、または、その輸出、輸出または輸出が法律違反である財産またはものを合衆国外に輸送せんとしていると信すべき相当の理由があるときは、該船舶が所在する地方の開税徵集官は、大統領による再審査を條件として、法律上出航免狀を発給せねばならぬ内國船または外國船に対して、出航免狀の發給を拒絶し、また法律上出航免狀の発給を要しない内國船の所有者、船長、該船舶を指揮または管理している者に正規の告知状を送達して、該船舶の出航を禁止する权限を有する。右にかかわらず、該船舶が出航することは、違法とみなす。

**開稅徵** 官は、現戦争中、輸出積荷中に包含されている金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣の金額を、その都度、大統領に報告しなければならない。該報告には、荷送人及荷受人の住所・氏名、及びその船舶に因して徵收官が知悉せる事実、とくに金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣を敵人または同敵の同盟国民に引渡す意思があること、または、右が敵人または

## い。

## (第一五節) 一 法律施行費

合衆国國庫に現金のなから、四五万ドルの金額を準備して、大統領の裁量で、一九一八年六月三十日をもつて終る会計年度中における本法実施の経費、本法にもとづいて雇入れた者の俸給費、並びに、輸送、コロンビア区の事務所の維持、家賃、参考書、定期刊行物、文房具類、タイプライター、雑品、政府印刷局による印刷に要する経費、及び右にふくまれない必要経費にあてることができる。

## （第一六節） 罰則

故意に、本法の規定、本法にもとづいて発せられた特許、規定または規則に違反した者は、本法の規定にもとづいて発せられた大統領の命令に違反し、これに従うことを怠り、または拒んだ者は、一万ドル以下の罰金に処せられる。自然人であるときは、十年以下の禁錮または右禁錮と罰金との併科に処せられる。情を知つて右の違反行為に関与した法人の役

員、理事または代理人も、同様の罰金、禁錮またはその併科に処せられる。右違及行為

關係ある財産、資金、証券、書面、その他の物品または書類、船舶、なうびにその索具、  
装具、家具、航海用具は、合衆国のために沒收せられる。

#### (第一七節) 合衆国地方裁判所

合衆国地方裁判所は、通知、告知その他に因する規則、本法の規定を実施するに予め必要かつ適当と思われる命令、判決、及び手続を定めまたは発し、ならびに一九一一年三月三日の「裁判所に関する法律を法典化し改定し修正するための法律」第一二八節及び第二三八節が定める合衆国地方裁判所の終局命令及び判決に対する上訴权の手続であつて本の規定を実施するにあらかじめ必要かつ適法と思われる手続を定める权限をあたえられる。

#### (第一八節) 比島及び運河地方裁判所

ヒリツビン諸島における第一審裁判所及びパナマ運河地帶地方裁判所は、それぞれの地区犯された本法上の犯罪につき管轄权を有し、かつ、公海で犯された本法上の犯罪につき及び、一九〇九年三月四日の「合衆国刑法を法典化し、改訂し、修正するための法律」第

三七節で定義された犯罪を犯さんとする共同謀謀につき、合衆国地方裁判所と複合管轄权を有する。該法律第三七條は、本法の目的にてうして、ヒリツビン諸島及びパナマ運河地帶に適用する。

#### (第一九節) — 外國語出版物

いつさいの者、商社、法人または社団が、合衆国政府または戦争に参加している国の政府に関する記事、論説、その他の印刷事項、その政策、國際關係、戰況、右に関するその他の事項を、外國語で、印刷し、発行し、流布し、または印刷・発行、流布せしめることは、本法署名後十日目から戦争終了のときまでは、違法とみなされる。ただし、本節の規定は、発行者または頒布者が、郵送するにあたり、または郵送にさき立ち、公衆に頒布する方法の如何を問わず、発行地の郵便局長に、刊行物に記載されているいつさいの事項を真正にして完全なる確実を、宣誓陳述書をそえて提出し、各字毎に記事、論説その他の事項の冒頭に、英語で明確に（本法制定の日付を記載する）郵便局長に、眞正

なる翻訳提出済となる語を印刷せしめたときは、該印刷物、新聞、その他の出版物に通用しない。

本節の規定に準拠しない外國語の印刷物、新聞または出版物は、郵送するを得ない。いつさいの者、商社、法人または社団が、右を輸送し、運搬し、発行し、頒布すること、または、一九一七年六月十五日の「間諜行為に関する法律」の規定により郵送することができない物件を輸送し、運搬し、発行し、頒布することは、違法とする。ただし、大蔵省は、外國語で印刷された印刷物、新聞、その他の出版物が前記の制限または條件に服さないで印刷、発行または頒布されても現戦争に於ける合衆国の行動を害しないことにつき十分なる証明あるときは、該印刷物、新聞または発行者に対して右制限または條件に服なさいで印刷物、新聞その他出版物を印刷、発行または流布することができる許可証を發給せしめることができる。該許可証は、大蔵省の裁量で取消すことができる。郵便總局長/*Master General*は、許可をうけた印刷物、新聞または出版物が発行されている土地の郵便局の郵便局長に対して、該許可証または許可取消書の写を送付しなければならない。許

可をうけて印刷、発行または頒布されているいつさいの物件には、その冒頭に次語で明瞭に印（局名を記載する）の郵便局に届出、（本法律文の日付を記載する）の法律による許可証にもとづき発行し、頒布する旨なる語を記載しなければならない。

本節の規定で定められた趣意文に関して虚偽の陳述をふくめる宣誓陳述書を作成した者は偽証罪にとわれ、一九〇九年の「合衆国刑法を法典化し、改正し、修正するための法律」第一二五節により偽証罪につき定められた刑罰に服さなければならぬ。意識して、本節の他の要件に違反した、いつさいの者、商社、法人、または社団は、五〇〇ドル以下の罰金、または、一年以下の禁錮、または裁判所の裁量によつては、罰金と禁錮の併科に処せられる。

（一九一七年十月六日大蔵大臣署名）

「ウインズロー法」(一九二三年三月四日)

第一節(修正)

修正せられた对敵取引禁止法第九節を次のように修正する。

第九節

(4) 敵人または敵の同盟国民でない者であつて、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、または、外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産に關して、なんうかの利益、权利または権原を請求する权利を有する者、または、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた財産または財産の部分、または外國財産管理人によつて差押えられ、外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟国民に対して金銭債権せうれている財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟国民に対して金銭債

权を有する者は、外國財産管理人が要求する様式で、外國財産管理人が要求する事項を記載した請求通知書を、宣誓のうえ、外國財産管理人に提出することができる。請求权者の申請があつたときは、大統領は、外國財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産、または該現金または財産について生じた利息であつて、大統領の決定によつて請求权者に請求权あるものとせられた利息を、請求权者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命ずることができる。ただし、いかなる者も、大統領の命令があつたために、該現金またはその他の財産について有する权利、権原または利益を確認するためには、請求权者を相手として普通法上または衡平法上の訴を提起する权利をうばわれることはない。申請を提出してから六十日以内に大統領の命令がなかつたとき、または、請求权者が前記の通知書を提出したけれども大統領に對してなんらの申請をも提出しなかつたときにおいては、請求权者は、請求する权利を有する利益、权利、権原または金銭債権を確認するために、コロンビア区最高裁判所、または、請求权者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる営業所が所在する地方)を管轄する合衆国地方裁判所に、

国財産管理人または合衆国出納局長が被告となる。確認せられたときは、裁判所は、外

金または財産について生じた利息であつて、裁判所の決定によつて請求权者に請求あるものとせられた利息を、請求权者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命じなければならぬ。訴訟が提起せられたときは、該現金または財産は、請求权者の主張を認めた終局判決が、裁判所の命令にもとづいて、被告、外国財産管理人または合衆国出納局長によつて行われた支払、譲渡、移転または引渡によつて完全に履行せられるまでは、または、終局判決が請求权者の主張を却下するか、奇かその他の方法で終結するまでは、本法が定めるところにより、外国財産管理人の管理下に、または、合衆国國庫に留置せらるべきなければならない。

(4) 大統領は、本法にもとづき外國財産管理人に譲渡せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産の所有者、または、外國財産管理人により差押えられ、外國

財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が、外國財産管理人に対する該現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または支払が要求せられたときに、または、該現金またはその他の財産が自発的に外國財産管理人に引渡されたときに、または該現金またはその他の財産が外國財産管理人に差押えられたときに、左の各号のいすれかに該当するものであつたことを決定した場合においては、特に申請がなくとも、外國財産管理人または合衆国出納局長により保管せられている現金その他の財産、または右について生じた利息であつて、大統領の決定により該所有者が請求权を有するとせられた利息を、該所有者、または、該財産を外國財産管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払つた者に、支払い、譲渡し、移転し、引渡すべきことを命令することができる。

(1) ドイツ國、オーストリア國、またはオーストリア・ハンガリー國以外の國、州、

または自由市の市民または臣民。ただし、該現金またはその他の財産が返還されるときにおいても、右の國、洲、または自由市の市民または臣民であることを要する。

(2) 婚姻のとき、戦争中ひきつじき中立国であつた國の市民または臣民であつた女子、または戦争中合衆國の連合國であつた國の市民または臣民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該當財産が該女子により、一九一七年一月一日以降において直接たると間接たると向わらず、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。

(3) 婚姻のとき、合衆國の市民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該財産が該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たると向わらず、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。もしくは、合衆國に住所を有する合衆國の市民の娘であつて、自う合衆國に住所を有し、またはかつて有したことのある女子、または、該女子が死亡しているときは、その未成年の娘。

(4)

ドイツ、オーストリア、ハンガリーまたはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、合衆國とドイツ、オーストリア、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國との外交關係が断絶したときに、それぞれの国の外交官または領事官として合衆國に派遣せられていた者、またはその妻または未成年の子、ただし、該當現金またはその他の財産が外交官または領事官たるの資格にもとづくその勤務を理由として合衆国内外に所在したものであることを要する。

(5) ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、*Statutes* 第四〇六七節、第四〇六八節、第四〇七〇節の規定及び右規定にもとづく公示及び規則の規定によつて、拘禁のち合衆國陸軍省の監視にうつされ、戦争中抑留せられ、本法による現金またはその他の財産の返還が行われるときに、合衆国内で生活している者。

(6) 合衆国外にある組合、社団その他の法人格なき人の集団、または、合衆國以外の国で設立せられた法人、ただし、該當現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または

支拂の要求、自発的引渡または差押のときにおいても、本法による該当現金またはその他の財産の返還のところにおいても、ドイツ国、オーストリア国またはオーストリア・ハンガリー國以外の國、州または自由市の市民または臣民によつて、完全に所有せられているものであることを要する。

(7) ブルガリア國またはトルコ國の政府またはその政治上、地方行政上の区別。

(8) ドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國。

ただし、該当現金またはその他の財産が、該政府の外交機關または領事機關の財産であつた場合にかぎる。

(9) 該当財産の譲渡、移転、引渡または支払の要求、自発的引渡、または差押のとくにドイツ國、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつた個人、または、右以外の國、州または自由市の市民または臣民で、い個人。ただし、該当現金、その他の財産または被徴せられたときのその売却代金の總額が一万ドルをこえないことを要する。一万ドルを超える部分が分割し得るときは、該

当現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、いかなる個人も本法にもとづいて外国財産管理人に譲渡され、移転せられ、引渡され、または支払われたとき、または外國財産管理人によつて差押えられたときに、組合、社団、法人格なき人の集団、または法人が所有していた現金またはその他の財産の返還を本号にもとづいて請求する権利はない。

(10) 組合、社団、法人格なき人の集団、または法人であつて、本節にもとづき別に現金、財産またはその一部の返還をうける権利をもたないもの。ただし、該当現金その他の財産、または横領せられたときのその売却代金が一万ドルをこえないことを要する、一万ドルをこえる部分が分割し得るときは、該現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、本号発効のときから六十日以内に合衆國の市民が保険組合または保険会社を相手としてなんらかの請求を外國財産管理人に提起したときは、該保険組合または保険会社は、該請求权が出訴期限法によつて消滅していると否とにかかわりなく、該請求权が満足せしめられるまでは、本号の規定を援用すること。

とはできない。

二五。

(II) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の國に主たる營業所を有する組合、社團、または法人格なき人の集団、またはドイツ、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國以外の國で組織されたまたは設立せられた法人。ただし、組合、社團、その他の法人格なき人の集団、または法人の管轄权、または、その出費または東洋の五割が、該現金または財産の譲渡、移転、引渡または支払の要求、自發的引渡、または差押のときにおいても、または該現金または財産の返還のときにおいても、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國以外の國、州または自由市の市民または臣民に帰属していることを要する。もつとも、本項は、本項の号によつて、いつさいの市民または臣民が有すべきいかなる権利をも害するものではない。

いがなる者も、(一) 一九一八年十一月一日以後において、ドイツ国、オーストリア國またはハンガリー国を一方の当事國として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタ

リーフ国、日本國中の三カ國以上を他方の当事國として、結ばれ、または結ばるべき平和條約の條項にもとづき、または、(二) 一九一四年八月四日現在で、完全にまたは部分的にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー國の領土の一部を構成していた地方を領有している國、州または自由市を一方の当事國として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタリーリー國、日本國中の三カ國以上を他方の当事國として、前記平和條約を実施するために結ばれ、または結ばるべき保約の條項にもとづき、当然に、または国籍選択权を行使してドイツ國またはオーストリア国またはハンガリー國以外の國、州または自由市の市民または臣民となり、またはなるべき者であるときは、たゞえ、本項の初めにかげた時期においてドイツ国、オーストリア国、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつても、本節の目的にてらして、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民とみなされることはない。本法にしごとき現金またはその他の財産の返還が申請せられたときに、ドイツ国、オーストリア國またはハンガリー國のいづれかの國の領土を一部を構成している州または自由市の市民

または臣民は、本節の目的にてらして、ドイツ國、オーストリア國またはハンガリー國の市民または臣民とみなされる。該所有者が返還物質領証を交付したとき、または該現金またはその他の財産を外國財產管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払うものが返還物質領証を交付したときは、該現金またはその他の財産に関する権利、収取または利益、または、大統領または外國財產管理人による該現金またはその他の財産の捕獲にもとづく損害の補償または賠償を請求を請求したる者または請求すべき者の請求权に關して、それがの場合に応じて、外國財產管理人または合衆國出納局長の責任、及び合衆國の責任を消滅及び免除せられたるものとする。ただし、故に定められた場合をのぞき、いかなる者も、その現金または財産が大統領によつて捕獲せられたことを理由として、該現金またはその他の財産について有すべき裁判、裁察または利益の確認を求める普通法上または衡平法上の訴訟を提起する権利を消滅せしめられることはない。

(八) 大統領が本節(四項)の規定にもとづき返還することができる現金またはその他の財産の所有者は、本節(四項)の規定にもとづき、該現金またはその他の財産の返還請求の通知書

を提出し、該請求の許可を大統領に申請し、本節(四項)の規定にもとづき、また同項と同様の効果で、該現金またはその他の財産の回復を求める衡平法上の訴を提起することができる。それぞれの場合に応じて、大統領または裁判所は、市民权及びその他の關係事項に関して、本節(四項)の規定により大統領が行うことができる決定と同様の決定をなすことができる。

(九) 生存していたならば、本節の規定により、その所有にかかる現金またはその他の財産の返還をうやかりし者が死亡したときは、その法定代理人は、本節(四項)の規定により、該現金またはその他の財産の返還請求を提起することができる。ただし、それぞれの場合に応じて、大統領または裁判所は、救濟をあたえるに先立つて、担保物の供与その他の方法による十分と思われる條件を課して、該法定代理人が、返還をうけた現金またはその他の財産の部分であつて本節(四項)による請求者となる資格なき者に分配せらるべき部分を、外國財產管理人に返納することを保証することができる。

(六) 戰争中合衆国の連合国であつた國の市民または臣民である者に対しては、本節にも

とすく、現金またはその他の財産の返還。または金銭債権の取立を認めない。ただし、該連合国が合衆国市民に對して互惠的權利を及ぼしたときは、このかぎりでない。また、金銭債権は、いかなる場合にも、一九一七年十月六日以前において請求権者に屬する金銭債権、または、本法により外國財産管理人または合衆国外國局長により保管せられている現金またはその他の財産に關し合衆国市民でない請求権者に生じた金銭債権でなければ、本節による取立をみとめられることはない。

(v) 本法で定められた場合をのぞいて、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産は、留置、差押、債权差押、信託処分、源制執行の対象となり、または裁判所の命令または判決に服することはない。

(vi) 本法にもとづいて、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または支払われた現金またはその他の財産、外國財産管理人によつて差押えられた現金またはその他の財産、または外國財産管理人または合衆国外國局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が死亡しているときは、そのへ合衆国における裁判所が正当

に選任したる)法定代理人は、(本節(二)項による請求を提起する権能がないときは)、(i) 境にもとづいて、該現金またはその他の財産に關する権利、財産または利益であつて、該所有者の死亡を理由として合衆国市民の所有に帰したもの回復するため、請求を提起することができる。ただし、該合衆国市民の市民权が、一九一八年十一月一日以降に提出された帰化願にもとづく帰化手続によつて取得せられたものであるときは、このかぎりでない。該法定代理人は、それぞれの場合に応じて大統領または裁判所が該合衆国市民へ充てしていいるときはその相続人または法定代理人)に分配せられていないいつさいの現金またはその他の財産の外國財産管理人に対する返納を保証するに足ると思う、違約金及び担保を付したる捺印証書を供与しなければならない。

(vii) 四項第九号及び第一〇号にもとづいて同一人に返還せらるべき現金またはその他の財産の總額は、該當管理財產勘定の數にかかわりなく、いかなる場合にも、一ドルをこえてはならぬ。

(viii) 累積せられた純収益、配当金、利息、年金、その他の利得は、本節(四)項第九号及び

第一〇号の目的にてらして、元金の一部とみなす。

二五六

(四) 本節の項及び同項第九号及び第一〇号の規定は、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または外國財産管理人によつて差押えられた特許、商標、権利、はり札、著作権、または右に開する権利または請求权、及び、右特許、商標、権利、はり札、著作権、または右に開する権利または請求権の売却、専用免許、その他処分により生じた代金には適用しない。ただし、外國財産管理人は、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または外國財産管理人によつて差押えられた特許、商標、権利、はり札、著作権または右に開する権利または請求権であつて、(二) 本法の規定にもとづいて売却、免許、その他の处分に付せられなかつたもの、(二) 本項発効のときに、合衆国または合衆国の領内が当事者となつてゐる訴訟の対象となつていないものを、敵人または敵の同盟国民である者をふくめて、いつさいの権利者に、価格の如何をとわず、返還する権利と義務を有する。

(五) もつとも、本節は、第一〇節により外國財産管理人に支払われる現金には適用し

#### 第二節 (追加)

修正せられた对戦取引禁止法に、左の諸節を追加する。

#### 第二〇節

、権利者の代理人、権利代理人、遺産代表者に対し、本法により現金またはその他の財産を譲渡し、移転し、引渡しまたは支払うためには、代理人、権利代理人または遺産代表者の手数料が、該現金またはその他の財産の価格の三分をこえないことを、それぞれの場合に応じ、大統領または裁判所に対し十分に立証しなければならない。ただし、本節のいかなる規定も代理人、権利代理人、遺産代表者の料金を該現金またはその他の財産の価格の三分と定め、三分の料金をもつていつさいの手数に開して受領することができる最高額と定めているものと、解釈されてはならない。意識して三分をこえる料金を受取つた者は、第一六節が定めるところにより处罚せられる。

#### 第二一節

二五七

本法の規定にもとづく帰化アメリカ市民の請求权は、一九〇七年三月二日署名せられた

「市民の国籍離脱及び在外市民の保護に関する法律」第二章第二項にもとづいて該帰化市民につき推定せられる国籍離脱を理由として否認せられることはない。ただし、該帰化市民は、合衆国不在中合衆国に対する忠誠が継続したこと、及び、合衆国に帰国したか帰国を希望したるも不可抗力による事情のため帰国ができなかつたことを、それぞれの場合に応じて大統領または裁判所に対し、十分に立証しなければならない。

## 第二二節

合衆国、または合衆国の州、扁額またはコロンビア区から逃亡している犯人は、本法の規定にもとづき財産または現金の返還をうける権利を有しない。

## 第二三節

外國財産管理人は、大統領が定める規定及び規則にもとづき、外國財産管理人が権利者のために受取している財産または現金、または合衆国出納局長が外國財産管理人の勘定において受取している財産または現金に関して、本節発効後において生じかつ收受した、純

収益、配当金、利息、年金その他の利得を、本節発効のときより、本節発効の後に、裁判者に支払わなければならぬ。ただし、いかなる者に対しても、毎年一万ドルをこえる金額を、本節にもとづいて支払われることはない。

## 第二四節

外國財産管理人は、本法にもとづいて、外國財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産に対して、公共団体が適法に課し、または課すべきいつさいの租税（特別課税をふくむ）を支払い、該現金またはその他の財産の所有、取扱または監視を保証するため、または該現金またはその他の財産を管理するため、外國財産管理人または外國財産管理人の受寄者において生じた必要経費を支払う权限を有する。該租税及び経費は、該租税が課せられ、または該経費が生じた現金またはその他の財産のなから、または（該現金またはその他の財産が右支払に不十分であるときは）同一人のために保管されている他の現金または財産のなかから、本法による請求または訴訟が提出されていても、支払われなければならない。

## 獨乙特別預託勘定による戦時請求権処理計画

この計画は、戦時請求権処理法案が通過したとして、同法で定められた獨乙特別預託勘定より、ドイツ国民及びアメリカ国民の戦時請求権が、いかにして払われるか、いかなる金額が支払われるか、何時までに支払われるかについての、計算上の見とおしを示したものであつて、一九二八年二月九日の上院財政委員会が作成したものである。(ドル未満省略)

## 混合委員会により認められるアメリカ国民の賠償額

(1) 死亡及び身体傷害に関する賠償額(三八三件)

元本

三、三八七、〇三〇

元本に対する利息へ一九二八年一月一日までの年利五分の計算)

七〇五、二四五

一九二八年一月二十三日までにあたえられる賠償(一九二八年一月一日までの利息をふくむ)。

(2) 十万ドル以下の賠償額(三〇四六件)

元本

一八、四五〇、四七九

四、〇九二、二七五

仲裁判決が定めた利息へ一九二八年一月一日まで、大体において年利五分の計算)

合計 二六、六一〇、二〇六

今後認められると推定せられる元本 二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

八、〇〇〇、〇〇〇

合計 二八、〇〇〇、〇〇〇

二九、四一〇、二〇六  
二六一

(3) 十万ドル以上の賠償額(一六二件)

元本

八九、〇〇四、一九二

仲裁判決が定めた利息(一九二八年一月一日まで、大体において年利五分の計算)

四〇、二二一、四八七

合計

一一九、二二五、六八〇

今後認められると推定せられる元本

二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

九、〇〇〇、〇〇〇

合計

二九、〇〇〇、〇〇〇

總額

一五八、二二五、六八〇

一九一、七二八、一六三

特別勘定に貸記せられる予定額

(1) 送還延期せられたドイツ財産の二割

四〇、〇〇〇、〇〇〇

(2) 未割当利益金のドイツ側持分

二五、〇〇〇、〇〇〇

(3) 総合請求委員会判決による受領分(一九二八年九月一日まで、二・二五分)

二三、〇〇〇、〇〇〇

(4) 船舶・電気局等に対する賠償準備金の半額

二五、〇〇〇、〇〇〇

總額

一一三、〇〇〇、〇〇〇

特別預託勘定からの支出予定額

(1) 死亡及び身体傷害賠償額の完全なる支払

四、〇九二、二七五

(2)

十万ドル未満の賠償額の支払 二九、四一〇、ニ〇六  
十万ドル超過賠償額から十万ドルの支払（一七八件）

(3)

一七、八〇〇、〇〇〇  
五ー、三〇二、四八二

(4) (1) 合計 一、セー〇、〇〇〇  
一九二八年一月一日までに支払わるべき支払金額へ同日  
までの利息をふくむ）

(5) 仲裁判決賠償額の八割の未払額へ一五三、四〇〇、〇〇〇  
ドルから(1)合計額を控除する）に対する一九二八年一  
月一日から一九二八年九月一日までの五分の利息

(6) 三、三大三、〇〇〇  
十万ドルをこえる請求の残高に割当てるべき残高

五六、七ニ四、五一七  
六一、六九七、五一七

(4) (6) 合計

(6)

(1) (6) 総計

一一三、〇〇〇、〇〇〇

以上は、一九二八年度（一九二八年一月一日から一九二八年九月一日まで）の処理計画  
である（註、一五三、四〇〇、〇〇〇ドル）アメリカ國民賠償額一九一、七二八、一六二ド  
ルの八割）。一九二九年度以降の処理計画は次のようである。

(二) 一九二九年度（一九二八年九月一日から一九二九年九月一日まで）。

(1) 債記勘定

アメリカ國民請求の未払額（請求の八割、一五三、四

〇〇、〇〇〇ドルと、それに対する一九二八年一月一日  
から一九二八年九月一日までの利息（五分）五、一一三、  
〇〇〇ドルとの合計額一五八、五一三、〇〇〇ドルから、  
一九二八年年度支払予定期一一三、〇〇〇、〇〇〇ドルを差  
引いた残高）。

四五、五一三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

(2)

一九二九年度ドーズ案年賦金一〇、七〇〇、〇〇〇

二六六

(4) 船舶、電電局等に対する賠償準備金の残高

二五、〇〇〇、〇〇〇

(4) + (4)

差引次年度に借記せられる金額

三五、七〇〇、〇〇〇

(二) 一九三〇年度へ一九二九年九月一日より一九三〇年九月一日まで

(2)

前年度より借記せられた金額一二、〇八九、〇〇〇

ドルに対する一九三〇年度利息(五分)

六〇、四、〇〇〇

(2)

アメリカ国民の請求権の二割(三七、三〇〇、〇〇〇

ドル)に対する一九二八年一月一日から一九三〇年九

月一日までの利息(五分)

四、九七五、〇〇〇

(二) 一九三〇年九月一日より一九三一年九月一日まで

(1)

借記勘定

一九三〇年九月一日より一九三一年九月一日まで

(2)

借記勘定

一九三〇年九月一日より一九三一年九月一日まで

(1) 借記勘定

(a) 前年度より繰越された借記勘定

一五、一六八、〇〇〇

(b) 前年度(b)、(c)、(d)により元本になつた金額に対する

一九三一年度利息 六、三六五、〇〇〇

合計 ニ一、五三三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三一年度ドーズ率年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

(四) 一九三二年度へ一九三一年九月一日より一九三二年九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記勘定 一〇、八三三、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(b)、(c)、(d)により元本となつた金額

(c) 一九三一年度(b)、(c)、(d)により元本になつた金額

一〇、八三三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三二年度ドーズ率年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に貸記せられる金額

(五) 一九三三年度へ一九三二年九月一日より一九三三年九月一日まで)

(1) 借記勘定

(a) 前年度から繰越された借記金額 六、四九八、〇〇〇

(b) 一九三〇年度(b)、(c)、(d)により元本となつた金額に

対する一九三三年度利息 六、三六五、〇〇〇

合計 一二、八六三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三三年度ドーズ率年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

二、一六三、〇〇〇

(六) 一九三四年度へ一九三三年九月一日より一九三四年九月一日まで

(1) 借記勘定

(1) 前年度から譲り受けた借記金額二、一六三、〇〇〇

(2) 一九三〇年度(1), (2), (3)により元本となつた金額に  
対する一九三四年度利息(立分)六、三六五、〇〇〇

合計 八、五二八、〇〇〇

(2) 債記勘定

一九三四年度ドーズ案年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に貸記せられる金額

二、一七二、〇〇〇

ところで、一九三四年度までの計画では、アメリカ国民の死亡及び身体傷害に関する請求権、十万ドル以下の請求権、十万ドル以上の請求権の十万ドルに相当する部分は弁済せられるけれども、巨賃な(十万ドルをこえる)請求権の二割(元本三七、〇〇〇、〇〇〇ドル)

は弁済せられていない。そのほかアメリカ政府の請求権六千万ドル余がある。その額は、利息とともに一九三四年九月一日で、一二七、三〇〇、〇〇〇ドルに達する。これから、一九三五年度に貸記されるニ、一七二、〇〇〇ドルを差引いた一二五、一二八、〇〇〇ドルを、ドーズ案年賦金へ一〇、七〇〇、〇〇〇ドルで償還するとすれば、ヘ利息をふくめて一九三四年九月一日から十八年位かかる(一九五二年頃)。

(1) 優先請求権の利息を支払うに六年。

(2) 一二五、一二八、〇〇〇ドルとその利息を完全に支払うに十八年。

(3) 未剰当利益金を支払うに二年四ヶ月。

合計二十六年四ヶ月かかる。すなわち、一九六一年にならないと完済することができない。このときははじめて特別勘定が解消する。

- (4) 敵人または敵の同盟国民は、合衆国において、発明特許の出願、商標、権利、はり  
れまたは著作権の登録の出願を提出または完遂し、現行法律の規定に従い、現行法律の要  
求する特許料または登録料を納付し、出願を提出または完遂するために代履行人または代理  
人に料金を支払うことができる。戦争中において、または戦機六ヵ月以内に、戦争のために  
に生じた事情のために、法律で定められた期間内に法律が要求する出願を提出し、公の料  
金を納付し、または行為をなすことができなかつた、敵人または敵の同盟国民に対しては、  
法律で定められた期間を九ヵ月延長することができる。ただし、出願人が市民、臣民または  
は法人である國においても、合衆國の市民または法人に対して同様の特权を実際に許与し、  
ていることを要する。
- (5) 合衆国の市民または合衆国内で組織せられた法人は、大統領の許可を得て、特許、  
商標、権利、はり及び著作権に関する税、年金  
または料金を、敵人または敵の同盟国民に支拂うことができる。合衆國の市民または合衆  
国内で組織せられた法人は、敵国または敵の同盟国において、発明特許、商標、権利、はり

りれまたは著作権の登録、出願を提出または完遂し、法律の定める特許料または登録料を納付し、各個の場合において大統領が統制する最高額の範囲において慣例の代理料を支払うことができる。ただし、右出願は、まず大統領に提出し、提出の特許をうけなければならぬ。

(iv) 合衆国市民または合衆国内で組織された法人であつて、敵人または敵の同盟者の所有または管理にかかる、機械、製品、調合物、意匠、商標、模型、はりれ、特許された方法または著作物を、戦争状態が存続する期間内において、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめんと希望する者は、大統領に專用特許を申請することができる。大統領は、その最直と思う所に従つて、独占的または非独占的免許を許与する权限を有する。ただし、右許与が公共の福祉に合致し、申請人が誠實に、右機械、製品、調合物、意匠、方法、商標、模型、はりれまたは著作物を、製造し、製造せしめ、使用し、実施し、実施せしめる能力と意思を有するものと判断せられることを要する。大統領は、専用免許の條件を定め、合衆国際海軍の保護ならびに戦勝のために必要な商品及び生産品の西愁

を定め、免許許与に関する規定及び規則を定め、百ドルをこえず、また別に定めるところにより預託せられた資金の一分をこえない限度において専用免許料を定めることができる。敵人または敵の同盟国民であつて、特許証、商標、模型、はりれ、著作権、その他の所有者たる者が、専用権者を被告として専用権者が専用免許にもとづいて行つた事柄を理由として提起した、普通法上または訴訟法の侵害訴訟、損害賠償訴訟、実施料請求訴訟、その他補償金請求訴訟において、右免許証をもつて、抗弁することができる。ただし、(v) 項に定むる場合は、このかぎりでない。

(v) 専用権者は、大統領に対して、専用免許の使用及び利用の程度、ならびに收受せる代価について、大統領が定むる様式で、大統領が定める期間に（少くとも年一回は）、完全なる報告を提出しなければならない。専用権者は、外國財産管理人に対して、その要求があつたときに、発明品の販売、または、商標、模型、はりれまたは著作物の使用により收受した總金額の五分をこえない金額を支払わなければならない。また大統領の命令があつたときには、発明、商標、模型、はりれまたは著作物の使用が専用権者に対して有する

価値であつて、大統領によつて登記せうれた価値の五分を、同様に支払わなければならぬ。右によつて支払われた金額は外國財産管理人によつて特許、商標、権利、はり札または著作権の登録の専用権者及び所有者の信託資金として、合衆国財務省に預託せられ、その払出は、本節の項に規定する場合には裁判所の命令にもとづき、または外國財産管理人の指令にもとづき、國庫により行わるべきものとする。

(内) 本法によつて許与せられた専用免許の存続期間は、本法の規定により解除または終了せしめられる場合とのぞき、専用免許状で定められた期間、専用免許状に期間の制限なきときは、専用免許が許与せられた特許、または、商標、権利、はり札、著作権の登録の期間とする。専用権者が、本法の規定または専用免許の條件を侵犯したときは、大統領は相当なる通告及び審査をなしたるうえで、大統領が許与した専用免許を取消すことができる。

(iv) 本法により専用免許が許与せられた特許、商標、権利、はり札または著作権の所有者は、戦争終了ののちにおいて、戦争終了のときより一ヵ年をこえない期間において、並

用権者から特許、商標、権利、はり札または著作物の使用及び利用の权利を回復するため、専用権者を相手どつて専用権者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる営業所が所在する地方へを管轄する合衆国地方裁判所に、衡平法上の訴状を提出することができ（訴訟においては合衆国出納局長が当事者となることができる）。ただし、右により訴が提起せられたときは、訴訟登録の日より三十日以内に、外國財産管理人に通知状を提出しなければならない。また、専用権者は、専用免許状が許与せられていなかつたならば、該用すべかりしいつさいの抗弁をなすことができる。裁判所は、正当の裁判を経て、所有者に相当の補償金を支払うべき判決をなすことができる。終局判決上の金額は、裁判所の命令あるときは、専用権者が予託した資金中より、特許の所有者に支払わなければならぬ。ただし、該預託金が判決を満足せしめる金額であることを要する。終局判決上の金額を支払つたのに、預託金に残高あるときは、この残高は、外國財産管理人の命令にもとづいて専用権者に返却されなければならない。戦争終了のときより一ヵ年以内に訴が提起せられなかつたとき、または右に要求されている通知状が提出せられなかつたときは、専

用权者は引きつづき預託をなすの義務を負わず、専用权者が預託したいつさいの資金は、外國財産管理人の命令にもとづき、専用权者に払戻さなければならぬ。右に定めると、よりにより訴が提起せられ、かつ通知状が提出せられたとき、または右に定めるところにより資金が払戻されたときは、大統領に引きつづき報告をなすやうに専用权者の義務は消滅する。

右に定めるところにより訴が提起せられたときは、裁判所は、何どきといえども、専用免許の期間を終了せしめ、不後、専用权者の侵害を阻止する命令を発することができる。専用权者が訴の提起前に、専用免許状にもとづいて資本を投資しているときは、裁判所は、正当かつ相当と思われる期間、條件及び補償金を付して、専用免許を存続せしめることができる。

(ト) 敵人または敵の同盟国民は、合衆国で所有または管理している特許証、商標、特許はり札または著作権の侵害を事由として、本法による専用权者以外の者を相手どつて合衆国が文藝状態になかつたなれば許されるはずの方法と範囲で、和平法上の訴訟を提起し得る。

（メ）訴の提起前または提起後において、敵人または敵の同盟国民が、合衆国内にあるを防ぐことができる。ただし、三十日以内に外國財産管理人に通知せられたのちでなければ、裁判所は、該敵人または敵の同盟国民に有利なる判決をなすことはできない。右通知は、書面により、かつ連邦裁判上の民事訴訟手続と同様の方法で提出せられなければならない。

（モ）訴の提起前または提起後において、敵人または敵の同盟国民が、合衆国内にあるを防ぐべきである。また、戦争を危険ならしめると思うときは、戦争終了のときまで、發明を秘密とし、特許をあたえないよう命ることができる。ただし、特許出願中に示されている發明が、右命令に違反して公けにせられたこと、または、該發明に関する特許が特許局長の同意または許可を得ないで、または大統領の特許を得ないで、外國で發明書、その譲受人または法律上の代理人によつて出願せられたことが、特許局長によつ

て確認せられたときは、該聲明に関する権利は抛弃せられたものとみなされる。<sup>二三。</sup>

右の規定により特許をあたえられなかつた聲明特許の出願人は、大統領の命令に忠実に服従してその聲明を合衆国政府の使用に供与したときは、政府による使用の開始のときから賠償をうける権利を有し、請求裁判所 *Court of the Claims* に賠償請求の訴をなす権利を有する。ただし、終局的に特許权を得たときにかぎる。

#### (第一二節) 一 輸入の禁止

現戦争中、大統領が、公の安全上必要ありとして公示を発したときは、公示にかかげられた商品を公示にかかげられた國から、合衆国に輸入することは違法とする。ただし大統領または議会による別段の命令があるまでは、大統領が定める時期において、大統領が定める規則または命令にもとづいて、大統領が定める制限及び除外例に従つて行う輸入は、このかぎりでない。もつとも、特定國の港湾に、他の國の港湾以上の優先权をあたえてはならぬ。

#### (第一二節) 敵産の管理

本法にもとづいて、外國財産管理人に支払われ、または外國財産管理人が收受したいつさいの現金（一覽辨の小切手及び支払指図書をふくむ）は、直ちに、合衆國國庫に預託せられ、財務省長官は、大統領が該預託金、投資及び証券の売却に關して定めた規定及び規則に準由して、合衆國公債または合衆國債務証券に投資及び再投資することができる。該爭終了のうちに、大統領が必要と思うときは、直ちに、該証券は売却せられ、その売却代金は國庫に預託せられなければならない。

外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または支払われた、その他の敵人または敵の同盟國民の財産は、左に別段の規定ある場合をのぞいて、外國財産管理人によつて、之全に保管せられなければならない。大統領は、合衆国に住所を有し、合衆国で事業を行つてゐる、銀行、信託会社、その他適當と思われる受寄者を指定して、敵人または敵の同盟國民の財産の受寄者となす权限を有する。外國財産管理人は、株式、公債、手形、定期払指図書、定期払轉手形、その他の証券、または財産へ財務長官に預託せらるべき現金、または一覽辨小切手及び支払指図書そのそく）を、指定受寄者または財務長官に預託す

ことができる。指定受寄者は、支払期限の到来した配当金及び利息、及び、外国財産管理人の勘定において保管されている満期債権を取立てることができる。取立てにより外国財産管理人の勘定に入ったいつさいの現金は、直ちに、受託者または外国財産管理人によつて、前記の定めにより、合衆国国庫に支払われて預託せられなければならない。

大統領は、指定受寄者に対して、預託財産を保護するために十分と思う捺印證書——大統領が指令する條件を付した捺印証書——の作成及び提出を要求しなければならない。

外国財産管理人は、本法の規定にもとづいて占有するにいたつたいつさいの財産へ完全きのぞくしに關して、普通法上の受取者が有するいつさいの監査を有し、大統領の監査と指令のもとで、大統領が定める規定及び規則にしたがつて、行動しなければならない。外国財産管理人は、本法の規定にもとづいて占有するにいたつたいつさいの財産を管理し、該財産に関してなんらかの行為をなし、または、該財産の滅失を防止し、保全するため、または、該財産及び权利について合衆国が有する利益、または該財産またはその売却代金について終局の权利を有すべき者が有する利益を保安し保護するため必要であるときによつて、

いて、売却その他の方法で該財産またはその一部を处分し、該財産または財産の所有者に附隨する、または附隨すべきいつさいの权利を行使することができる、合衆国で設立された法人、合衆国内に所在する法人格なき社団または組合、または受託者であつて、株式証書または受益持分を表示するその他の証書を発行しているものは、株式または持分を表示する証書を提示して請求せられたときは、その帳簿上の株式または証書の名義を外国財産管理人名義に書換えなければならない。外国財産管理人は、右により売却した財産または权利の売却代金を、前記規定により、直ちに合衆国国庫に預託しなければならない。

本法の規定により、外国財産管理人に支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡さるべき、または支払い、譲渡し、移転し、または引渡すことのできる、いつさいの現金または財産は、外国財産管理人の命令書により指揮せられたときは、外国財産管理人に対して行われたと同様の効果をもつて、合衆国出納局長に、支払われ、譲渡せられ、移転せられ、または引渡されなければならない。

外国財産管理人により收納せられ保管されている現金またはその他の財産、または、合

米国國庫に預託せられている現金またはその他の財産に対する、敵人または敵の同盟國の請求权は、戦争終了ののちにおいて、議会の定めるところにより、処理せられなければならない。

(二三四)

ただし、第九節で定められた大統領の命令があつたときは、直ちに、それの場合に応じて、第一の節で定められた裁判所の命令があつたときは、直ちに、それぞれの場合に応じて、外國財産管理人または合衆国外出納局長は、大統領の命令または裁判所の終局判決に応ずるため必要な限度において、外國財産管理人または合衆国外出納局長が保管する敵人または敵の同盟國の財産を、大統領の命令または裁判所の終局判決が指定する者に譲渡し、移転し、支払わなければならぬ。また、合衆国外出納局長は、外國財産管理人の命令があつたときは、第一〇節の規定により専用放者か預託した資金を、専用放者に払戻さなければならぬ。

#### (第一三節) — 船積の宣誓陳述書

現戦争中、船長または船舶を賣っている者は、一九一七年六月十五日の法律によつて改正せられた Revised Statutes 第四一九七節、第四一九八節及び第四二〇節により、外

國向船舶に出航免状が発給せられる先立ち船長及荷主の積荷明細書に明示すべきことが要求せられてゐる事項のほかに、出荷前に、船舶が所有する地方の内税徵收官に宣誓陳述書を提出して、積荷が本法に違反して船積せられまたは引渡されるものでないことを証言しなければならぬ。右船舶の所有者、荷主または荷送人も亦、同様な方法で、荷積または船積した積荷またはその部分に關して、内税徵收官に宣誓陳述書を提出しなければならぬ。該陳述書には、積荷の現実の荷受人の姓名及び住所、船積が銀行、その他の仲買人、居屋または代理人にあて、行わたとときは、船積が自己の勘定で行われた現実の荷受人である者の姓名及び住所を記載しなければならぬ。船長または船舶の管理している者は、積荷が仕向港に到着したときには、積荷証明書の写と、船長、船舶所有者、荷主、または荷受け人の陳述書の写とを、積荷があつされた地方のアメリカ領事館に提出しなければならない。

#### (第一四節) 出航の禁止

現戦争中何時といえども、積荷證明書、もたば前節で要求せられている宣誓陳述書が處

(二三五)

爲であると信すべき相当の理由があるとき、または内國船たると外國船たるとを問わず、船舶が敵人または敵の同盟国民に向けて、またはその者の勘定において、またはその者の利益のために、なんらかの財産を合衆国外に輸出せんとし、または、その輸出、輸出または輸出が法律違反である財産またはものを合衆国外に輸送せんとしていると信すべき相当の理由があるときは、該船舶が所在する地方の關稅徵集官は、大統領による再審査を條件として、法律上出航免狀を発給せねばならぬ内國船、または外國船に対して、出航免狀の發給を拒絶し、また法律上出航免狀の發給を要しない内國船、または外國船の所有者、船長、該船舶を指揮または管理している者に正規の告知状を送達して、該船舶の出航を禁止する权限を有する。右にかかわらず、該船舶が出航することは、違法とみなす。

**關稅徵** 官は、現戦争中、輸出荷中に包含されている金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣の金塊を、その都度、大統領に報告しなければならない。該報告には、荷送人及荷受人の住所、氏名、及びその船舶に因して徵收官が知悉せる事実、とくに金銀貨、金銀塊または合衆國貨幣を敵人または敵の同盟国民に引渡す意思があること、または、右が敵人または

は敵の同盟国民に引渡される恐れあることを証すべき事実の有無を記載しなければならぬ。

#### (第一五節) — 法律施行費

合衆国回華に現金のなから、四五万ドルの金塊を準備して、大統領の裁量で、一九一八年六月三十日をもつて終る会計年度中における本法実施の経費、本法にもとづいて廉入された者の俸給費、並びに、輸送、コロンビア区の事務所の維持、家賃、参考書、定期刊行物、文房具類、タイプライター、雑品、政府印刷局による印刷に要する経費、及び右にふくまれない必要経費にあることがである。

#### (第一六節) — 罰則

故意に、本法の規定、本法にもとづいて発せられた特許、規定または規則に違反した者は、本法の規定にもとづいて発せられた大統領の命令に違反し、これに従うことを怠り、または拒んだ者は、一万ドル以下の罰金に処せられる。自然人であるときは、十年以下の禁錮、または右禁錮と罰金との併科に処せられる。情を知つて右の違反行為に関与した法人の役

員、理事または代理人も、同様の罰金、禁錮またはその併科に処せられる。右違反行為

關係ある財産、資金、証券、書面、その他の物品または書類、船舶、ならびにその索具、  
装具、家具、航海用具は、合衆国のために没収せられる。

#### (第一七節) 合衆国地方裁判所

合衆国地方裁判所は、通知、告知その他に關する規則、本法の規定を実施するに爭め必要かつ適當と思われる命令、判決、及び手続を定めまたは發し、ならびに一九一一年三月三日の「裁判所に關する法律を法典化し改定し修正するための法律」第一二八節及び第二三八節が定める合衆国地方裁判所の終局命令及び判決に対する上訴权の手続であつて本法の規定を実施するにあらかじめ必要かつ適當と思われる手続を定める权限をあたえられる

#### (第一八節) 比島及び運河地方裁判所

ヒリッピン諸島における第一審裁判所及びパナマ運河地方裁判所は、それぞれの地区に犯された本法上の犯罪につき管轄权を有し、かつ、公海で犯された本法上の犯罪につき及び、一九〇九年三月四日の「合衆国刑法を法典化し、改訂し、修正するための法律」

三七節で定義された犯罪を犯さんとする共同謀議につき、合衆国地方裁判所と競合管轄权を有する。該法律第三七條は、本法の目的にてうして、ヒリッピン諸島及びパナマ運河地帶に適用する。

#### (第一九節) — 外國語出版物

いつさいの者、商社、法人または社団が、合衆国政府または現戦争に參加している国の政府に関する記事、論説、その他の印刷事項、その政策、國際關係、戰況、右に關するその他の事項を、外國語で、印刷し、発行し、流布し、または印刷・発行、流布せしめることは、本法署名後十日目から戦争終了のときまでは、違法とみなされる。ただし、本節の規定は、発行者または頒布者が、郵送するにあたり、または郵送にさき立ち、公衆に頒布する方法の如何を向わず、発行地の郵便局長に、刊行物に記載されているいつさいの事項を真正にして完全なる確実を、宣誓陳述書をそえて提出し、各写毎に記事、論説その他の事項の冒頭に、英語で明確に可……（本法制定の日付を記載する）の法律が定めるところにより、……日……の（譲譯を提出した日付と郵便局名を記載する）郵便局長に、実正

なる翻訳提出済となる語を印刷せしめたときは、該印刷物、新聞、その他出版物に適用しない。

本節の規定に準拠しない外國語の印刷物、新聞または出版物は、郵送するを得ない。いつさいの者、商社、法人または社団が、右を輸送し、運搬し、発行し、頒布すること、または、一九一七年六月十五日の「同様行為に関する法律」の規定により郵送することができない物件を輸送し、運搬し、発行し、頒布することは、違法とする。ただし、大統領は、外國語で印刷された印刷物、新聞、その他の出版物が前記の制限または條件に服さないで印刷、発行または頒布されても現戦争に於ける合衆国の行動を害しないことにつき十分なる証明あるときは、該印刷物、新聞または発行者に対して右制限または條件に服なさいで印刷物、新聞その他の出版物を印刷、発行または流布することができる許可証を發給せしめることができる。該許可証は、大統領の裁量で取消すことができる。郵便總局長Postmaster Generalは、許可をうけた印刷物、新聞または出版物が発行されている土地の郵便局の郵便局長に対して、該許可証または許可取消書の字を送付しなければならない。許

可をうけて印刷、発行または頒布されているいつさいの物件には、その冒頭に英語で明瞭に句……（局名を記載する）の郵便局に届出、……（本法律の日付を記載する）の法律による許可証にもとづき発行し、頒布する旨なる語を記載しなければならない。

本節の規定で定められた翻訳文に関して虚偽の陳述をふくめる宣誓陳述書を作成した者は偽証罪にとられ、一九〇九年の「合衆国刑法を法典化し、改正し、修正するための法律」第一二五節により偽証罪につき定められた刑罰に服さなければならぬ。意識して、本節の他の要件に違反した、いつさいの者、商社、法人、または社団は、五〇〇ドル以下の罰金、または、一年以下の禁錮、または裁判所の裁量によつては、罰金と禁錮の併科に処せられる。

（一九一七年十月六日大統領署名）

## 「ウインズロー法」（一九二三年三月四日）

二四二

## 第一節（修正）

修正せられた對敵取引禁止法第九節を次のよう修正する。

## 第九節

(4) 敵人または敵の同盟国民でない者であつて、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、または、外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産に關して、なんらかの利益、权利または財産を請求する权利を有する者、または、外國財産管理人に対して譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた財産または財産の部分、または外國財産管理人によつて差押えられ、外國財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられていて財産または財産の部分を所有する敵人または敵の同盟国民に対して金銭債権

権を有する者は、外國財産管理人が要求する様式で、外國財産管理人が要求する事項を記載した請求通知書を、宣誓のうえ、外國財産管理人に提出することをできる。請求権者の申請があつたときは、大統領は、外國財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産、または該現金または財産について生じた利益であつて、大統領の決定によつて請求権者に請求権あるものとせられた利息を、請求権者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命ずることができる。ただし、いかなる者も、大統領の命令があつたために、該現金またはその他の財産について有する权利、权利または利益を確認するために、請求権者を相手として普通法上または衡平法上の訴を提起する权利をうばわれることはない。申請を提出してから六十日以内に大統領の命令がなかつたとき、または、請求権者が前記の通知書を提出したけれども大統領に対してなんらの申請をも提出しなかつたときにおいては、請求権者は、請求する权利を有する利益、权利、权利または全銭債権を確定するために、コロンビア最高裁判所、または、請求権者が住所を有する地方へ法人であるときは主たる営業所が所在する地方）を管轄する合衆国地方裁判所に、

公平法上の訴訟を提起することができる（訴訟においては、それぞれの場合によつて、外

国財産管理人または合衆国出納局長が被告となる）。確認せられたときは、裁判所は、外

金または財産について生じた利息であつて、裁判所の決定によつて請求権者に請求あるものとせられた利息を、請求権者に支払い、譲渡し、移転し、または引渡すべきことを命じなければならぬ。訴訟が提起せられたときは、該現金または財産は、請求権者の主義を認めた終局判決が、裁判所の命令にもとづいて、被告、外国財産管理人または合衆国出納局長によつて行われた支払、譲渡、移転または引渡によつて完全に履行せられるまでは、または、終局判決が請求権者の主張を却下するか、亦がその他の方法で終結するまでは、本法が定めるところにより、外国財産管理人の管理下に、または、合衆国国庫に留置せられなければならない。

（四）大統領は、本法にもとづき外國財産管理人に譲渡せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産の所有者、または、外国財産管理人により差押えられ、外國

財産管理人または合衆国出納局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が、外國財産管理人に対する該現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または支払が要求せられたときに、または、該現金またはその他の財産が自発的に外國財産管理人に引渡されたときに、または該現金またはその他の財産が外國財産管理人に差押えられたときに、左の各号のいずれかに該当するものであつたことを決定した場合においては、特に申請がなくても、外國財産管理人または合衆国出納局長により保管せられている現金その他の財産、または右について生じた利息であつて、大統領の決定により該所有者が請求权を有するとせられた利息を、該所有者、または、該財産を外國財産管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払つた者に、支払い、譲渡し、移転し、引渡すべきことを命令することができる。

（五）ドイツ国、オーストリア国、またはオーストリア・ハンガリー国以外の国、州、

または自由市の市民または臣民。ただし、該現金またはその他の財産が返還されるときにおいても、右の国、州、または自由市の市民または臣民であることを要する。

(2) 婚姻のとき、戦争中ひきつづき中立國であつた國の市民または臣民であつた女子、または戦争中合衆國の連合國であつた國の市民または臣民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該當財産が該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たるとを問わず、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。

(3) 婚姻のとき、合衆國の市民であつた女子であつて、一九一七年四月六日以前に、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民と結婚した女子。ただし、該財産が該女子により、一九一七年一月一日以降において、直接たると間接たるとをとらず、ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の臣民または市民から、取得せられたものでないことを要する。もしくば、合衆國に住所を有する合衆國の市民の娘であつて、自う合衆国に住所を有し、またはかつて有したことのある女子、または、該女子が死亡しているときは、その未成年の娘。

(4)

ドイツ、オーストリア、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、合衆國とドイツ、オーストリア、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國との外交關係が断絶したときに、それぞれの国の外交官または領事官として合衆國に派遣せっていた者、またはその妻または未成年の子、ただし、該當現金またはその他の財産が外交官または領事官たるの資格にもとづくその勅秀を理由として合衆国内に所在したものであることを要する。

(5)

ドイツまたはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつて、*regular Statutes* 第四〇六七節、第四〇六八節、第四〇七〇節の規定及び右規定にもとづく公示及び規則の規定によつて、拘禁のうち合衆國陸軍省の監視にうつされ、戦争中抑留せられ、本法による現金またはその他の財産の返還が行われるときに、合衆国内で生活している者。

(6) 合衆国外にある組合、社團その他の法人格なき人の集団、または、合衆國以外の国で設立せられた法人。ただし、該當現金またはその他の財産の譲渡、移転、引渡または

支拂の要求、自発的引渡または差押のときにおいても、本法による該当現金またはその他の財産の返還のときにあいても、ドイツ国、オーストリア国またはオーストリア・ハンガリー國以外の國、州または自由市の市民または臣民によつて、完全に所有せられたるものであることを要する。

二四八

(7) ブルガリア國またはトルコ國の政府またはその政治上、地方行政上の区画。  
(8) ドイツ国、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國。ただし、該当現金またはその他の財産が、該政府の外交機関または領事機關の財産であつた場合にかぎる。

(9) 該当財産の譲渡、移転、引渡または支払の要求、自発的引渡、または差押のとき、にドイツ国、オーストリア國、ハンガリー國またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつた個人、または、右以外の國、州または自由市の市民または臣民でない個人。ただし、該当現金、その他、の財産または換価せられたときのその売却代金の譲渡水一万ドルをこえないことを要する。一万ドルを超える部分が分割し得るときは、該本号にもとづいて請求する権利はない。

当現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、いかなる個人も本法にもとづいて外国財産管理人に譲渡され、移転せられ、引渡されまたは支払われたとき、または外国財産管理人によつて差押之られたときに、組合、団、法人格なき人の集団、または法人が所有していた現金またはその他の財産の返還本号にもとづいて請求する権利はない。

(10) 組合、社団、法人格なき人の集団、または法人であつて、本節にもとづき別に現金、財産またはその一部の返還をうける権利をもたないもの。ただし、該当現金その他の財産、または被査せられたときのその売却代金が一万ドルをこえないことを要する。  
一万ドルをこえる部分が分割し得るときは、該現金または財産の一部を、一万ドルを限度として返還することができる。もつとも、本号発効のときから六十日以内に合衆國の市民が保険組合または保険会社を相手としてなんらかの請求を外国財産管理人に提起したときは、該保険組合または保険会社は、該請求权が消滅するまでは、本号の規定を援用するこ

とはできない。

二五。

(1) ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー国以外の國に主たる営業所を有する組合、社團、または法人格なき人の集団、またはドイツ、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國以外の國で組織されたまたは設立せられた法人。ただし、組合、社團、その他の法人格なき人の集団、または法人の管轄权、または、その出資または東洋の五割が、該現金または財産の譲渡移転、引取または支払の要求、自發的引渡、または差押のときにおいても、または該現金または財産の返還のときににおいても、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國以外の國、州または自由市の市民または臣民に帰属していることを要する。もつとも、本項は、本項の号によつて、いつさいの市民または臣民が有すべきいかなる権利をも害するものではない。

いかなる者も、(一) 一九一八年十一月十一日以降において、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー国を一方の当事國として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタ

リーリー国、日本國中の三ヶ国以上を他方の当事國として、結ばれ、または結ばるべき平和條約の條項にもとづき、または、(二) 一九一四年八月四日現在で、完全にまたは部分的にドイツ国またはオーストリア・ハンガリー國の領土の一部を構成していた地方を領有している國、州または自由市を一方の当事國として、合衆国及びイギリス国、フランス国、イタリーリー国、日本國中の三ヶ国以上を他方の当事國として、前記平和條約を実施するために結ばれ、または結ばるべき保約の條項にもとづき、当然に、または国籍選択权を行使して、ドイツ国またはオーストリア・ハンガリー國またはハンガリー國以外の國、州または自由市の市民または臣民となり、またはなるべき者であるときは、たとえ、本項の初めにかけた時期においてドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民であつても、本節の目的にてらして、ドイツ国、オーストリア国、ハンガリー国またはオーストリア・ハンガリー國の市民または臣民とみなされることはない。本法にもとづき現金またはその他の財産の返還が申請せられたときに、ドイツ国、オーストリア国またはハンガリー國のいづれかの國の領土を一部を構成している州または自由市の市民

または臣民は、本節の目的にてらして、ドイツ國、オーストリア國またはハンガリー國の市民または臣民とみなされる。該所有者が返還物受領証を交付したとき、または該現金またはその他の財産を外國財產管理人に譲渡し、移転し、引渡し、または支払うものが返還物受領証を交付したときは、該現金またはその他の財産に向する裁判、収取または利益、または、大統領または外國財產管理人による該現金またはその他の財産の補償にもとづく損害の補償または賠償を請求を請求したる者または請求すべき者の請求権に向して、それぞの場合に応じて、外國財產管理人または合衆国出納局長の責任、及び合衆国の責任は消滅及び免除せられたものとする。ただし、故に定められた場合をのぞき、いかなる者もその現金または財産が大統領によつて捕獲せられたことを理由として、該現金またはその他の財産について有すべき権利、収取または利益の確認を求める普通法上または衡平法上の訴訟を提起する権利を消滅せしめられることはない。

(八) 大統領が本節(四)項の規定にもとづき返還することができる現金またはその他の財産の所有者は、本節(四)項の規定にもとづき、該現金またはその他の財産の返還請求の通知書

を提出し、該請求の許可を大統領に申請し、本節(四)項の規定にもとづき、また同項と同様の効果で、該現金またはその他の財産の回復を求める衡平法上の訴を提起することができる。それぞの場合に応じて、大統領または裁判所は、市民权及びその他の關係事項に向して、本節(四)項の規定により大統領が行うことができる決定と同様の決定をなすことができる。

(九) 生存していたならば、本節の規定により、その所有にかかる現金またはその他の財産の返還をうやかりし者が死亡したときは、その法定代理人人は、本節(四)項の規定により、該現金またはその他の財産の返還請求を提起することができる。ただし、それぞの場合に応じて、大統領または裁判所は、裁決をあたえるに先立つて、担保物の供与その他の方法による十分と思われる條件を課して、該法定代理人人が、返還をうけた現金またはその他の財産の部分であつて本節(四)項による請求者となる資格なき者に分配せらるべき部分を、外國財產管理人に返納することを保証することができる。

(六) 戰争中合衆國の連合國であつた國の市民または臣民である者に対しては、本節にも

とすべく、現金またはその他の財産の返還、または金銭債権の取立を認めない。ただし、該連合国が合衆国の市民に対して互恵的権利を及ぼしたときは、このかぎりでない。また、金銭債権は、いかなる場合にも、一九一七年十月六日以前において請求権者に属する金銭債権、または、本法により外國財産管理人または合衆国外局長により保管せられている現金またはその他の財産に關し合衆国の市民でない請求権者に生じた金銭債権でなければ、本節による取立をみとめられることはない。

(v) 本法で定められた場合をのぞいて、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産は、留置、差押、債権差押、信託処分強制執行の対象となり、または裁判所の命令または判決に服することはない。

(vi) 本法にもとづいて、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、引渡され、または支払われた現金またはその他の財産、外國財産管理人によつて差押えられた現金またはその他の財産、または外國財産管理人または合衆国外局長によつて保管せられている現金またはその他の財産の所有者が死亡しているときは、そのへ合衆国における裁判所が正当

に選任したる)法定代理人は、(本節(二)項による請求を提起する権能がないときは)、(i)該項にもとづいて、該現金またはその他の財産に関する権利、权能または利益であつて、該所有者の死亡を理由として合衆国市民の所有に帰したもの回復するため、請求を提起することができる。ただし、該合衆国市民の市民权が、一九一八年十一月十一日以後に提出された帰化願にもとづく帰化手続によつて取得せられたものであるときは、このかぎりでない。該法定代理人は、それぞれの場合に応じて大統領または裁判所が該合衆国市民へ死亡しているときはその相続人または法定代理人)に分配せられていないいつさいの現金またはその他の財産の外國財産管理人に対する返納を保証するに足ると思う、違約金及び担保を付したる捺印証書を供与しなければならない。

(ii) 该項第九号及び第一〇号にもとづいて同一人に返還せらるべき現金またはその他の財産の總額は、該当管理財産勘定の數にかかわりなく、いかなる場合にも、一万ドルをこえてはならぬ。

(iii) 累積せられた純収益、配当金、利息、年金、その他の利得は、本節(四)項第2号及び

第一〇号の目的にてらして、元金の一部とみなす。

二五六

(iv) 本節の項及び同項第九号及び第一〇号の規定は、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられた、引渡され、または外國財産管理人によつて差押えられた特許、商標、権利、はり札、著作権、または右に開する権利または請求権、及び、右特許、商標、権利、はり札、著作権、または右に開する権利または請求権の売却、専用免許、その他の处分により生じた代金には適用しない。ただし、外國財産管理人は、外國財産管理人に譲渡せられ、移転せられ、または外國財産管理人によつて差押えられた特許、商標、権利、はり札、著作権または右に開する権利または請求権であつて、(v) 本法の規定にもとづいて売却、免許、その他処分に付せられたもの、(vi) 本項発効のときに、合衆国または合衆国の使領が当事者となつて訴訟の対象となつてしまひものを、敵人または敵の同盟国民である者をふくめて、いつさいの権利者に、価格の如何をとわず、返還する権利と義務を有する。

(v) もつとも、本節は、第一〇節により外國財産管理人に支払われる現金には適用しない。

い。

#### 第二節 (追加)

修正せられた对敵取引禁止法に、左の諸節を追加する。

#### 第二〇節

权利者の代理人、授権代理人、遺産代表者に対し、本法により現金またはその他の財産を譲渡し、移転し、引渡しましたは支払うためには、代理人、授権代理人または遺産代表者の手数料か、該現金またはその他の財産の価格の三分をこえないことを、それぞれの場合に応じ、大統領または裁判所に対し十分に立証しなければならない。ただし、本節のいかなる規定も代理人、授権代理人、遺産代表者の料金を該現金またはその他の財産の価格の三分と定め、三分の料金をもつていつさいの手数に開して受領することができる最高額と定めているものと、解釈され得るうなない。意感して三分をこえる料金を受取つた者は、第一六節が定めるところにより处罚せられる。

#### 第二一節

二五七

本法の規定にもとづく帰化アメリカ市民の請求权は、一九〇七年三月二日署名せられ

二五八

「市民の国籍離脱及び在外市民の保護に関する法律」第二節第二項にもとづいて該帰化市民につき推定せられる国籍離脱を理由として、否認せられることはない。ただし、該帰化市民は、合衆国不在中合衆国に対する忠誠が證明したこと、及び、合衆国に帰國したか、帰國を希望したるも不可抗力による事情のため帰国できなかつたことを、それぞれの場合に応じて大統領または裁判所に対し、十分に立証しなければならない。

## 第二二節

合衆国、または合衆国の州、扁額またはコロンビア区から逃亡している犯罪人は、本法の規定にもとづき財産または現金の返還をうける権利を有しない。

## 第二三節

外国財産管理人は、大統領が定める規定及び規則にもとづき、外国財産管理人が権利をのために受託している財産または現金、または合衆国出納局長が外国財産管理人の勘定において受託している財産または現金に関する権利を有しない。

## 第二四節

収益、配当金、利息、年金その他の利得を、本節発効のときより、本節発効の後に、権利者に支払わなければならぬ。ただし、いかなる者に対しても、毎年一万ドルをこえる金銭を、本節にもとづいて支払われることはない。

## 第二四節

外国財産管理人は、本法にもとづいて、外国財産管理人または合衆国出納局長が保管している現金またはその他の財産に対して、公共団体が適法に課し、または課すべきいつさいの租税（特別課税をふくむ）を支払い、該現金またはその他の財産の所有、取扱または監視を保証するため、または該現金またはその他の財産を管理するため、外国財産管理人または外国財産管理人の受寄者において生じた必要経費を支払う権限を有する。該租税及び経費は、該租税が課せられ、または該経費が生じた現金またはその他の財産のなかから、またはへ該現金またはその他の財産が右支払に不十分であるときは、同一人のために保管されている他の現金または財産のなかから、本法による請求または許水長出せられていても、支払われなければならない。

## 獨乙特別預託勘定による戦時請求権処理計画

この計画は、戦時請求権処理法案が通過したとして、同法で定められた獨乙特別預託勘定より、ドイツ国民及びアメリカ國民の戦時請求権が、いかにして払われるか、いかなる金額が支払われるか、何時までに支払われるかについての、計算上の見とおしき示したものであつて、一九二八年二月九日の上院財政委員会が作成したものである。(ドル未満省略)

## 混合委員会により認められるアメリカ國民の賠償額

## (1) 死亡及び身体傷害に関する賠償額(三八三件)

## 元本

三、三八七、〇五〇

元本に対する利息へ一九二八年一月一日までの年利五分の計算)

七〇五、二四五

一九二八年一月二十三日までにあたえられる賠償(一九二八年一月一日までの利息をふくむ)。

## (2) 十万ドル以下の賠償額(三〇四六件)

## 元本

一八、四五〇、四七九

仲裁判決が定めた利息へ一九二八年一月一日まで、大体において年利五分の計算)

合計 二六、六一〇、二〇六

今後認められると推定せられる元本 二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

八、〇〇〇、〇〇〇

合計 二八、〇〇〇、〇〇〇

總計

二九、四一〇、二〇六  
二六一

(3) 十万ドル以上の賠償額(一六二件)

元本

八九、〇〇四、一九二

仲裁判決が定めた利息(一九二八年一月一日まで、大体に  
おいて年利五分の計算)

四〇、二二一、四八七

合計

一一九、二二五、六八〇

今後認められると推定せられる元本

二〇、〇〇〇、〇〇〇

右に対する一九二八年一月一日までの利息

九、〇〇〇、〇〇〇

合計

二九、〇〇〇、〇〇〇

一五八、二二五、六八〇  
一九一、七二八、一六二

總額

一一三、〇〇〇、〇〇〇

特別勘定に實記せられる予定額

(1) 選選延期せられたドイツ財産の三割

四〇、〇〇〇、〇〇〇

(2) 未割当利益金のトイツ側持分

二五、〇〇〇、〇〇〇

(3) 混合請求委員会判決による受領分(一九二八年九月一  
日まで、二・二五分)

二三、〇〇〇、〇〇〇

(4) 船舶・電気局等に対する賠償準備金の半額

二五、〇〇〇、〇〇〇

總額

一一三、〇〇〇、〇〇〇

特別勘定からの支出予定額

(1) 死亡及び身体傷害賠償額の完全なる支払

四、〇九二、二七五

二六二

160

0000 0599

(2) 十万ドル未満の賠償額の支払 二九、四一〇、ニ〇六

十万ドル超過賠償額から十万ドルの支払（一七八件）

(3) 一七、八〇〇、〇〇〇

(4) 五一、三〇二、四八二  
一九二八年一月一日までに支払わるべき支払金額（同日  
までの利息をふくむ） 一、セ一〇、〇〇〇

(5) 申裁判決賠償額の八割の未払額（一五三、四〇〇、〇〇〇ドル  
から(1)-(3)合計額を控除する）に対する一九二八年一  
月一日から一九二八年九月一日までの五分の利息

(6) 三、三六三、〇〇〇  
十万ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(7) 六一、六九七、五一七

(8) 三、三六三、〇〇〇  
十万ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(9) 六一、六九七、五一七

(10) 三、三六三、〇〇〇  
十万ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(11) 六一、六九七、五一七

(12) 三、三六三、〇〇〇  
十万ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(13) 六一、六九七、五一七

(14) 三、三六三、〇〇〇  
十万ドルをこえる請求の残高に割当てらるべき残高

五六、七二四、五一七

(15) 六一、六九七、五一七

(16) 三、三六三、〇〇〇  
アメリカ国民請求の未払額へ請求の八割、一五三、四

以上は、一九二八年度へ一九二八年一月一日から一九二八年九月一日まで（）の処理計画

である（註、一五三、四〇〇、〇〇〇ドル）アメリカ国民賠償額（一九一、七二八、一六二ド

ルの八割）。一九二九年度以降の処理計画は次のようである。

(二) 一九二九年度へ一九二八年九月一日から一九二九年九月一日まで）。

(1) 傷記勘定

アメリカ国民請求の未払額へ請求の八割、一五三、四

〇〇、〇〇〇ドルと、それに対する一九二八年一月一日

から一九二八年九月一日までの利息（五分）五、一一三、

〇〇〇ドルとの合計額一五八、五一三、〇〇〇ドルかう、

一九二八年度支払予定期一一三、〇〇〇、〇〇〇ドルを差  
引いた残高）。

四五、五一三、〇〇〇

(2) 貸記勘定

(2) 一九二九年度ドーズ案年賦金一〇、七〇〇、〇〇〇  
(4) 船舶、電電局等に対する賠償準備金の残高

二五、〇〇〇、〇〇〇

(4) + (4) 差引次年度に借記せられる金額

三五、七〇〇、〇〇〇

ハニ、〇八九、〇〇〇

(3) 一九三〇年度(一九二九年九月一日より一九三〇年九月一日まで)

(4) 借記勘定

(4) 前年度より借記せられた金額一二、〇八九、〇〇〇

ドルに対する一九三〇年度利息(五分)

六〇四、〇〇〇

(4) アメリカ国民の請求権の二割(三七、三〇〇、〇〇〇  
ドル)に対する一九二八年一月一日から一九三〇年九  
月一日までの利息(五分)

四、九七五、〇〇〇

- (2)   
(4) 船舶、電電局等に支払わるべき五千万ドルについて。  
一九二八年十二月三十一日から一九三〇年九月一日ま  
での利息(五分)
- 四、二〇〇、〇〇〇
- (4) 一九二九年度よりの借記 一二、〇八九、〇〇〇
- 合計 二五、八六八、〇〇〇
- (2) 借記勘定
- 一九三〇年度ドーズ案年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇
- 差引次年度に借記せられる金額 一五、一六八、〇〇〇

(3) 一九三一年(一九三〇年九月一日より一九三一年九月一日まで)

(1) 債記勘定

(2) 前年度より繰越された債記勘定

一五、一六八、〇〇〇

(4) 前年度(4)、(5)、(6)により元本になつた金額に対する

一九三一年度利息 六、三六五、〇〇〇

合 計 二一、五三三、〇〇〇

(2) 貸元勘定

一九三一年度ドーズ半年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に債記せられる金額 一〇、八三三、〇〇〇

(4) 一九三二年度(一九三一年九月一日より一九三二年九月一日まで)

(1) 債記勘定

(2) 前年度から繰越された債記勘定 一〇、八三三、〇〇〇

(4) 一九三〇年度(4)、(5)、(6)により元本となつた金額

に対する一九三二年度利息 六、三六五、〇〇〇

合 計 一七、一九八、〇〇〇

(2) 債記勘定

一九二二年度ドーズ半年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に債記せられる金額 六、四九八、〇〇〇

(5) 一九三三年度へ一九三二年九月一日より一九三三年九月一日まで)

(1) 債記勘定

(2) 前年度から繰越された債記金額六、四九八、〇〇〇

(4) 一九三〇年度(4)、(5)、(6)により元本となつた金額に

対する一九三三年度利息 六、三六五、〇〇〇

合 計 一二、八六三、〇〇〇

(2) 債記勘定

一九三三年度ドーズ半年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に借記せられる金額

二、一六三、〇〇〇  
二七〇

(六) 一九三四年度（一九三三年九月一日より一九三四年九月一日まで）

(1) 借記勘定

(1) 前年度から繰越された借記金額 二、一六三、〇〇〇

(2) 一九三〇年度(イ)、(ウ)により元本となつた金額に  
対する一九三四年度利息(五分) 六、三六五、〇〇〇

合 計 八、五二八、〇〇〇

(2) 貸記勘定

一九三四年度ドーズ逐年賦金 一〇、七〇〇、〇〇〇

差引次年度に貸記せられる金額

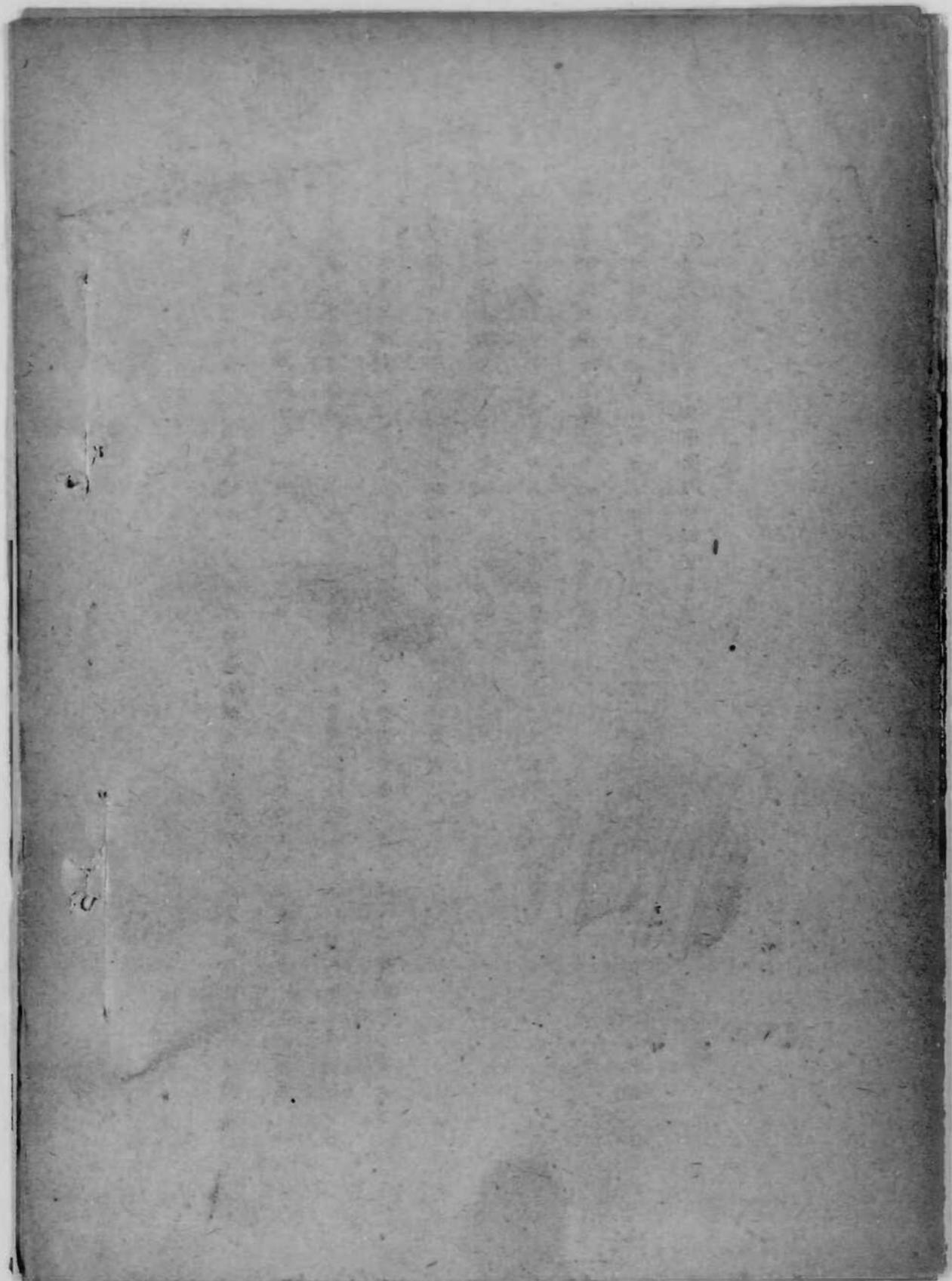
二、一七二、〇〇〇

ところで、一九三四年度までの計画では、アメリカ国民の死亡及び身体傷害に関する請求权、十万ドル以下の請求权、十万ドル以上の請求权の十万ドルに相当する部分は弁済せられるけれども、巨費(十万ドルをこえる)請求权の二割(元本三七、〇〇〇、〇〇〇ドル)

は弁済せられていない。そのほかアメリカ政府の請求権六千万ドル余がある。その額は、利息とともに一九三四年九月一日で、一二七、三〇〇、〇〇〇ドルに達する。これから、一九三五年度に貸記されるニ、一七二、〇〇〇ドルを差引いた一二五、一二八、〇〇〇ドルを、ドーズ逐年賦金へ一〇、七〇〇、〇〇〇ドルで償還するとすれば、(利息をふくめて)  
一九三四年九月一日から十八年位かかる(一九五二年頃)。

- (1) 優先請求権の利息を支払うに六年。
- (2) 一二五、一二八、〇〇〇ドルとその利息を完全に支払うに十八年。
- (3) 未割当利益金を支払うに二年四ヶ月。

合計二十六年四ヶ月かかる。すなわち、一九六一年にならないと完済すること水できまい。このときははじめて特別勘定が解消する。



0000 0604

# 在スイス独乙財産の処理について

## 外債課

### 一序

獨乙財産はその所在より見れば、

- (イ) 独乙国内に在るもの
- (ロ) 同盟及び連合国内に在るもの
- (ハ) 旧枢軸国内に在るもの
- (ニ) 中立国内に在るもの
- (ホ) 中立国内に在るもの

に区别することが出来る。

中立国内所在の獨乙財産一時にスイス所在の獨乙財産については、連合国は一九四五年六月五日の「獨乙に於ける最高権能確立に関する宣言」に基き、連合国が獨乙の最高権能たる地位を有するに至りたる結果、獨乙国内及び国外の獨乙財産に関する獨乙國の有していた権能は連合國に於て行使し得るものとして之が充分権を有することを主張した所に対し、イスラエルは自國の獨乙國に対する債権の引当に充当せんとする立前より、財産所在國が充分

一九四六年五月二五日米、英、佛三国とスイスとの間に締結された申合は、ニクスイス所  
在独乙財産の処分権に関する連合國とスイスとの主張の政治的妥協点と見ることが出来る。  
吾國の場合は独乙の場合と異り、既にたゞも制限下に於てではあるが中央政府の存在  
が認められておりて、吾國の在中立國財産の処分に当り一概にこの協定を當成めることは  
危険であるが、今次大戦後に於ける敗戦國の中立國所在財産の処分方式として見るとき興味  
深いものがある。

以下スイス側の申入を中心として在スイス独乙財産の処理方法を概観することとしたい。

## 二 申合の成立

在スイス独乙財産の処分に関する申合は一九四六年三月乃至五月の間にワシントンに於て  
米、英、佛三国代表とスイス代表との間に交渉妥結したものであつて、文陳公文及び附屬文  
書から成つてゐる。以下單に協定と称す。

スイス側の申入書によれば、そつ前大に於てスイスは連合國の在スイス独乙財産に関する  
处分権の法的根柢を認り得ないか、ヨーロッパの平和と復興とに寄与せんことを念願して行

にこゝ協定を締結するものであると明に宣言しており、本協定の政治的性質が曉われる。  
協定は在スイス独乙財産に付処分財産の範囲、処分方法、処分権限、利益關係者、財政方  
面等につき具体的に取扱つてゐる外、戦時中独乙が盟及び連合各國より賠償し支拂ふ  
額に渡入した賠償金の決算について規定し、併せて米国及び連合國の所持スイス財產  
の管理処置を解除すべきことが定められてゐる。

## 三 処分財産の範囲

協定によれば在スイス独乙財産は、スイス賠償事務局にまつり管理監督されることに定めら  
れていたが、直轄の対象となる財産は附屬書にて具体的範囲を定めている。

附屬書在スイス独乙財産とは、独乙人所持スイス所持財産及び之に關する権利益を既に  
包含するが本協定に付処分される対象となる財産は、

(1) 独乙に在住する独乙人がスイス国内に所有する財産及び  
(2) スイスにマリ付乙に返還され送還されることに決定した独乙人がスイス国内に持て  
所有する財産にして

(3) 一九四八年一月一日前に独乙人により取扱された財産

となるべく、る。

尚、独立ライヒス・バンク及び独立国連財産等独立國有財産にしへイスに所在する財産については本協定による処分の対象となり除外されており、又、特許権、商標権、著作権等の無体財産権については、元却、競價を擲するに定められていうに止まり終局的決定を缺いてくる。

#### 四 実施機関

##### (1) 賠償事務局

協定は財産処分の実施機関に付き之が構成並びに機能について規定していき。即ち在スイス独立財産の調査及清算はスイス賠償事務局にて主管すること、しそう構成及び機能につき規定している。

##### (2) 賠償委員会

スイス賠償事務局は在スイス独立財産の調査一当該財産が処分対象となるか否か等にて当る外処分対象となる財産については之が摘要板等に努り、一方スイス所在独立財産管理人より管理財産の譲渡を受け之等財産を処分する。一し處分に当つては元却條件其リ他報告する外情報を提供する義務を課せられていく。

これによつて免れは、賠償事務局はスイス機関ではあるが、在スイス独立財産の処分に因すう限り四ヶ国代表機關として行動することが要請せらるゝ事である種様である。

##### (2) 合同委員会

合同委員会は米、英、佛國代表各一名とスイス代表一名とを以て構成され、賠償事務局の調査、清算事務遂行に協力することに定められている。

即ち合同委員会に与えられる權限として

##### (1) 声明事件手帳に事項について賠償事務局の事前協議に

情報記録と賠償事務局に提供してその機能遂行を援助する。

(2) 痘瘍事務局の決定に対し不服の場合訴願し更に調停機関に提起することが出来る。

(3) 賠償事務局より報告に基き、処分財産価格、所有者氏名、住所等を独立機関一覧表する。

(b) 独乙人所育長体財産権の元却譲渡に附する申請に合意を与える等の該務権限が与えられたり、そり決定に當つては多段決方式が採用せらるべである。

即ち合同委員会は賠償事務局の財産処分の進行を援助監督するためのアコニ協定機関と見ることが出来る。

### 五、財産処分方法

財産の処分方法については附圖文書に詳細に規定されているが此にすれは在スイス独乙財産管理へはその管轄域差を踏ま事務局を設置することを要し一之により該務管理人の管轄責任は免除されし一賠償事務局は石炭受財産及び自己の調査により取扱した財産段階を他の一切の在スイス地の財産を先却処分し、そら売却金をスイス国立銀行賠償事務局勘定に払込じこと正要することに定められてゐる。

尚スイス企業に於ける在独乙人の持分についても、該務事務局にて取扱し同様手続により処分することに定められてゐる。この場合在独乙人にに対するスイス人の賃貸は債務者かその債務をスイス国立銀行賠償事務局勘定に払込じことにより解消せられ、又、在スイス地の財産一在独乙人スイス婦人一人社乙人と結婚し独乙に居住するスイス國婦人一の所有

分については特別の考慮を払うこと未められてゐる。

又、在スイス地の財産の完全なる把握のため財産隠蔽の為の買入、担保差入、抵当権設定等の不正取引は極力之を撲滅し、併せて之等取引は無効とすることに規定されてゐる。

又分にちり売却条件等重要事項については賠償事務局は事前に一般的又は個別的に合同委員会と協議することを要することに定められてゐるが、専に処分条件については

自連合國とスイス國の經濟的利益を圖ること

の最高價格により売却すること

の自由取引を尊重すること

走定め當時に竟却部分への参加は、非独乙國籍人のみに限定すると共に、独乙への転売防止上に最善の方策を講ずることが妥請されてゐる。

尚、在スイス地の財産の管理処分の費用はスイス國が負担することに定められてゐる。

### 六、処分代金の帰属

在スイス地の財産の処分代金は賠償事務局によりスイス國立銀行賠償事務局勘定に払込まれ

さうでらうか、之が幾分代金の帰属については、半額はスイス國に帰屬し、半額は連合國に帰属することに定められてゐる。然して連合國帰属分については、その特珠性に基き、之が便連は被災民に対する物資供給と、荒廢各國の復興のためにつみ使用し得ることに制限され、尚、差当りの措置として、スイスは被ひ財産の分金の三ヶ国配分額を引当として直に最高五〇〇〇〇ヽスイスフランを仮払することに定められているが、こう仮払金は國際難民委員会を通じ、難民の政府及び先生に充当されることに定められている。

在ベーリス領の財産がこの程度であり、そつ公分代金がどう程度に達するかは不明であるが、連合國は在スイス領乙財産に対する請求権は差当り五〇〇〇千スイスフランで打ち切られたことを見ることが出来る。

## 七、救済

### 1 財産所有者へに対する補償

在ベーリス財産充却公分による故障については、財産所有者に対する補償に付湯定され、

財産充却により損害を受けた被乙人に對しては被乙領帶により損害を補償することに規定

されてゐる。

詳り、具体内措置としては、スイス諮詢事務局は合司委員会を通じ財産の公分価格、所有者氏名住所と被乙機関へもそらく被乙管理や事会と予想されるに通知することに定められ、被乙機関はこゝ通知に基き財産所有者に被乙貨幣建補償額の受領権を賦与することに定められ、然し財産所有者に付し公分財産の全額に付補償するとか、或は一定比率による補償に止めるかについては一切不明である。こう裏に付ではらそく赔償料とせらる他、被乙に所在する被乙在外財産の所有者に対する補償と同様して考慮すべき問題として今后に残る所である。

然して補償金については、さう半額をスイスへ再貯することに定められたおり、スイスはこれを自己領に有する資金中より支払うことが定められてゐる。

而ちスイス國は在ベーリン清算金庫のスイス國政府名儀勘定の貯方より借方へう賃負にありえぬこととしているのであるが、こゝ処理は既すて不確定の特殊性に墨く便宜的措置をもつて、スイス國の被乙に対する請求権の處理の為の先例とせず、同時に在被乙スイス領の被乙に於ける財産の處理を容認するものと明記されてゐる。

(2) 財産処分に關する判書開保人の政府

スイス連邦財産処分に関する決定については、判書開保人に對しに種類の救済方法が認められており、即ち第一次的にスイス連邦へ提出し第ニ次的に國際調停委員会に提出し得ることが定められている。

財産が処分すべきとするか否かの決定事項は審議の決定に付し不服の場合は、判書開保人及び合同委員会はスイス再審院に訴願することが出来るし、更にスイス再審院の決定に不服の場合は合同委員会は一ヶ月以内に國際調停裁判所に事件を付託することが出来ると定められている。

再審院はスイス国内機關であつて、三名のスイス判事を以て構成したる審理は行政处分の形式により行われることに定められており、その決定は最終的効力を有するものとされていりる。

國際調停裁判所は複合裁判所及び單独裁判所に區別され、複合裁判所は連合二ヶ国を指すもの一名、スイスを指名するもう一名及び四ヶ国を指名せるもう一名より構成し、單独裁判所は四ヶ国を指名したもの的一名を以て構成することに定められている。

四ヶ国調停裁判所は協定の解釈に関する問題に付管轄権を有するもう二ヶ国、之が審理に當りては提出された証拠のみならず一切の事實問題及び法律問題についても審査する権限を有すると定められており事件受理に當つては重要事項については複合裁判所に於て審理決定し、重要な事項については単独裁判所にて審議決定することが出来ると定められている。

尚、裁判所の決定は最終的効力を有し、又その費用は在スイス連邦財産元部代金より優先的に支出することに定められている。

八、無体財産權の特別取扱

スイス國に於ける私乙人所有の特許權、商標權、著作權、著作權等の無体財產權につきとは、賠償事務局並に合同委員会の承認ある場合にのみ譲渡、売却し得ることとし、本協定による部分対象より除外されており、スイスが之等権利につき規定する多邊的國際條約に参加するまで之が処分を禁止することに定められている。

尚、私乙人所有特許權の取扱については、そつ別に連合各國間に於て「トドイワ町有の特

許權の取扱に関する協定」が締結され、独乙ハ所有リ特許権にして消滅しないもの及び公用されないものについには一定條件下に公開並みに公失使用に供する事が取扱りら成てゐる。

## 九、略奪金の処理

本協定は實に戰時中独乙が連合國から略奪しスイスへ搬入した金一亿九千五百五十五万圓を返還要求に対し、スイスは善意の取引であると主張してこれを返還を拒否していた。一方分方針を決定している。

即ちスイスはニューヨークにて要求払の方法で、二五〇、〇〇〇千スイスフランを連合三ヶ国に提供し、連合國は石金額の支拂により独乙が連合各國より略奪しスイスに搬入した金に対する請求権一國家及び登巻銀行の請求権等一放棄すると定めている。

石け面ニ五つ、〇〇〇千スイスフランは連合國によりパリ賠償協定に基き、金原末回に分割配分される様様である。之により戰時中独乙による略奪金中スイス國にあらもろに屬する限り、その所有権は法的にスイスに帰属することとなり、連合國の請求権は二五〇、〇〇〇。

チスイスフランを以て打切られることになつたもろと見ることが出来る。

## 一〇、結び

スイスバ独乙に有する処理の處理についとは融通しないので、其の處理が如何になされ得るか一切不明である。スイス所在独乙財産の区分は、頗る政治的に解大され得る。然し本協定を通じ戦時中立國所在財産の分方針は確立することが出来る。

吾國ハ在外財産がスイス國に所在する財産は独乙の場合と異りそぞ比重にてては頗る低い。どちらか連合國ニシテ取扱長は吾國所在財産の取扱事に關連しかなり参考となるもろと思われる。

## 在スイス独乙財産の処分に関するスイス代表団申入書

(註) 本申入書はスイス側よりの書類でありて此に対する連合國側の返答を次  
 キ、こうに該立したかどうか専く疑問であるが恐らくは該立したと思われる。

一九四六年五月廿五日

在ワシントン・スイス公使館  
 スイス代表団

## 辞 論

連合國政府はさきに行われた協議に於て、スイス國の主權に付し十分敬意をねいつつも、独  
 瓜國の降伏に基き且つその独乙國內に於ける最高権限ヲ行使したりに、在スイス國獨乙財産に  
 対する権利を要求し、且つ、戰勝十強山國によつて連合國より不法に没収され、スイス國へ破  
 入されたもと認められる金ヲ返還を求めた。

スイ士國政府は之に付しこれ等の要求の法的根柢を認めずと雖も、此並外荒唐さう地域に  
 対する物資ヲ供給等ヨリロツバウ平和と復興とに寄与せんことを念願するものなることを用陳

した、町かる空虚観り下に名を呼すスイズバ共和国は以下、如き論文を予へばる。

(一)

スイス國始譲事務局は在地の國民へは所管しテは管理する在スイス國産の一一切に、  
調査を行い、その处分を下すうとする。本協定は本國へは應されかねん人財産に対する  
の適用されるもつとす。

ス、本外國にヨリ損害を蒙れる地主人は、本協定に基キスイス國に於て交付された財産に付し  
て被る賠償を以て補償を受けるうとする。ニラ場合、換算は然らる選一の通商相場を適用  
すうじうとする。

ス、スイス國政府は同國へ被る國に於て所有する資本より本協約の目的に必要なる他の機械  
の半額を供するもつとす。

スイス國始譲事務局は合同委員会と共同にその委任を取たる権能を遂行するうとする。  
合同委員会は連合三ヶ國（米・英・佛）政府並びにスイス國政府の代表各一名を以て構成す  
るもつとする。合同委員会は凡ての利害關係ある者と同いく、スイス國始譲事務局の決定に  
對して、諮詢権を有するもつとする。

173

ス、スイス國政府は被る財産の管理並びに处分に關する一切の費用を負担するもつとする。

(二)

左記の通報の入る在スイス國財産の处分代金の内半額はスイス國政府に帰属し、他ノ半額  
は連合國に帰属するもつとし後者は被災國民に対する物資の供給等戰争により荒廢に帰し訣  
めに遭てる合國の復興に充てられるもつとする。

ス、スイス國政府は連合三ヶ國政府つたりに、ニューヨークに於て要求ねう方法を以てニ五〇、  
ツツ〇、ツ〇、〇スイスフランの金を提供する。連合國政府は同金額を領收は各國政府並びに當  
該國名券銀行の名にて、戰爭十強の國よりスイス國へ融入せらる金に附するスイス國政府  
並びにスイス國立銀行に対する一切の請求権を抛弃することを声明するもつとする。ニラ種  
度に附する一切の問題は右の方法に依り解決されるとする。

本協定の通用に關する細目は附屬文書中に記載するもつとする。

(三)

アメリカ合衆國政府は在台宋國スイス國立銀行の凍結を解除する。右に因ずれば要なる手続は

(四)

連帶なく就らるべきもととする。

ス、連合国は連帯なく「ゾラツク・リスト」よりスイスに因する障礙を消除するもととする。

(五) 下記スイス国代表は同時によりヒテンシニグイン公を代表するもとを声明する：

(六) 下記スイス国代表は同時によりヒテンシニグイン公を代表するもとを声明する：

右レ万一本協定ヲ適用乃至解釈に關し見解ヲ相違を生ぜる場合他に解決ヲ達なき時は調停手続に附せらるもととする。

(七)

本協定並いに附屬文書はスイス議会の協賛を至て効力を發生する。本協定並いに附屬文書は英・佛二ヶ國語にて書かれ、各同一効力を有するもととする。

### 散 具

在 ワ シ ン ト ン

連 合 国 代 表 国 代 表

ス テ エ ツ キ ー

### 附 屬 文 書

(一)

A、下記第一條中に規定される意義に於ける在独乙国独乙人（在スイス財産へ以下單に独乙財産と称す）は以下、如き方法により分割されるもととする。

a、スイス國に在る者（在独乙國獨乙人）に對して賠償を有する者は、さう賠償額をスイス國賠償事務局名義のスイス國立銀行勘定に払込をもととし右に依りさう債務は解除せらるるものとする。

b、凡て在スイス自然人並びに法人にして何等かの形にて所有するもとは、右の財産一切を賠償事務局に譲渡するもととし右に依りさう責任は消滅するもととする。賠償事務局は当該財産を处分しそう売上金を上記の申記載の勘定に払込をもととする。

c、賠償事務局は在スイス企業又は團體に對し在独乙國獨乙人（所有する一切の専分を取得しこれを専分するもととする。専分の売上金は上記の申記載の勘定に払込をもととする。d、賠償事務局は同様に在り一切の独乙財産を清算し売却するもととする。

e、合同委員会はスイス法に基き取扱い且つ、現在スイス國に所在する財産にしてそつ所

有権か独立人と結婚し独立國に在居するスイス國生れの婦人に属するものにつき賄債事務局より注意と興起した場合は特に事情を斟酌し考慮するものとする。

B. 賄債事務局は合同委員会の援助の下に独立財産を隠匿するため預入、担保差入、被当權設定期他の方針により行われる不正取引を繰り返すため最善の努力を為し且つ、その無効を主義するものとする。

C. 賄債事務局は合同委員会に対し各独立財産の大部分により取扱った金額並びにその財産所有者り住所氏名を連達し、独立國に於ける適当なる機関に連絡方を求めるものとする。独立國に於ける当該機關は充分財産の独立人所有者がより处分財産につき同一為替相場により核算されたり独立貿易賃貸代価を受取る権利と記録されるため必要なる処置を施さるものとする。独立人所有者に滞留すべき補償金总额の半額に相当する金額は在ベルリン清算金庫に於けるスイス國政府名義の貨物勘定より借方に移しかえられるものとする。本手続は如何なる場合に於ても今後不陽定当事國の犯乱によるか、スイス國の独立國に対する請求権處理につきの範例として適用されることとなるべく且つ又これにより是合意並びに二記國方勘定についてスイス側の分担を認容するものとして適用されることをもつとする。

## (二)

- C. 賄債事務局並びに合同委員会は不陽定の効力発生後速にさう活動を開始するものとする。
  - D. 賄債事務局は合同委員会と協力しその效能を遂行するものとする。賄債事務局はより活動に適し合同委員会に対して定期的に報告し且つ、さう一般目的に附し合同委員会により提出されたる雙回則そば独立財産の発見、登録及び部分に關し回答を示すものとする。賄債事務局は重要なる決定を下す場合は事前に合同委員会に協議するものとする。賄債事務局並びに合同委員会は一切の情報及び記録を相互に交換しその目的達成の便宜に供するものとする。
  - E. 賄債事務局は是迄と同じく独立財産又は独立財産を造成するものと看せられ、或はスイス法人の財産所有につき疑惑又は紛争らるるものとして同事務局より疑惑をかけられ又は合同委員会

議会により同事務局に対しても報告されたる財産の所在地及び状態につき調査をなすものとする。賠償事務局の諮詢は合同委員会と討議せらるもつとする。

F. 賠償事務局は社乙財産充却処分の條件についてあ来るに賛成の旨にスイス政府並びにスイス経済の利益を圖り保せて最高法院による充却後の取引の自由の尊重を十分得るため一般的に又は個々の場合にしき、台同委員会と協議の上決定するもつとする。非社乙國籍人にして之に關係する証明と有する者ヲ財産充却へ分へテ参加を許されものとし且つ、社乙人に対する転化防止の為には最善の方策を講するもつとする。

(三)

（3）同委員公が賠償事務局と協議したる後、同事務局の決定に同意し得ざる場合又は關係当事者が希望する場合には事業を一ヶ月以内にスイス國再審理院へ提出しそれ決定を仰ぐもつとする。再審理院は三名を以て構成し一名を刑事を其の長とする。本再審理は行政处分の形式に依りて行はりタもつとしそう手続は迅速且つ、簡潔なるべきもつとする。賠償事務局或は事業者提出を受けたる場合に於ける再審理院の決定は天々最後的の効力あるもつとする。

但し、合意委員会の再審理院の決定に同意せざる場合には、二ヶ國政府は一ヶ月以内にそ

見解ヲ相違に付して以下如き調停手続を求めることが出来るものとする。即ちミツバト委員会が

本商定、附屬文書又はその解釈に因る場合には、右し連合国政府が希望するならば之を國際調停裁判所へ提出する。本裁判所は連合三ヶ國政府、指名する者一名、スイス國政府、指名する者一名及び前記四ヶ國政府、指名する者一名を以て構成する。重要な見解ヲ相違は合意委員会及び賠償事務局の同意する時は、四ヶ國政府、商定により指定された國際裁判所構成員へ下へ提出することが出来、こゝ場合右の構成員は本國際調停裁判所として決定とす。もつとす、國際調停裁判所は提出されたに證拠の性質又は信憑性にて判断せらるることなく裁定せられたる一切事実的並みに法律的問題の審理に付應ぜんとするもつとする。

本調停裁判所の決定は最終的の効力と有する。本調停裁判所の費用は社乙財産の分より生ずる光と宣中よりミツバト分配前に控除せらるもつとする。

(四)

A. 本商定並びに附屬文書に使用される「財産」たる用語は、一九四八年一月一日以前に取引されたる一切の財産及び財産に対する一切の裁判又は判決を包含する。本商定に關してはイスラエル人に依り「社乙、第三清算事務所」を通じて交換が事実に成るべき金額は二

二に所謂純乙樹屋には見様えがわもうとすよ。

卷之三

「狂歌乙圖狂乙人」とは江之國に通じる里くち狂歌人賀右衛門に於て説をされ又は狂歌三目し或はさう池り狂歌にて狂歌を教えたる元老の狂歌人を意味する。但し、非狂乙圖人、丁酉くわ音雲す。召不二事。

在株乙型社乙人公前原信事、國庫を達にて所管する在スイス國利益を處分するたり且つ  
一ノ場合に非が乙人ヲ主要なる利益を化す方法に依り構成する方法により保護するため天主  
道切らる必謹が満ざれシもニす。

トノソ國に送還スルベキモヲと決定を受けたる者は「在独ノ國籍乙人」と思惑する事  
す。

五

スイス國政府は特殊事情正考慮し、三ヶ國政府が獨乙財産を以て上金につきより配分額に引当として直に最高五〇、二〇、一〇〇スイスフラン迄手形を限りぬことを許容すタゞとす。右ヲ借私金は「國際難民委員会」を通じて、独乙國の行動に基く戰爭犠牲者に之本国

7

へは僅々に得てゐる難民の救济及び灾厄に充てられるものとする。

六

A 三ヶ国政府がスイス國招請の意図を有する多邊的協定の締結及付かかる協定へうスイス國政府の参加を見るまでは、スイス國に於ける独立人所用の持野権は臨時半務局並ひに合同委員会の同意なくして売却又はそり他り形式により譲渡せられざるものとする。

B 独乙人所用の如何なる商標権又は著作権も特權委員会並びに合同意會の同意なくして売却又は譲渡せられざるものとする。

前記の附規定はライヒスバンク及び独乙国鉄道の財産を含む在スイス國乙国有財産には適用せらるざるものとする。

ワシントン

一九四六年五月二十三日

スチック

昭和二十三年五月

178

スイス国にあるドイツ人の資産の処分に関する一方  
フランス国、連合王国及びアメリカ合衆国の政府と  
他方スイス国政府との間の協定

一九四六年五月

一九四六年五月二十五日署名  
、英文は、一九四六年六月三十日附の  
ステート・デパートメント・ビュレ  
ティンによる。

條約局條約課

辞書　同盟国政府は、通報の商議においてスイス國の主權を完全に認めつつも、ドイツ國の降伏及びドイツ國における最高権力の行使を理由として、スイス國にあつてドイツ人の財産に対する権利を主張し、且つ、戦争中に占領された地方からドイツ國が不当に取得してスイス國に引き渡しと称される金ヲスイス國から返還を求めた。

イスラエル要求の法的根柢を承認することはできないか、荒廢地等への開墾につなげても、ヨーロッパ平和及び再建のため充分の寄与をすることを希望する旨を述べた。

右のような事情によつて、われわれは、次第協定に達した。

一

一　イスラエル政府は、ドイツ国内のドイツ人が所有し又支配しているスイス國における一切の種類の財産の調査を継続してこれを完了し、且つ、石炭産を清算しなければならぬ、この規定は、米國に送還されるドイツ國籍を有する他の者の財産にも同様に適用される。  
二　こう指揮の適用を受けたドイツ人は、この協定に従つてスイス國で清算された財産に対して、ドイツ國連帯が補償を受ける。これらの合計の場合において同一の為替比率が適用され

なければならない。

三　スイス國は、石の目的のたりに必要なドイツ通販の半分を、ドイツに於ける爲めに使用し得る資金の中から供給するもととする。

四　スイス國補償事務局は、三同盟國政府の各マ一一名の代表者及びスイス國政府の一一名の代表者から構成される委員會と密接に連絡して、同局に委任された任務を実施しなければならない。共同委員會は、利害關係のあるすべての私人と國体に、スイス國補償事務局の決定に若しくて控訴権を有する。

五　スイス國政府は、ドイツ人の財産の管理及び清算の費用を負担するもととする。

## 二

一　ドイツ国内のドイツ人のスイス國にある財産の清算による元傳金のうち、五割はスイス國政府に帰属し、他の五割は次に書く人民へテ需品の送付を含りて戰争によつて危険レヌは窮乏した地方の復興のため同盟國の六分に委される。

二　スイス國政府は、ニユーヨークにおける金による一億九千五百スイス・フランを額を、三同盟國政府の六分に委されることを約定する。ヨーロッパには、この金は、

この協定の適用に因する手続は、附屬書に掲げらるる。

## 四

一　合衆國政府は、合衆国内のスイス人の家庭の凍結を解消するもととする。これに必要な手続は、遅滞なく次第するもととする。

二　同盟國は、スイス國に因する限り、「プラツフ、リスト」を遅滞なく廢止するもととする。

五　スイス國政府の下名の代表者としては、自己からヒデンシエイン公爵のためにも行動していきることを宣言する。

## 六

この協定の適用又は解釈について意見の相違が生じ、それが他よりかなる方法によつても解

(6) 次を得たときは、仲裁裁判所によるなければならぬ。

七

この勘定及び附録書は、スイス議会が承認した時から、効力を発生する。

こう勘定及び附録書は、イギリス語及びフランス語で作成され、原本文は両者に効力を有す。

十二月十六年五月二十五日

政 奥

ワシントンにおいて

スイス国代表部 ストワツキー

ワシントン

同上同上

## 附 属 書

一

（1）後記四に定義されているドイツ国内のドイツ人のスイス國にある財産（以下「ドイツ人の財産」という。）は、左の方法で清算されなければならない。

（2）ドイツ国内のドイツ人に債務を有するスイス国内の人は、スイス國立銀行におけるスイス國補償事務局名義の勘定にその債務を支拂うことを要請され、かくしてその債務を免除される。

（3）いづれかの形式においてドイツ人の財産を管理しているスイス国内の一切の自然人及び法人は、補償事務局にこれらの資産を引き渡すことを要請され、この行為によつてかれらの責任は終了するものとする。補償事務局は、財産を清算しその元済金を（1）に掲げられた勘定に支拂われる。

（4）補償事務局は、スイス國の企業又は団体へも参加権であつてドイツ国内のドイツ人に属するものをすべて返還し、且つ、これを清算しなければならない。

清算による元済金は、（1）に掲げられた勘定に支拂われる。

(二) 補償事務局は、同様に他よりかなるドイツ人の財産の清算をも行う。

体) 共同委員会は、スイス国内にあるスイス系の財産であつてドイツ人と結婚し且つ、ドイツ国内で居住するスイス国民の婦人に属しているものに限する事例につき、補償事務局から注意を喚起された場合には、同情ある考慮を採らうとする。

る。補償事務局は、實、担保、抵当による又は他の方法による事を同ねず偽裝的性質を有するすべての取引であつてドイツ人の財産を隠匿してゐるものを発見するため、共同委員会の援助を得て、あつゆく努力を払い、且つ、右の取引を確実に無効ならしめる。

は、補償事務局は、ドイツ人の財産の各々の場合において清算によつて得た金額を、右財産のドイツ人所有者の姓名及び住所の調査とともに、ドイツ国内の権限ある官憲に伝達するのに、共同委員会に通告する。ドイツ国内の権限ある官憲は、清算された財産のドイツ人の所有者が、一定の為替比率において算定された、ドイツ國債による対価を受けることに対する権利を記録するためには必要な措置をとるものとする。ドイツ人所有者が与えられる補償金は、總額の二分の一に等しい金額がベルリンの「清算金庫」におけるスイス国政府名義の貿易銀行から落される。この取扱にあけるいかなる事項も、今後、ドイツ国内外のスイス国が決定から落される。

求償解決の先例として、この協定の一方又は他方の当事国によつて適用されることはないし、又、此によつて同盟国政府が、スイス国側に前記の双方勘定を処分すゝための権利を認めたりもうと主張されてもなうない。

## 二

い、補償事務局は、ドイツ人の財産を発見し、これを取扱し且つ、清算する権限を与えらる。スイス国政府は、アメリカ合衆国、フランス国及び連合王国の政府の協力を得て、ニトリルを実行する。この目的のためには、本国政府の各の代表者から構成され、該組織によつて行動する共同委員会が、ベルヌはチューリッヒに置かれる。共同委員会の任務は、後に列挙される。

は、補償事務局及び共同委員会は、この協定の実施後なるべく速かにそつて活動を開始する。補償事務局は、共同委員会の協力を得てその任務を遂行する。補償事務局はそつて内助にて共同委員会に定期的に報告する。補償事務局は、共同目的すらわらずドイツ人の財産の調査、調査及び清算に関して共同委員会によつて授けられた使命に回答する。補償事務局は、重要な決定を行ふ前に共同委員会と協議する。補償事務局及び共同委員会は、その業務を遂

成る容易にさせらもつと思われる一切の情報及び証拠書類を互に利用させなければならぬ。

補償事務局は、ドイツ人の財産であるも、否しくはそれを含むと語られるも、あるいは、善意のイスラム人の所有權であるか否か疑わしいか若しくは陳述の余地のあるもの、又はこのように信ぜられるものであるとして、補償事務局が疑をかけにかゝは共同委員会のうはそのように石事務局に通報された財産の個別の所在及び地位を從来通り調査しなければならぬ。補償事務局の詰論は共同委員会より前に開示される。

補償事務局は、最も有利な価格を獲得し且つ、通商の自由を助長する機会と看右国政府及びイスラム国經濟の國家的利益とを適当に考慮して、ドイツ人の財産の売却条件を、共同委員会と協議して、一般的に又は個々について決定する。ドイツ以外の国籍を有するものであつて適当な保証を提供することができるもののみがかかる財産の買入札に参加することを許され、又右財産のトイツ人へ再売却を防ぐためにあらゆる可能を措置が取られるもの。

### 三

共同委員会が、補償事務局と協議した後に石事務局の決定に同意できないか、又は開示者がこれを欲するときは、事件は、一個月以内にイスラム裁判所に提出せらる。ニ

所は、三人の委員で構成され且つ、一人の審判長によって司会され、この評議は、打合形式こと、こととし、そり手続は、急速に且つ簡単に行はれなければならない。補償事務局の決定、又は事件が再審裁判所に提出された場合には再審裁判所の決定は最終的である。しかしながら、共同委員会が再審裁判所の決定に異議を有する場合には、三同盟国政府は、右の紛争を次つ仲裁裁判所に託すことを一箇月以内に要求するこゝでさる。すなわち右の紛争がこう協定及び附屬書に含まざる事項又はそり附状に附するもつてある場合、同盟国政府が希望するときは、右の紛争はこれを仲裁裁判所に付託するこゝでさる。この裁判所は、三國同盟政府によつて任命された第三の委員とイスラム政府によつて任命された一名の委員と、右の四國政府によつて任命された第三の委員とに構成される。こうする紛争をうち最も専門性を持つものは、共同委員会及び補償事務局が同意する場合には、これを四國政府の合意によつて任命された裁判所、委員の判決に付託することが出来る。こう場合には、右委員は仲裁裁判所として行動するもつとする。

仲裁裁判所は、自己に提出された証拠の性質又は立証力に関して制限を受けるもつてはなく且つ付託された一切の事實問題又は法律問題を審議する完全な権限を有するもつとする。

仲裁の判明の判決は最終的つもつざる。

仲裁の判所の費用はドイツ人の財産の清算による元得金によつて、そつ分配に先立つて負担さぬすればならない。

四

い この勘定及び清算書に使用せらるる「財産」という語は、ちりゆう種類の財産及び財産に関する千九百四十八年一月一日以前に取扱されたあらゆる庄貢の確判又は利益を含む。この勘定の適用上、ドイツ人とスイス人と同の酒樽手続を通じてスイス国内の者によつて支拂われたか又は支拂わるべき金額は、ドイツ人の財産とみなされし。

ろ ドイツ国内のドイツ人としての語は、ドイツ国内に居住するすべての日本人とドイツ国内に設立された若しくは軍事上の場所を持ち又はそつ他の方法でドイツ国内において組織されたすべての法人を意味する。但し、如何なる性質の団体であつてもそつ所有権又は管轄権を有しない者に属するものはこう限りではない。ドイツ国内に在はすドイツのこうやうな団体を通じてスイス国内に持つていう利益と清算するだりに、ストライバーい者、すなはち労働的利益がちつて清算せらるるものと安全を保証するだりに、適当な

改め親りれるものとする。

千九百四十八年一月一日以前に帰国したドイツ人はニイ日以前にスイス國官憲よりスイス國から帰国しなくてはならぬ旨の決定を下されたドイツ人は、ドイツ国内のドイツ人という語に該当するものとみなされる。

五

改め親りれるものとする。

スイス國政府は、特別の情況の存在することを認めて、三同盟國政府に対しドイツ人の財産の清算による元得金の守からそつ分則として五千万スイス・フランに到るまゝの金額を直方に引き出すことを許可することを約束する。ニイ前払金は避難民政國際委員会を通じて、帰国不可能なドイツ國の行為の機狂者の厚生及び安定のために充當されるものとす。

六

い 三同盟國政府がスイス國政府にも加入を招請する連國を有する多數國間の取極の締結に列するまゝの間、又かかる取極にスイス國政府の参加を見るまゝの間、ドイツ人の所有するスイス国内の特許権は、補償事務局及び共同委員会の同意なしには売却され又はそつ他の方法によつて譲渡されることはならない。

(10)

ク ドイツ人オ所百すう商標又は著作権は、補償事務局及び共同委員会の同意なしには売却され又は譲渡されではならぬ。

七

以上の規定は、ドイツ領中央銀行及びドイツ國鉄道の財産を含むスイス国内にあるドイツ国有財産には適用されない。

十九百四十六年五月二十五日

ワシントンにおいて

ストウツキー

大藏次官 殿

諭戦連絡中央事務局次長

諭 戦合第六六八号

昭和二十二年八月二十九日

建台國 中立國 敏國 特殊地位國並に地位未定國の定義に関する件

八月四日附、總司令部覚書に依り、昭和二十一年十月三十一日附總司令部覚書第二一七号連合國、中立國並に敵國の定義に関する件は廢棄せられ新しい内容の定義を指示されたが右覚書英文テキスト並に前覚書と其重要な相異点を別添送附する。

なお、本覚書の内容に就ては慶音下各機関へも然るべく即速送付する。  
本信送付先 内閣官房次長、各省次官、衆、参両院事務総長

一 連合國とは一九四二年一月一日の連合国宣言書名又はその右に国際連合憲章に参加した國とせられ、前覚書記載の四十九ヶ國に更に次の大カ国が追加せられてアフガニスタン、アルゼンチン、白露ソヴィエト社会主义共和国、ジャム、瑞典、ウクライナ、ソヴィエト

(2)

卜社公主義共和国

二、中立国としてネバール、エーメン両国が堅忍せりてゐる。

ラウアフガニスタンと瑞典は現在國際連合憲章参加國であるが、交戦国となかつたので中立

國々中にあられられた官府記せらばてはいき

三  
敵西につけては亥史なし。

四 前 覚 省 中 戰爭の結果さう地圖の變更した點を分類す代りに、特殊地圖ノ國へなる分類を設け、オーストリア・エストニア、フィンランド、イタリー、朝鮮 ラトヴィア、リス

卷之三

此一類之書，其說亦復不外乎此。雖有此種之書，而無此種之學，則其說亦復何能成？

乃石室で内閣セラ此レ指令書書類令中  
半年後結果を内閣に奏變した事レ有る

五、蒙古ニアルリニア一國付右河川外花荷

地位別國家一覽表

地位別	國	家	名
ノアフガニスタン國	トデンマーク國	ハレバノン國	スルシヤム國
ニアルゼンティン國	トミニカ共和國	シリベリア共和國	ズスクエーデン國
ヲオーストリイ國	エクアドル國	スルフセンブルグ國	シリヤア國
ナヘルギー國	エジプト國	メキシコ國	ドールコ國
ゾボリヴィアイ國	サルワトル共和國	オランダ國	ウラクナック國
タブラジル國	エティオピア國	ニュージーランド國	南アフリカ連邦
タビルマ國	ブルガニア國	ノルウェー國	社会主義共和國
ナチリナダ國	ギリシャ國	カナダ國	ソシイズム共和国
ノコロニニア ソシイズム共和國	フランス國	ニカラグア國	ウクライナ共和国
ノ中华民国	ハイチ共和國	ノールウェー國	南アフリカ連邦
ノコロンビア共和國	ハンチチマラ國	ヌルウエー國	社会主義共和國連邦
ノペルーアイ国	パキスタン國	ノルウェー國	ソシイズム共和国
ノペルーアイ国	ナマ共和國	ノルウェー國	ソシイズム共和国連邦
ノペルーアイ国	ウエヌエラ合衆國	ノルウェー國	ソシイズム共和国
ノペルーアイ国	ウルグアイ東方共和國	ノルウェー國	ソシイズム共和国連邦

5. Bolivia  
 6. Brazil  
 7. Byelorussian Soviet Socialist Republic  
 8. Canada  
 9. Chile  
 10. China  
 11. Colombia  
 12. Costa Rica  
 13. Cuba  
 14. Czechoslovakia  
 15. Denmark  
 16. Dominican Republic  
 17. Ecuador  
 18. Egypt  
 19. El Salvador  
 20. Ethiopia  
 21. France  
 22. Greece  
 23. Guatemala  
 24. Haiti  
 25. Honduras  
 26. Iceland  
 27. India  
 28. Iran  
 29. Iraq  
 30. Lebanon  
 31. Liberia  
 32. Luxembourg
33. Mexico  
 34. Netherlands  
 35. New Zealand  
 36. Nicaragua  
 37. Norway  
 38. Panama  
 39. Paraguay  
 40. Peru  
 41. Poland  
 42. Republic of the Philippines  
 43. Saudi Arabia  
 44. Siam  
 45. Sweden  
 46. Syria  
 47. Turkey  
 48. Ukrainian Soviet Socialist Republic  
 49. Union of South Africa  
 50. Union of Soviet Socialist Republics  
 51. United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland  
 52. United States of America  
 53. Uruguay  
 54. Venezuela  
 55. Yugoslavia

(2)

備考	地位未定国	敵	中立	
	ノアルミニウム共和国	ノオーストリイー国	ノトローバルカーリア国	ニアイルラント国
前西配布の一覧表と別換られたし。	ノルマニヤンガリ共和国	ノスウェーデン国	ノスルトガル国	ノイラーント国
	ハンガリ共和国	エストニア国	エスラニン国	エスラニン国
	ラトヴィア国	クライタリア国	クライタリア国	クライタリア国
	ルーマニア国	リスニア国	リスニア国	リスニア国

Basic : Memorandum for the Japanese Government  
from G.H.Q. SCAP, file AG 312.4 (4 Aug 47)

DS (SCAPIN: 1757).

Subject:

5. The nations named below will not be treated as falling into any of the three categories referred to in paragraphs 2, 3 and 4, unless such a classification of one or more of them is specified. They will be referred to collectively as "Special Status Nations".

- |              |                    |            |
|--------------|--------------------|------------|
| 1. Austria   | 2. Estonia         | 3. Finland |
| 4. Italy     | 5. Korea           | 6. Latvia  |
| 7. Lithuania | 8. Siam (Thailand) |            |

Although Siam has now adhered to the United Nations, it is also listed under this paragraph.

In any order, memorandum or directive issued up to the present time using the term "Nations whose Status Has Changed as a Result of the War" the term "Special Status Nations" shall be substituted therefor.

6. The nation named below will not be treated as falling within any of the categories referred to in paragraphs 2, 3, 4 and 5, and will be referred to as "Undetermined Status Nation":

Altania

For the Supreme Commander

R. M. Levy  
Colonel, Agd.  
Adjutant General.

AG 312.4 (4 Aug. 47) DS  
(SCAPIN 1757-A)

APD 500  
4 August 1947.

Memorandum For : Japanese Government  
Through : Central Liaison Office, Tokyo.  
Subject : Definition of United, Neutral,  
Enemy, Special Status and  
Undetermined Status Nations.

1. SCAPIN No. 217 of October 31, 1945 (File  
No. AG 12.4 31 October 1945) is hereby rescinded.

2. Whenever reference to the "United Nations" is made in an order, memorandum, or directive, that term, in the absence of indication to the contrary, shall be taken as meaning and including the following nations which are signatories to the United Nations Declaration of 1 January 1942 or later adherents to the United Nations Charter:

- |                |              |
|----------------|--------------|
| 1. Afghanistan | 3. Australia |
| 2. Argentina   | 4. Belgium   |

"Definition of United, Neutral, Enemy, Special  
Status and Undetermined Status Nations".

(24)

3. Whenever reference to "Neutral Nations" is made in any order, memorandum or directive, that term, in the absence of indication to the contrary, shall be taken as meaning and including the following nations:

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| 1. Afghanistan    | 5. Spain       |
| 2. Ireland (Eire) | 6. Sweden      |
| 3. Nepal          | 7. Switzerland |
| 4. Portugal       | 8. Yemen       |

not having been belligerents, Afghanistan and Sweden are also classified as "Neutral Nations", although now adherents to the United Nations Charter.

4. Whenever reference to "Enemy Nations" is made in any such order, memorandum or directive, that term, in the absence of indication to the contrary, shall be taken as meaning and including the following nations:

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 1. Bulgaria | 3. Hungary | 5. Roumania |
| 2. Germany  | 4. Japan   |             |



0000 0630